### 子育で・福祉・医療・健康 ~希望をもち健やかに暮らせるまち~

#### 基本施策1 子育て支援の充実

(1)働く子育て家庭の支持	爰
---------------	---

(1) 働く于育て家庭の支援						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
山陽地区公立保育所整備 事業	2-(1)	市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所 児童割合の不均衡による運営の非効率化等の課題を抱えて いる。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基 づき、公立保育所の再編整備を行う。 山陽地区4箇所の公立保育所については2園に再編整備し、 そのうち1箇所は、厚狭駅南部地区に定員140人の保育所を 新設整備する。	H29以前~R 5	467,507	子育て支援課	
公立保育所事故防止推進 事業	2-(1)	公立保育所における事故防止対策を推進するため、必要な機器(乳幼児の午睡中の呼吸や心肺の動きの低下、うつぶせ寝などを感知する、無呼吸アラーム、午睡チェック等)を購入する。	R2~R7以降	4,555	子育て支援課	
一時預かり事業	2-(1)	私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3箇所:日の出・出合・厚陽)においても直営で実施している。	H29以前~ R7以降	2,916	子育で支援 課	
一時預かり事業(幼稚園 型)	2-(1)	子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園が、園児(1号認定子ども)を対象として通常の就園時間外や長期休業期間中に実施する一時預かり事業に対して補助を行う。	H29以前~ R7以降	3,000	子育て支援 課	
延長保育事業	2-(1)	各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。・標準時間延長(1時間延長5箇所、30分延長6箇所)・短時間延長全箇所	H29以前~ R7以降	10,670	子育て支援課	
障がい児保育事業	2-(1)	障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付する。軽度障害児(1か月:29,370円)特別児童扶養手当対象児童(1か月:74,140円)		13,187	子育で支援 課	
放課後児童対策事業(放 課後児童クラブ)	2-(1)	市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	H29以前~ R7以降	102,181	子育で支援課	
児童クラブ施設整備等事業	2-(1)		H29以前~ R7以降	3,233	子育で支援課	
病児保育事業	2-(1)	発熱や体調不良により集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	H29以前~ R7以降	23,446	子育て支援 課	
子育て短期支援事業	2-(1)	児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	H29以前~ R7以降	324	子育で支援 課	

また、認可保育所に移行するための能設整備について補助することにより、定員を確保し、待機児童の解消を図る。 公立保育所達境整備事業						
私立保育所整備制成事業  で、保育所の健全な運行等与するともに、保育環境を登え るとで安全な民育合行立とができる。 また、認可保育所に移行するための施設を描していて補助す ることにより、足見を確保し、特別型の関連を通りとして、 の立保育所環境整備事業  公立保育所環境整備事業  公立保育所環境整備事業  公立保育所環境整備事業  公立保育所環境整備事業  の対した。	養育支援訪問事業	2-(1)	る家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する		ゼロ予算	子育て支援 課
公立保育所環境整備事業	私立保育所整備助成事業		で、保育所の健全な運営に寄与するとともに、保育環境を整えることで安全な保育を行うことができる。 また、認可保育所に移行するための施設整備について補助す		4,995	子育て支援 課
富千帆児童クラブ仮施設	公立保育所環境整備事業		性がある箇所がある。保護者が安心して児童を通わせることができるよう、再編整備が完了するまでの間においても、緊急的に修繕が必要な箇所について、所要の修繕等を行う。 また、遊具等の部品も老朽化が進み、修繕または買い替えが		1,292	子育て支援課
日治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委   R2~R7以降   659   課			室を2教室新築する。 当面不足する1教室分については、令和2年度から令和4年度 までくし山児童公園内で仮設校舎をリースし、新築する2教室 分については、令和5年度に高千帆小学校内に普通教室と合	R1~R5	8,274	子育て支援課
保育所等施設型給付事業 (市内私立12園及び管外保育園に 委託し、その運営費を補助する。	アウトソーシング事業(保		自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委	R2~R7以降	659	子育て支援 課
保育所令施設全給付事業 (市内私立12園及び管外 保育所)	住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業(児 童クラブ分)		自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委	R2~R7以降	450	子育て支援 課
立て、	(市内私立12園及び管外		委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・伸宏・姫井・石井手・西福寺・真珠・貞源寺・		1,328,728	子育で支援 課
では、世域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。 74,768 課 74,768 課 74,768 課 公立保育所で保育を実施する。 (R2現在 日の出保育園・出合保育園・下津保育園・厚陽保育 R7以降 491,519 課	幼稚園等施設型給付事業		定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、平成31年度に小野田めぐみ幼稚園が新制		247,257	子育て支援 課
公立保育所運営事業 (R2現在日の出保育園・出合保育園・下津保育園・厚陽保育 R7以降 491,519 課 491,519 課 491,519 課 491,519 課 491,519 課 491,519 課	地域型保育事業運営支援 事業		づき、地域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施す	H29以前~ R7以降	74,768	子育て支援 課
民間保育サービス施設に入所する乳幼児の健康診断として実施する内科検診、目・喉・皮膚・体格等視診、健康相談等の経費及び職員が研修に参加するに当たり代替職員の雇用費を補助することにより入所児童の処遇の向上を図る    171   子育で支援   子育で支援   子育で支援   日本の必遇の向上を図る	公立保育所運営事業		(R2現在 日の出保育園・出合保育園・下津保育園・厚陽保育		491,519	子育て支援課
民間保育サービス施設入 所児童処遇向上事業 施する内科検診、目・喉・皮膚・体格等視診、健康相談等の経 費及び職員が研修に参加するに当たり代替職員の雇用費を 補助することにより入所児童の処遇の向上を図る R7以降 71 課	民間保育サービス施設職 員健康診断事業		を補助することにより、民間保育サービス施設における衛生・		30	子育て支援 課
保育所保険料補助事業 入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契 H29以前~ 約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。 R7以降 88 課	民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業		施する内科検診、目・喉・皮膚・体格等視診、健康相談等の経費及び職員が研修に参加するに当たり代替職員の雇用費を		71	子育て支援 課
	保育所保険料補助事業				88	子育て支援課

		  対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は			
多子世帯応援保育料等軽 減事業(保育所)		全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和2年度10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施によ	H29以前~ R7以降	1,770	子育で支援 課
		り、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となる。			
私立幼稚園特別支援事業		私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に 定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口 県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に 対して補助金を交付する。	H29以前~ R7以降	393	子育て支援 課
実費徴収に係る補足給付 事業(副食費)	2-(1)	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層~第3階層)及び第3子の副食費を補助する。	R1~R7以降	4,860	子育て支援 課
施設等利用給付事業		令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により 行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの (上限あり)。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。	R1~R7以降	140,448	子育て支援 課
子育てワンストップ事業		子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象となる手続 子育て支援課:児童手当、児童扶養手当、保育 健康増進課:母子保健	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	子育て支援 課
		(2)子育ての不安と負担の軽減			
				<b>今年の左右</b>	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
事業名地域子育で支援拠点事業		事業概要 市内4箇所の私立保育所(須恵・さくら・姫井・貞源寺第二)で 月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て 支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。		事業費 (単位:千円)	担当課 子育で支援 課
		市内4箇所の私立保育所(須恵・さくら・姫井・貞源寺第二)で 月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て 支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施	H29以前~	事業費 (単位:千円) 32,608	
地域子育で支援拠点事業	2-(1)	市内4箇所の私立保育所(須恵・さくら・姫井・貞源寺第二)で 月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て 支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施 する。 子育て世代が集まる子育で支援拠点施設等に積極的に出向 き、子育で世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相 談窓口となり、子育で世代のニーズの把握、個々に必要な情 報提供や相談、助言等を行い、子育で世代の応援及び自立を	H29以前~ R7以降 H29以前~	事業費 (単位:千円) 32,608 3,103	子育て支援
地域子育で支援拠点事業子育でコンシェルジュ事業子育で総合支援センター	2-(1) 2-(1) 2-(1)	市内4箇所の私立保育所(須恵・さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。  子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。  子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。  子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・	H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降	事業費 (単位:千円) 32,608 3,103	子育て支援課

-		·			
福祉医療事業(単市事業分)	2-(1)	県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	H29以前~ R7以降	39,000	子育て支援 課
子ども医療費助成事業	2-(1)	子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分(3割負担)のうち一部を助成し、2割負担とする。ただし、所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。	H29以前~ R7以降	22,000	子育で支援 課
養育医療給付事業	2-(1)	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定 医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやか な処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対し て、養育に必要な医療費の助成を行う。	H29以前~ R7以降	7,020	子育で支援 課
子ども医療費助成拡充事 業	2-(1)	子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小1~中3までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成している。令和2年8月から制度内容拡充する。※拡充内容:助成割合を自己負担額の1割から2割へ拡大する。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外	R2~R7以降	11,010	子育て支援課
キッズファーム事業	2-(1)	子育て支援の拠点である子育て総合支援センタースマイルキッズに小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。 収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1~R7以降	30	子育で支援 課
ベビースマイル事業	2-(1)	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるフェスタの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技が生かせる場を提供する。	H30~R7以 降	300	子育で支援 課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業(児 童手当)		県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち 自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委 託を行う。	R2~R7以降	1,214	子育て支援 課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業(乳 幼児医療・ひとり親家庭医療)		県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち 自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委 託を行う。	R2~R7以降	660	子育て支援 課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業(子ども医療)		県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち 自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委 託を行う。	R2~R7以降	256	子育て支援 課
子ども・子育て支援事業計 画推進事業		令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。	H29以前~ R7以降	160	子育で支援 課
子育て支援情報発信事業		子育で情報の一元化と情報提供の充実を目的に、平成22年度に開設した「さんようおのだっこ」の管理・運営を行う。 子育てに関する行政情報のほか、民間の情報も発信し、多くの子育て世代に利用されている。	H29以前~ R7以降	85	子育で支援 課
児童手当支給事業		中学3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を 支給する。 ■支給額(月額):3歳未満15,000円、3歳~小学生(1、2子) 10,000円、3歳~小学生(3子以降)15,000円、中学生10,000 円、所得制限超5,000円	H29以前~ R7以降	990,831	子育で支援 課

	身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している 父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を 受けて県に進達する。	H29以前~ R7以降	226	子育て支援 課
	経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学 予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費 (学用品費購入費等)を支給する。	H29以前~ R7以降	24,359	学校教育課
	経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学 予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費 (学用品費購入費等)を支給する。	H29以前~ R7以降	31,639	学校教育課
	就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病 に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための 医療費を助成する。	H29以前~ R7以降	1,514	学校教育課
	就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費 を支給する。	H29以前~ R7以降	58,761	学校教育課
	し、助成金を支給する。	H29以前~ R7以降	140	学校教育課
	(3)地域社会での子育て支援			
重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
2-(1)	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。 会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	H29以前~ R7以降	2,775	子育て支援 課
2-(1)	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	H29以前~ R7以降	1,134	子育て支援 課
	老朽化している児童館について、必要な大規模修繕を年次的に行う。 小野田児童館に非常通報装置を設置するなど、安全で良好な児童等の受入環境を確保するため、整備を行う。	H29以前~ R7以降	583	子育て支援 課
	市内7か所の児童館の指定管理者を審査選定する事業 5年ごとの更新時に実施する。(次回は令和2年度に開催予定)	R2	12	子育て支援課
	市内7校区(本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆)に 児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施 する。	H29以前~ R7以降	46,580	子育て支援 課
	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	H29以前~ R7以降	511	子育て支援 課
	(4)配慮が必要な子どもと家庭の支援			
重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	2-(1)	父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。 経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。 経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。  就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。  就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。  交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。  (3)地域社会での子育て支援 重点施策 事業概要  2-(1) 日五援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。  地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。  セ域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。  老朽化している親子及び世代間の交流、気に活動、その他児童を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽) 老朽化している児童館について、必要な大規模修繕を年次的に行う。小野田児童館に非常通報装置を設置するなど、安全で良好な児童等の受入環境を確保するため、整備を行う。  本朽化している児童館に変に関策を実施する。(次回は令和2年度に開催予定) 市内7校区(本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。  子どもが戸外で生や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	受けて県に進達する。  経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費で学用品費購入費等)を支給する。  経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費で学用品費購入費等)を支給する。  総学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。  就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を対していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。  対学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を対して、総食費を対して、3.2 地域社会での子育て支援事業概要  重点施策  事業概要  本書概要  本書版を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。中29以前~R7以降の開催及び広報級の発行。の開催及び広報級の発行。中29以前~R7以降の開催及び広報級の発行。中29以前~R7以降不70回における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童和社の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高干帆・出合・厚陽)  老朽化している児童館について、必要な大規模修繕を年次的に行う。小野田児童館に非常通報装置を設置するなど、安全で良好な別を付きることの更新時に実施する。(次回は令和2年度に開催予定)・下内7か所の児童館の指定管理者を審査選定する事業の分人環境を確保するため、整備を行う。  本行との更新時に実施する。(次回は令和2年度に開催予定)・市内7か所の児童館の指定管理者を審査選定する事業の分人環境を確保するため、整備を行う。  本行いといる児童館と関いで、必要な大規模修繕を年次的に行う。中29以前~R7以降の方法を確保するため、整備を行う。  本行いるの方法を確保するため、方が管理している児童道園のといるが認び場づくりを進めるため、市が管理している児童道園のを構体指定を行う。 本行の方法を表が管理しているの園の施設整備に対して補助金の支給を行う。  (4.)配慮が必要な子どもと家庭の支援	安土しては保護に特別児童扶養手当を支給するための申請を 安けて県に進達する。  総済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学 予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費 (学用品費購入費等)を支給する。  総済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学 予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費 (学用品費購入費等)を支給する。  就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病 に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための 密療養を助成する。  (3)地域社会での子育て支援 事業概要  本業概要  本業概要  本業概要  本業概要  本業概要  本系規則に関する過差を表示。  (3)地域社会での子育て支援 事業規則 (3)地域に対して、給食費 不刀以降 (3)地域に会での子育て支援 本業概要  本業概要  本業規則 (3)地域社会での子育て支援 本学校付することにより、地域での子育て支援体制の完実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高治・高千帆・由会・厚陽) を打化している児童館について、必要な大規核経を本次的 に行う。 小野田児童館に非な通り組む団体に対して補助金を 交付することにより、地域での子育て支援体制の完実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高治・高千帆・出合・厚陽) を打化している児童館について、必要な大規核修繕を年次的 に行う。 小野田児童館に非な通り組む団体に対して補助金を 交付することにより、地域での子育て支援体制の完実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高治・高千帆・出合・厚陽) を打化している児童館について、必要な大規核修繕を年次的 に行う。 小野田児童館に非常通報経費を設置するなど、安全で良好な 用空りの人環境を確保するため、整備を行う。 本行化している児童館について、必要な大規核修繕を年次的 に行う。 小野田児童館において、必要な大規核修繕を年次的 に行う。 小野田児童館において、必要な大規核修繕を年次的 に行う。 小野田児童館において、必要な大規核を経を本の的 に行う。 小野田児童館において、必要な大規核を経を本の的 に行う。 小野田児童館において、必要な大規核を養を本の的 に行う。 小野田児童館において、必要な大規核をを本の的 に行う。 小野田児童館において、必要な大規核を経を本の的 に対している児童が国 を関し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施 アリ以降 イル・新崎・須恵・小野田・高治・高千帆・有帆に 児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施 アリ以降 イルを設し場では、から、市が管理している児童遊園の 発信や経済管理している公園の施設整備に対して補助金 の支給を行う。 また、自治金が管理している公園の施設整備に対して補助金 の支給を行う。 また、自治金が管理している公園の施設整備に対して補助金 の支給を行う。 また、自治金が管理している公園の施設整備に対して補助金 の支給を行う。 本業報要

家庭児童相談事業	2-(1)	核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	H29以前~ R7以降	70	子育て支援 課
なるみ園運営事業	2-(1)	指定管理者による児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を行い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	H29以前~ R7以降	9,642	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運 営事業	2-(1)	ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	H29以前~ R7以降	5,198	子育て支援 課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業(児 童扶養手当)		県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2~R7以降	221	子育て支援課
児童扶養手当支給事業		18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。 ※支給額(H31.4月現在):全部支給 42,910円(1人)、2人目は10,140円加算、3人目以降は6,080円加算(金額は全部支給の場合)	H29以前~ R7以降	330,006	子育て支援 課
ひとり親家庭自立支援給 付事業		ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	H29以前~ R7以降	14,430	子育て支援課
ひとり親福祉事業		母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	H29以前~ R7以降	1,955	子育て支援 課
母子生活支援事業		児童福祉法第23条の規定基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの	R1~R7以降	8,500	子育て支援 課
	ı	(5)母子保健サービスの充実	1	_ ^ <del></del>	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
妊婦健康診査事業	2-(1)	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。	H29以前~ R7以降	47,614	健康増進課
定例健康教育(育児学級・ ステップアップ教室)事業	2-(1)	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、育児学級を開催する。また離乳食から幼児食への移行う歯予防のためのステップアップ教室を開催する。	H29以前~ R7以降	346	健康増進課
発育·発達事業(療育教室)	2-(1)	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2~R7以降	226	健康増進課
子育て世代包括支援セン ター(母子保健型)	2-(1)	妊娠期から子育で期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	H29以前~ R7以降	3,634	健康増進課

産後ケア事業	2-(1)	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	H30~R7以 降	278	健康増進課
不妊治療費助成事業	2-(1)	次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。市:一般不妊治療助成事業 県:特定不妊治療費助成事業、人工授精治療費助成事業	H29以前~ R7以降	1,720	健康増進課
母子保健推進員育成·活 動支援事業	2-(1)	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や 周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な 子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推 進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	H29以前~ R7以降	704	健康増進課
妊婦健康診査事業(歯科 健診)	2-(1)	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2~R7以降	818	健康増進課
定例育児相談(すくすく相 談)・随時育児相談事業	2-(1)	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期 的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じ たときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	健康増進課
母子家庭訪問指導事業	2-(1)	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。		ゼロ予算	健康増進課
乳児健康診査事業		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	H29以前~ R7以降	8,340	健康増進課
幼児健康診査事業		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か 月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動 機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見 し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとと もに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	H29以前~ R7以降	2,593	健康増進課
発育·発達事業		母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼 児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年 中児の心理相談会を実施	H29以前~ R7以降	207	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた 妊娠届書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	H29以前~ R7以降	71	健康増進課
産前産後サポート事業(マ タニティひろば)	2-(1)	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育でに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。定例健康教育(マタニティスクール)として開催していたものを産前産後サポート事業に組み替える	R2~R7以降	113	健康増進課
産婦健康診査事業	2-(1)	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	H30~R7以 降	4,323	健康増進課

### 子育で・福祉・医療・健康 ~希望をもち健やかに暮らせるまち~

#### 基本施策2 高齢者福祉の充実

(1)生涯現役社会づくりの推進						
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
介護支援ボランティア活動事業		第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	H29以前~ R7以降	2,828	高齢福祉課	
介護保険第2号被保険者 における介護支援ボラン ティア活動事業		第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	H29以前~ R7以降	304	高齢福祉課	
敬老会運営補助事業		毎年9月の敬老月間にあわせて地区社協主催により敬老会を開催。地区最高齢者、米寿者へ記念品の贈呈やアトラクションを行い、長寿を祝う。市内11地区で開催される敬老会の運営に対する補助。	H29以前~ R7以降	4,906	高齢福祉課	
敬老月間啓発事業		市長の表敬訪問(100歳、県内最高齢者)。85歳、95歳及び 100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合 作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセー ルの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポス ターや作文の募集。	H29以前~ R7以降	426	高齢福祉課	
高齢者団体の活性化(老 人クラブ等)		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	H29以前~ R7以降	1,912	高齢福祉課	
老人福祉作業所と利用促 進		老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等) 等の費用の負担	H29以前~ R7以降	259	高齢福祉課	
全国健康福祉祭参加祝い 金支給事業(ねんりんピッ ク出場者祝い金)		ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈 呈する。	H29以前~ R7以降	50	高齢福祉課	
生きがいと健康づくり推進事業		地域の協力のもと、老人グラン連合芸に対し、人ホーツ人芸寺を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	H29以前~ R7以降	1,800	高齢福祉課	
	1	(2)高齢になっても住みよい地域づくり		令和2年度		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課	
総合相談・支援事業(地域 包括支援センターの充実)		高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的且つ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を充実させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。	H29以前~ R7以降	32,357	高齢福祉課	
包括的・継続的ケアマネジメント業務		高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、個々のケアマネジャーのサポートを行うとともに、ケアマネジメントの実践が可能となる環境整備をを行う。(地域包括ケアの充実)、多職種連携強化に向けたシステムの充実を目指す。	H29以前~ R7以降	49	高齢福祉課	

地域包括支援センター委 託先業務システムの導入	指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務について、市内及び近隣の居宅介護支援事業所へ一部委託をしている。平成31年度に制度改正に対応した委託先業務システムを購入。今後も委託先の事業所が支障なく業務を行うため、システムを継続利用するもの。	R1~R7以降	88	高齢福祉課
地域ケア会議推進事業	ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。	H29以前~ R7以降	135	高齢福祉課
訪問用車両リース	高齢者に関する相談対応・実態把握のため高齢者の居宅等を訪問するほか、介護予防ケアマネジメント等を実施するに当たっては対象者の居宅訪問が義務付けられている。また、地域支援事業実施のための移動にも車輌を使用している。(令和1年7月354件)ケアマネジメント件数の増加等により訪問回数が増えたが、円滑な訪問相談業務実施のため、訪問車両の借上げを行うもの。	R2~R7以降	309	高齢福祉課
医療介護関係者連携強化 体制構築業務	在宅医療・介護連携推進のための組織の可視化、医療・介護 資源の把握、市民ニーズの把握等のプロセスを経て、地域に おける現状と課題の抽出、対応可能な解決策の協議を行う。 また、関係職種の連携強化に向けた研修や、地域住民に向け た普及啓発を行う	H29以前~ R7以降	288	高齢福祉課
相談支援体制の充実	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を運営し、在 宅医療・介護連携に関する事項の相談受付や、退院調整支援 を行う。また、相談窓口の周知を行う。	H29以前~R 4	180	高齢福祉課
切れ目ない在宅医療・介護 提供体制構築事業	医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるように、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築する。 (在宅医療・介護連携推進協議会等で引き続き協議し、具体的な計画を立てていく。)	H29以前~R 4	107	高齢福祉課
生活支援サービスの体制 整備事業	地域のニーズを把握し「地域づくり」の方針を決定する「第一層協議体」を市内1箇所に設置した。住民主体の「支援」体制の担い手を発掘し支援していく「第二層協議体」を小学校区毎に設置し、協議体同士の情報交換を図るなどの支援を行う。平成31年度から社協へ委託し実施する。	H29以前~ R7以降	9,138	高齢福祉課
権利擁護事業	判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止および対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。	H29以前~ R7以降	101	高齢福祉課
成年後見利用支援事業	市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の 申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う。	H29以前~ R7以降	3,123	高齢福祉課
成年後見制度利用促進体 制整備推進事業	成年後見制度利用促進基本計画をふまえ、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、中核機関の整備や市の基本計画について検討する。	R2~R7以降	73	高齢福祉課
高齢者の実態の把握	高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を 調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5 月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。 実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	H29以前~ R7以降	138	高齢福祉課
高齢者福祉計画の策定及 び進捗管理事業	高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその 実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を 期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計 画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一 体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理 に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。		309	高齢福祉課

		1		1
高齢者保健福祉推進会議 開催及び14市町福祉事務 所長会議出席事業	高齢者福祉計画の進捗管理のために高齢者保健福祉会議を開催する。また、地域福祉に関する14市町福祉事務所長会議へ出席し、高齢者福祉計画の策定にも生かす。	H29以前~ R7以降	88	高齢福祉課
ケアセンターさんよう運営 事業	ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託する。 毎月、モニタリングを実施し施設の状況の把握に努める。	H29以前~ R7以降	3,574	高齢福祉課
建築基準法12条に基づく 定期報告(小荷物専用昇 降機及び防火設備の定期 検査報告・ケアセンターさ んよう)	建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。	H29以前~ R7以降	418	高齢福祉課
老人保護措置事業	経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続または、今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続きや調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。 また虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。、	H29以前~ R7以降	186,043	高齢福祉課
フロン排出抑制法に基づく 定期点検	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)と名称を改め、平成27年4月より全面施行された。このことに伴い、定期点検(3年に1回)が義務化され(1回目は、法施行後3年以内の平成29年度に実施)、令和2年度に2回目を行う必要があるものです。	H29以前~ R7以降	264	高齢福祉課
建築基準法12条に基づく 定期点検に伴う検査是正 指摘項目の修繕(小荷物 専用昇降機)	建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になり、定期点検を行ったところ、点検を行った業者から検査是正指摘項目として挙げられたものを修繕するもの。	R2~R7以降	366	高齢福祉課
介護保険利用者負担軽減 助成金支給事業	市内に住所を有する要介護認定等を受けた高齢者に対し、居宅サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成する。 助成対象居宅サービスは、ホームヘルプのみで申請に基づき交付する。	H29以前~ R7以降	180	高齢福祉課
寝具乾燥消毒サービス事 業	市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	H29以前~ R7以降	479	高齢福祉課
入浴サービス事業	身体上等の障害があるために在宅での入浴が困難な者に対して、対象者を自宅まで送迎し施設での入浴サービスを提供する。	H29以前~ R7以降	621	高齢福祉課
訪問理美容サービス事業	身体上または精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	H29以前~ R7以降	26	高齢福祉課
福祉電話利用助成事業	低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、 その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種の サービス提供を行うために電話を無料で貸与する。 助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、 各自利用者負担。	H29以前~ R7以降	720	高齢福祉課

高齢者相談事業		市が高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために実施する。 市内5か所、決められた曜日に民生委員等が会場に出向き来 場者の相談を受ける。	H29以前~ R7以降	392	高齢福祉課
緊急時短期入所事業		対象者を通常介護しているものが疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じた時に介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	H29以前~ R7以降	90	高齢福祉課
無年金者特別給付金支給 事業		国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	H29以前~ R7以降	600	高齢福祉課
生活管理短期入所事業		市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められる者が、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	H29以前~ R7以降	276	高齢福祉課
高齢者福祉計画の策定及 び進捗管理事業(介護予 防・日常生活圏域ニーズ調 査:地域支援事業)		高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその 実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を 期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計 画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一 体として策定し、進捗管理を行う。その中で、H29から実施され る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、地域支援事業(一 般介護予防評価事業)に該当する形で実施する。	H29以前~ R7以降	709	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事 業)		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	H29以前~ R7以降	5,573	高齢福祉課
住宅改修支援事業(地域 支援事業:任意事業)		居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修する にあたって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成する ケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2000円)を行う。	H29以前~ R7以降	10	高齢福祉課
寝たきり高齢者介護見舞 金支給事業(地域支援事 業:任意事業)		在宅の寝たきり高齢者等(要介護が4又は5で非課税世帯で基準日以前1年間に介護保険のサービスを利用しなかったもの)を介護する家族に対して、その労苦を慰謝激励することを目的に介護見舞金(1人100,000円)を支給する。(基準日は6月1日)	H29以前~ R7以降	200	高齢福祉課
家族介護支援事業		市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流 事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減 を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。	H29以前~ R7以降	628	高齢福祉課
紙おむつ等支給事業		紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6000円を上限)。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。	H29以前~ R7以降	6,074	高齢福祉課
「高齢者福祉サービス」シ ステム維持管理(地域支援 事業:任意事業)		高齢者福祉サービスシステム(COKAS-RAD2内にある)の 維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	195	高齢福祉課
		(3)介護予防の推進			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課

介護予防普及啓発事業	第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室 や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	H29以前~ R7以降	344	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。	H29以前~ R7以降	623	高齢福祉課
介護予防応援隊養成事業	介護予防応援隊を育成する研修の開催。介護予防に関する 知識を身につけ、自ら介護予防に取り組むとともに、地域にお いて、介護予防に資する地域活動のサポートができる人材の 育成・支援を行う。	H29以前~ R7以降	159	高齢福祉課
地域リハビリテーション活 動支援事業	介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取り組みを推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援などを行う。	H29以前~ R7以降	50	高齢福祉課
介護予防把握事業	訪問や関係機関との連携を通して閉じこもり等何かの支援を 要する高齢者の把握を行い、介護予防活動等へつなげる。	H29以前~ R7以降	7	高齢福祉課
認知症予防事業	MCI(軽度認知障害)を、早期に発見し、認知症へ移行することをできる限り遅らせるために、あたまの健康チェックを実施し、MCIの疑いがある方に対し、認知症を予防する教室(あたまの若返り教室(あたまの健康チェック事後フォロー教室))を実施する。	H29以前~ R7以降	664	高齢福祉課
総合事業介護従事者研修	平成29年4月から実施している総合事業における多様なサービスとしての訪問型サービスA型、地域ふれあい型(B型)のサービス従事者の要件として本研修の受講等を義務付け、従事者の質の向上を図る。	H29以前~ R7以降	23	高齢福祉課
通所事業所担当者講習会	通所事業利用者が今よりも介護が重くならないように介護予防に重点的に必要な内容(口腔、低栄養、肺炎予防等)の講習を通所事業所担当者に向けて開催する。講習を受けた担当者は事業所で他職員にもそれを広め、各事業所で積極的に取り組むことで要介護・要支援・総合事業の事業対象者の悪化を防止することを目指す。	R7以降	7	高齢福祉課
訪問型サービス(第一号訪 問事業)	総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	H29以前~ R7以降	32,707	高齢福祉課
通所型サービス(第一号通 所事業)	総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	H29以前~ R7以降	109,963	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事 業)	高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託)	H29以前~ R7以降	5,256	高齢福祉課

総合事業給付管理事業		事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合 事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	H29以前~ R7以降	615	高齢福祉課
高額介護予防・高額医療 合算介護予防サービス費 相当事業		総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	H29以前~ R7以降	300	高齢福祉課
総合事業サービス事業所 の指定及び指導監督事業		平成29年4月から開始した総合事業サービス事業所の指定 及び各種届出の審査受理を行う。また、必要に応じて実地指 導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
		(4)認知症施策の推進		•	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
認知症に関する普及啓発 事業		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に 関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講 座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題と して捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	H29以前~ R7以降	336	高齢福祉課
徘徊高齢者等見守りネット ワーク構築事業		今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になった時早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を高める	H29以前~ R7以降	69	高齢福祉課
認知症支援ネットワーク構 築事業		認知症に関する機関とのネットワークの構築により、地域の情報共有や地域課題、市における対策を検討していく。また認知症を介護する介護者が安心して介護できる環境づくりを行う。 その一つのツールとして認知症ケアパスを作成・運用する	H29以前~ R7以降	231	高齢福祉課
認知症カフェ事業		認知症の人と家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、認知症の人とその家族の支援を行うとともに、地域住民へ対して認知症理解へ向けた啓発活動を行う場として「認知症カフェ」の設置を進める。	H29以前~ R7以降	700	高齢福祉課
認知症地域支援推進員の 配置		医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る	H29以前~ R7以降	63	高齢福祉課
認知症初期集中支援チー ムによる支援体制推進		認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(所定の要件を満たす専門員2名以上と専門医(嘱託医)1名以上で編成される)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	H29以前~ R7以降	319	高齢福祉課
		(5)介護(予防)サービスの充実			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護サービス提供事業		要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプ等の在宅サービスや特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供を行う。	H29以前~ R7以降	5,715,711	高齢福祉課
介護予防サービス提供事 業		要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を 送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホー ムヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)の提供を行う。	H29以前~ R7以降	138,130	高齢福祉課
介護保険施設サービス利 用者負担軽減事業		低所得者に対して介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう補足給付をおこなう	H29以前~ R7以降	204,844	高齢福祉課

高額介護・高額医療合算 介護サービス費支給事業		介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	H29以前~ R7以降	162,533	高齢福祉課
指定介護予防支援業務		介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う	H29以前~ R7以降	8,589	高齢福祉課
地域密着型サービス指導 監督事業		グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。	H29以前~ R7以降	27	高齢福祉課
地域密着型サービス事業 所の指定及び指導監督事 業		介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。	H29以前~ R7以降	30	福祉指導監 査室
居宅介護事業所の指定及 び指導監督事業		山口県からの権限移譲により、平成30年4月から介護保険法に基づき、居宅介護事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、居宅介護事業所の健全かつ適正な運営の確保を図る。	H30~R7以 降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
		(6)介護保険の円滑な運営	1		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護給付管理事業		事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護 給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。	H29以前~ R7以降	7,523	高齢福祉課
介護給付管理事業 介護サービス給付費適正 化事業			R7以降		高齢福祉課
介護サービス給付費適正		給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。 自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供に ついて、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいた だき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。ま	R7以降 H29以前~	301	
介護サービス給付費適正 化事業 介護保険低所得者利用者		給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。 自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。また年1回、介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうちー定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県	R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~	301	高齢福祉課
介護サービス給付費適正 化事業 介護保険低所得者利用者 負担対策事業		給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。 自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。また年1回、介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうちー定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助国1/2、県1/4) 基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくり	R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降	301 35 100,000	高齢福祉課
介護サービス給付費適正 化事業 介護保険低所得者利用者 負担対策事業 介護保険管理事業		給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。 自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。また年1回、介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうちー定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4) 基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。	R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~	301 35 100,000 29,039	高齢福祉課高齢福祉課

#### 子育で・福祉・医療・健康 ~希望をもち健やかに暮らせるまち~

介護保険制度改正(新介 護保険事業計画施行)に 伴うシステム改修事業	介護保険制度を持続可能な制度としていくために3年に一度、介護保険事業計画の策定が行われ、多くの制度改正が行われるが、本市介護保険基幹システムにおいても新制度、改正内容に即した適切な介護保険業務を円滑に遂行する改修事業を行う。	H29以前~ R7以降	622	高齢福祉課
介護認定調査用公用車 リース事業	介護認定を行うための認定調査は、精度の高い調査が求められるため、可能な限り市の調査員により実施しているが、現在契約している2台のリース車だけでは申請件数が多く、対応できない状況となっている(平成30年度は、6人の調査員で2、181件実施)。 高齢者人口の増加に伴い、介護申請の件数は増加することが見込まれ、介護認定調査の円滑実施に必要であるため、リース車を1台追加するもの。	R7以降	309	高齢福祉課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業	通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来 業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生し ている。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターや バースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち 自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委 託を行う。	H29以前~ R7以降	3,966	高齢福祉課

#### 基本施策3 障がい者福祉の充実 (1)障がい福祉サービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの充実						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
障がい者計画等策定及び 推進事業		山陽小野田市障がい者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画(障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定する。また、サービス毎の利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行う。	H29以前~ R7以降	208	障害福祉課	
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業		通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2~R7以降	30	障害福祉課	
みつば園車両更新事業		みつば園の配備車両を、新しい車両に整備する。	R2~R4	296	障害福祉課	
まつば園車両更新事業		まつば園の配備車両を、新しい車両に整備する。	R2~R4	274	障害福祉課	
のぞみ園車両更新事業		のぞみ園の配備車両を、新しい車両に整備する。	R2~R4	489	障害福祉課	
みつば園厨房設備更新事 業		みつば園の厨房設備の整備を行う。	R2~R4	454	障害福祉課	
地域生活支援拠点整備事 業		障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	R1~R7以降	20,330	障害福祉課	
みつば園緊急避難経路舗装事業		みつば園の避難経路をアスファルト舗装し、避難時の安全性 の向上を図る。	R2	994	障害福祉課	
まつば園車庫解体事業		まつば園の車庫の解体を行う。	R2	352	障害福祉課	

各種障がい者手帳受付・ 証明事業	①障がいを有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障がい内容、等級に応じた市や県の障がい福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	H29以前~ R7以降	100	障害福祉課
心身障害者扶養共済掛金 助成事業	心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している 保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者 が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に終 身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事 業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	H29以前~ R7以降	210	障害福祉課
特別障害者手当等給付事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。	H29以前~ R7以降	29,986	障害福祉課
在宅酸素濃縮器電気料助成事業	呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。(非課税世帯に限る)	H29以前~ R7以降	90	障害福祉課
自立支援給付事業(介護 給付)	計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。介護給付(「障害支援区分」の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H29以前~ R7以降	589,374	障害福祉課
自立支援給付事業(訓練 等給付)	計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。訓練等給付(主に就労に係るサービスの提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H29以前~ R7以降	399,565	障害福祉課
自立支援給付事業(補装 具給付)	失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るために補 装具費を支給する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により 負担上限あり)。		12,960	障害福祉課
障害児通所給付事業	障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H29以前~ R7以降	216,904	障害福祉課
重度心身障がい者医療費 助成事業	対象:①「身体障害者手帳」1,2,3級②療育手帳A③「精神障害者保健福祉手帳」1級④「障害基礎年金」1級⑤特別児童扶養手当1級⑥④⑤と同程度の障がいを有する者のうち、所得要件を満たす障がい者内容: 受給者証を交付し、保険適用医療費の内、自己負担分を助成する。	H29以前~ R7以降	308,206	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援 事業	小児慢性特定疾患児に、疾患があることの受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。	H29以前~ R7以降	100	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助 成事業	補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」 の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力 の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入等 に要する経費の一部を助成する。	H29以前~ R7以降	174	障害福祉課
更生医療給付事業(自立 支援医療①)	「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	H29以前~ R7以降	108,000	障害福祉課
育成医療給付事業(自立支援医療②)	18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと 将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期 待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1 割(世帯の収入により負担上限あり)。	H29以前~ R7以降	1,800	障害福祉課

障がい者施設運営事業		指定管理者制度により、障がい者施設(みつば園、まつば園、 のぞみ園)を運営する。	H29以前~R 4	5,597	障害福祉課
指定管理者選定事業		指定管理者制度を導入している障がい者施設(みつば園、まつば園、のぞみ園)について、現在の指定管理者の指定管理期間が令和3年3月31日までであるので、令和3年4月1日以降の指定管理者を選定する。	R2	12	障害福祉課
社会福祉法人地域協議会事業		所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実 計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	H30~R7以 降	36	障害福祉課
障がい者地域生活支援事 業		支援の種類:①相談事業②意思疎通支援事業③日常生活用 具等給付④移動支援⑤地域活動支援センター事業⑥日中一 時支援⑦自動車運転免許取得費助成⑧自動車改造費助成⑨ 手話奉仕員等養成研修事業⑩障がい者スポーツ大会開催事 業⑪成年後見制度利用支援事業⑰自発的活動支援事業⑬点 訳・音訳事業	H29以前~ R7以降	39,841	障害福祉課
理解促進研修・啓発事業		障がいへの理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、主に精神障がいの理解についての普及啓発を目的とする研修・啓発(精神保健福祉講座)を行う。	H29以前~ R7以降	20	障害福祉課
保健·医療·福祉等連携事業		執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取組む。	H29以前~ R7以降	80	障害福祉課
権利擁護推進事業		障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	H29以前~ R7以降	20	障害福祉課
障がい者相談業務委託料		委託先:障がい者相談員本人または保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。	H29以前~ R7以降	294	障害福祉課
精神通院医療給付事業(自立支援医療③)			H29以前~ R7以降	ゼロ予算	障害福祉課
社会福祉法人指導監査事 務事業		障がい者施設を運営する社会福祉法人の指導監査に関する 事務を実施する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	障害福祉課
		(2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり		△和0左座	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
東京2020パラリンピック聖 火フェスティバル実施事業	1-(1) 3-(1)	東京2020パラリンピック開催に伴う山口県聖火フェスティバルにおいて、県内各市町で聖火を採火し、県に集火する。きららガラス未来館にてガラス文化を生かした採火行事を実施する。	R2	753	障害福祉課
要約筆記啓発講座事業		多くの市民に要約筆記に関心を持っていただき、県が開催する要約筆記者養成講座の受講へと結びつけ、要約筆記者としての登録を促す。また、聴覚障がい者への理解を深め、合理的配慮の提供を促す。	H30~R7以 降	40	障害福祉課

### 子育で・福祉・医療・健康 ~希望をもち健やかに暮らせるまち~

手をつなぐ育成会山口県 大会補助事業	手をつなぐ育成会山口県大会は、県内各市町の手をつなぐ育成会が持ち回りで主管となり実施している。令和2年度は山陽小野田市手をつなぐ育成会が主管として実施予定であり、大会の開催費用について補助する。	R2	100	障害福祉課
障がい者団体支援事業	障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会)から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	H29以前~ R7以降	340	障害福祉課
福祉タクシー費助成事業	対象者:①「身体障害者手帳」1,2,3級②「身体障害者手帳」4級の下肢障がい、心臓機能障がい、呼吸機能障がい③療育手帳A、B④「精神障害者保健福祉手帳」1級のいずれかを所持する者内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。	H29以前~ R7以降	25,969	障害福祉課
「障害者差別解消法」推進 事業	「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことにより、市は障がいを理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のパリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消地域支援協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う。	H29以前~ R7以降	144	障害福祉課
手話通訳者等配置事業	市が主催する講演会等を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等配置する。	H29以前~ R7以降	749	障害福祉課
ヘルプカード配布事業	障がい者が、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードを作成し、対象となる方へ配布する。	R1~R7以降	ゼロ予算	障害福祉課
山陽小野田市手話言語条 例(仮称)制定事業	手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を図ることにより、相互に人格と個性を尊重し、支え合い安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して条例を制定とする	R2	ゼロ予算	障害福祉課

#### 基本施策4 地域福祉の推進

(1)地域福祉推進体制の整備・充実						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
石丸総合館維持整備事業		施設の適切な維持管理、長寿命化のため必要な改築、修繕等を実施。	H29以前~ R7以降	1,154	市民活動推 進課	
社会福祉協議会支援事業		地域福祉事業は行政と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	H29以前~ R7以降	59,956	社会福祉課	
須恵福祉会館改修事業		必要性の高いものから計画的に建物の改修を行う。 共通する課題として、建物の内装及び外装の改修、浴室の改修、空調の改修などがある。 施設名 開館年 経過年 その他 須恵福祉会館 H8 22年 -	H29以前~ R7以降	300	社会福祉課	
高千帆福祉会館改修事業		必要性の高いものから計画的に建物の改修を行う。 共通する課題として、建物の内装及び外装の改修、浴室の改修、空調の改修などがある。 施設名 開館年 経過年 その他 高千帆福祉会館 S63 30年 浴室 日火金	H29以前~ R7以降	100	社会福祉課	

地域福祉計画推進事業	社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。	R1~R7以降	136	社会福祉課
指導監査事務事業	山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	社会福祉課
地域協議会の体制整備事業	平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が実施・運営を支援することとなる。地域協議会は、効率的に開催する観点から、既存の会議体を活用することになる。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	社会福祉課
石丸総合館管理運営事業	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	H29以前~ R7以降	2,576	市民活動推 進課
地域協議会の体制整備事 業	平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。	H29以前~ R7以降	44	高齢福祉課
福祉センター管理運営事業	市内7箇所(本山・赤崎・須恵・中央・高泊・高千帆・有帆)の福祉会館の円滑な運営を図る	H29以前~ R7以降	28,217	社会福祉課
福祉関係団体支援事業	市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会、 更生保護女性会	H29以前~ R7以降	399	社会福祉課
遺家族援護事業	市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び 県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、 補助金を交付する。 1 山陽小野田市連合遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金	H29以前~ R7以降	257	社会福祉課
戦没者遺族等特別弔慰金 事業	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国 債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し 特別給付金を支給する。	H29以前~ R7以降	22	社会福祉課
戦没者追悼式開催事業	戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	H29以前~ R7以降	323	社会福祉課
災害見舞金支給事業	市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円)	H29以前~ R7以降	250	社会福祉課

災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、 条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	H29以前~ R7以降	10	社会福祉課
災害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。 H11台風災害…市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち償還期限を過ぎても未だ市に対する償還を行っていない者がいるため、その債権回収にあたるH22大雨災害…H25年度から償還が始まり、債権回収にあたるる	H29以前~ R7以降	4,030	社会福祉課
南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。	R1~R7以降	301	社会福祉課
社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。	H29以前~ R7以降	40	子育で支援 課
山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。	H29以前~ R7以降	12	福祉指導監 査室
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の医域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。)。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	高齢福祉課
市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金 募集や献血推進事業を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	社会福祉課
山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力 を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	社会福祉課
すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1街頭啓発(駅・中学校・高等学校・サンパーク・丸喜厚狭店) 2社明講演会 3市広報、ラジオ、新聞広告での周知	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	社会福祉課
社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人 指導監査を行う。 私立保育所(12園)に対して保育所指導監査を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	子育て支援 課
地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度~対象は2園(プティット小野田保育園、こぐま 保育園)。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	子育で支援 課
地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
	条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。 災害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。 H11台風災害・・・市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち償還期限を過ぎても未だ市に対する償還を行っていない者がいるため、その債権回収にあたるH22大雨災害・・・H25年度から償還が始まり、債権回収にあたる時期を決ち、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。  災害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。 H11台風災害・・市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち償還期限を過ぎでも未だ市に対する償還を行っていない者がいるため、その債権回収にあたる h22大雨災害・・H25年度から償還が助まり、債権回収にあたる を	条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。  以害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。  H11台風災害・市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち億遠期限を過ぎてもまだ市に対する償還を行うていないるため、日安人のうち億遠期限を過ぎてもまだ市に対する日と大力でしていないるとの保護の収入を支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ開作実施できることを目的とし、大規模災害時における較少者の迅速な生活再建を実明するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復展を促進する。  社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合・地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の間性を軽を必要がある。 地域協議会は既存の協議会を地域協議会と位置付けて開催・務を行う。  山口県からの権限移験により、平成25年4月から社会福祉法、保予は勝い等の時間を経を必要がある。 地域協議会に関係の協議会を地域協議会と位置付けて開催・務を行う。  山口県からの権限移験により、平成25年4月から社会福祉法、展別時本務を行う。  山口県からの権限を経必要がある。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を超過を発力を開催、といる主義・一般にないる・市所管の全権に関する法律の施行に保い、平成25年4月から社会福祉法人、の表計の場に係る指導監査及び財務諸教等電・中期示システムに係る事務等を行う。  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に保い、平成25年4月から社会福祉法人の指導監査関係が表別を発売があた。対し、規制を発売して実施。)。  市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金料の場合と大会福祉法人の指導監査関する事務を行うの会計の場に対した広報活場を対しまれている。  市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金料のについては、福祉指導監査室にて実施。)。  市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金料の場に対して、機能を整定して、地積原務を発いまながあった。場に、メディアを適じた広報活動を行う。  オンての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たもの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明念を変し、と様でもなの情報を発していますを認める場である。  オンスの国民が、犯罪をないの関係を表しています。 とびころ は、日本の関係とは、中では、高等学がもの問題を含さら、サンバーの事業を表し、 とびころ は、日本の関係を表し、 とびころ 第7以降 での 129以前 で アリン 240年度 で 240の 250年度 240 250 250 250 250 250 250 250 250 250 25

## 子育で・福祉・医療・健康 ~希望をもち健やかに暮らせるまち~

指定特定相談支援事業者 等指導監査事業		市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援 事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化 を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。	R1~R7以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
		(2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進	•		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
民生委員·児童委員活動 支援事業		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	H29以前~ R7以降	16,095	社会福祉課
民生委員推薦事業		民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	H29以前~ R7以降	120	社会福祉課
山陽地区民生委員·児童 委員活動支援事業		年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、行政だけでなく地域社会が連携する必要があり、民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、地域の方々のよき相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	市民窓口課

#### 基本施策5 社会保障の安定 (1)低所得者福祉の充実

(1)佐所待有偈征の允美						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
生活困窮者自立相談支援 事業		市が委託する実施事業者が、生活困窮者からの相談を受け、 申込みを行った者に対して自立に向けた各種支援を行う。実 施事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支 援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。	H29以前~ R7以降	8,836	社会福祉課	
生活困窮者就労準備支援 事業		生活習慣が身についていない等の理由により就労が困難な者に生活習慣を身につけさせ、あるいは他人とのコミュニケーションのとり方などの支援を計画的に実施する。	H29以前~ R7以降	3,532	社会福祉課	
住居確保給付金支給事業		離職して2年以内の者で、生活困窮のため住宅を失ったまた は失うおそれのある者に、生活保護法の基準による家賃を上 限として、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給する。	H29以前~ R7以降	405	社会福祉課	
被保護者健康管理支援事業		生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は2021年1月から必須事業となることから、令和2年度については、昨年度において実施した本市の現状及び課題分析調査の結果を踏まえた事業計画を策定する。	R1~R7以降	1,188	社会福祉課	
社会保障生計調査事業		被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るもの	R2	363	社会福祉課	
行旅困窮者一時保護事業		行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの 切符を支給する。	H29以前~ R7以降	192	社会福祉課	
行旅病人死亡人取扱業務		行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する行旅者や行旅死亡 人について、救護又遺体の火葬を行う。	H29以前~ R7以降	928	社会福祉課	
無縁墓地の管理		無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。	H29以前~ R7以降	3	社会福祉課	

生活保護費支給事業		生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受理し、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	H29以前~ R7以降	1,197,022	社会福祉課
生活保護一般管理業務(単独)		生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。	H29以前~ R7以降	4,866	社会福祉課
生活保護適正化事業(医療扶助適正化分)		生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	H29以前~ R7以降	468	社会福祉課
生活保護適正化事業(収入資産把握事業分)		適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の 状況を調査する。	H29以前~ R7以降	250	社会福祉課
生活保護適正化事業(体 制強化事業分)		警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察 指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面 接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。	H29以前~ R7以降	3,531	社会福祉課
被保護者就労支援事業		被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用 し、受給者の就労自立を支援する。	H29以前~ R7以降	4,006	社会福祉課
生活保護一般管理業務(単独:生活保護システム		平成27年4月に更新した現行の生活保護システムについては、令和2年3月末日をもって5年間の保守契約が終了する。 また、生活保護システムについては、令和3年度よりやまぐち	R2	146	社会福祉課
保守) 		自治体クラウドによる運用を予定していることから、運用まで の間は現行の業者に保守業務を委託する。			
<b>保守</b> )					
事業名	重点施策	の間は現行の業者に保守業務を委託する。 (2)国民健康保険の充実	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	重点施策	の間は現行の業者に保守業務を委託する。 (2)国民健康保険の充実	事業期間 H29以前~ R7以降	事業費 (単位:千円)	担当課国保年金課
事業名 国民健康保険療養給付事	重点施策	の間は現行の業者に保守業務を委託する。 (2)国民健康保険の充実 事業概要 国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付を行う。国保連合会を経由して一部負担金を除く保険者負担分を医療機関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等を行う。療養給付費については、県から普通交付金として負担され	H29以前~	事業費 (単位:千円) 4,806,174	
事業名 国民健康保険療養給付事 業 国民健康保険高額療養事	重点施策	の間は現行の業者に保守業務を委託する。  (2)国民健康保険の充実  事業概要  国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付を行う。国保連合会を経由して一部負担金を除く保険者負担分を医療機関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等を行う。療養給付費については、県から普通交付金として負担される。  一か月当たりの一部負担金が、法に規定する額を超過した被保険者に対し、超過分を給付する。また、入院等により事前に高額療養該当が認められる場合は限度額認定証を交付し、超過額を医療機関に直接支払う。高額療養費は普通交付金とし	H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降	事業費 (単位:千円) 4,806,174 705,869	国保年金課
事業名  国民健康保険療養給付事業  国民健康保険高額療養事業  国民健康保険高額介護合	重点施策	の間は現行の業者に保守業務を委託する。  (2)国民健康保険の充実  事業概要  国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付を行う。国保連合会を経由して一部負担金を除く保険者負担分を医療機関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等を行う。療養給付費については、県から普通交付金として負担される。  一か月当たりの一部負担金が、法に規定する額を超過した被保険者に対し、超過分を給付する。また、入院等により事前に高額療養該当が認められる場合は限度額認定証を交付し、超過額を医療機関に直接支払う。高額療養費は普通交付金として県から同額が交付される。  8月1日から翌年の7月31日までの1年間に負担した医療及び介護の合算額が支給基準額を超えた被保険者に対し、その超過分を給付する。(どちらかの負担額が0である場合は支給しない。)高額療養費は普通交付金として県から同額が交付される。  国民健康保険被保険者の移送、出産、葬儀に要した費用の一部を支給する。平成30年度より市が負担した移送費は県が負	H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降	事業費 (単位:千円) 4,806,174 705,869	国保年金課
事業名  国民健康保険療養給付事業  国民健康保険高額療養事業  国民健康保険高額介護合算療養事業  国民健康保険その他保険	重点施策	の間は現行の業者に保守業務を委託する。  (2)国民健康保険の充実  事業概要  国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付を行う。国保連合会を経由して一部負担金を除く保険者負担分を医療機関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等を行う。療養給付費については、県から普通交付金として負担される。  一か月当たりの一部負担金が、法に規定する額を超過した被保険者に対し、超過分を給付する。また、入院等により事前に高額療養該当が認められる場合は限度額認定証を交付し、超過額を医療機関に直接支払う。高額療養費は普通交付金として県から同額が支付される。  8月1日から翌年の7月31日までの1年間に負担した医療及びて関から同額が支付される。  8月1日から翌年の7月31日までの1年間に負担した医療及びつきの合算額が支給基準額を超えた被保険者に対し、その超過分を給付する。(どちらかの負担額が0である場合は支給しない。)高額療養費は普通交付金として県から同額が交付される。  国民健康保険被保険者の移送、出産、葬儀に要した費用の一部を支給する。平成30年度より市が負担した移送費は県が負担し、県補助金として同額が県から繰り入れられる。出産一時	H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降	事業費(単位:千円) 4,806,174  705,869  1,100	国保年金課国保年金課

国民健康保険事業費納付事業	平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の 責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納 付金を算定され、納付する。	H30~R7以 降	1,701,954	国保年金課
国民健康保険医療費通知 事業	被保険者に利用した医療費の明細を送付することにより、被保険者の関心を喚起して医療費の適正化を図るとともに、不正請求発見の端緒とする。	H29以前~ R7以降	3,898	国保年金課
国民健康保険ジェネリック 医薬品推進事業	ジェネリック医薬品について、被保険者に対し先行薬との差額 通知と利用意思表示シールを送付することで、意識啓発と利 用率向上を図り、医療費の適正化を推進する。	H29以前~ R7以降	855	国保年金課
国民健康保険海外療養費 不正請求対策事業	海外療養費の不正請求対策として支給申請の審査体制を強化することが求められており、国保連合会においても不正請求対策事業を受託する環境が整ったことから当該業務について国保連合会に委託し、医療費の適正化を図る。	H29以前~ R7以降	120	国保年金課
国民健康保険特定健診事業	被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健 指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、 もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金について、集団健診では 500円、個別健診では1,000円を負担金としていたが、令和 元年度(2019年度)から特別交付金(県繰入金分)により措 置されるため無料とした。また、特定保健指導に係る利用負担 金(積極的支援1,000円、動機付け支援500円)について、 利用促進のため令和2年度から無料とする。	H29以前~ R7以降	48,342	国保年金課
国民健康保険がん検診事業	納付書一斉発送時にパンフレットを同封し、健康に関する被保 険者の意識の高揚を図る。また、健康増進課が実施するがん 検診について国保該当者の自己負担金を一部負担する。	H29以前~ R7以降	10,877	国保年金課
国民健康保険健康づくり推進事業	国保被保険者の健康増進を図るため、以下の事業を行う。 ①校区ふるさとづくり協議会が実施する健康づくり事業に対する補助金支出 ②こくほシェイプアップジムの主催	H29以前~ R7以降	1,392	国保年金課
国民健康保険脳ドック事業	脳疾患の早期発見、特に脳血管疾患の防止のため、30歳以上の国保被保険者が実施医療機関で脳ドックを受診する費用のうち、およそ85%を助成し、受診者の自己負担額を4,000円とすることで受診を促進し医療費の適正化を図る。定員は50名とし、その年度分の申込みを一斉受付し抽選により受診者を決定する。	R1~R7以降	1,191	国保年金課
国民健康保険糖尿病性腎 症重症化予防事業	糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が嵩む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R1~R7以降	581	国保年金課
国保データベース(KDB) システム運用経費負担事 業	平成25年度(2013年度)から稼働している国保データベース (KDB)システムは、国保連合会が保有する健診・医療・介護 の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関する データを作成し提供するもので、データルノス計画の策定や保健事業等の実施において、地域住民の健康課題を明確化し、それに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するために必要となるシステムである。システムの稼働当初は、不具合等により不安定な状態でのシステム運用であったため、その運用経費についてはこれまで保険者の負担が見送られてきたところである。現在、システムは安定稼働しており新機能も追加されている。令和元年度(2019年度)から、システムを開発管理する国保中央会においてシステム稼働に係る負担金が値上げされたため、県国保連合会からシステム運用経費の負担を求められることとなった。	R1~R7以降	246	国保年金課

-				
国民健康保険歯周病検診 事業	歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。	R2~R7以降	3,300	国保年金課
国民健康保険保険料徴収 事業	滞納がある場合、督促、催告を行うとともに、夜間窓口の設置 や電話等による接触の機会の確保に努める。滞納が長期化 する場合、判定委員会において審議の上、短期被保険者証、 資格証明書の交付を行う。	H29以前~ R7以降	6,600	国保年金課
国民健康保険はり・きゅう 施術費補助事業	被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行い、医療費の抑制につなげる。	H29以前~ R7以降	2,230	国保年金課
国民健康保険一般管理事業	保険給付、各種支援金、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業(システム管理、国保運営協議会、基金積立等)を行う。また、国民健康保険事業において活用している「COKAS-R/ADII」、「THINK TAX」、「高額療養費システム」、「滞納管理システム」、「国保総合システム」、「特定健診、特定保健指導システム」の各システムについて、法改正等に対応したものとなるよう、必要に応じてシステム改修を行う。	H29以前~ R7以降	37,856	国保年金課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業	通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2~R7以降	3,536	国保年金課
国民健康保険料口座振替 キャンペーン事業	本市の平成28年度国民健康保険料口座振替の調定額割合は県平均の50.03%を大きく下回り44.39%で、県内13市の中では宇部市に次いで2番目に低い状況である。一般的に、口座振替率と収納率は相関関係にあるとされており、別紙の県内13市の状況からも、これらの関係がうかがえる。そのため、保険料の口座振替を勧奨するとともに、キャンペーン期間中に口座振替手続きをもれた被保険者を対象にエコパックのプレゼント及び抽選で市内名産品を贈呈する事業を展開し、長期的に安定した高収納率を確保する。	R1~R2	281	国保年金課
オンライン資格確認の導入 に対応するためのシステム 改修事業	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年5月15日成立、同月22日公布)により、オンライン資格確認が導入される。これは、医療保険の被保険者番号を個人単位化し、個人単位の被保険者番号と資格情報とを1対1で対応させて、保険者をまたがって一元的に管理することで、失効保険証の利用による過誤請求の減少やマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能となり、令和2年度に運用開始される予定となっている。これに対応するためのシステム改修を行う。	R1~R2	5,841	国保年金課
特定健診受診勧奨事業	を行うことが可能となり、健診受診率を向上させ、ひいては被保険者の疾病の早期発見、重症化予防及び健康寿命の延伸に資する。	R2~R5	4,449	国保年金課
	(3)後期高齢者医療の充実	1		
後期高齢者医療事業(一 般分)	法で定められた療養給付費負担金及び事業運営経費の負担 分等を拠出する。	H29以前~ R7以降	930,811	国保年金課

### 子育で・福祉・医療・健康 ~希望をもち健やかに暮らせるまち~

		I		ı
後期高齢者医療事業(特 別会計分)	保険証や納付書等の発送をする。保険料の収納業務を行い、 徴収した保険料を広域連合へ納付する。滞納者には督促を行 い、過誤納金等は還付処理を行う。	H29以前~ R7以降	1,133,951	国保年金課
後期高齢者医療はり・きゅ う施術費補助事業	被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行い、医療費の適正化につなげる。	H29以前~ R7以降	2,200	国保年金課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業	通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、ブリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2~R7以降	450	国保年金課
	(4)国民年金の充実	•		
国民年金事業	国民年金に係る窓口業務を国に代行して行い、受け付けた書 類を日本年金機構事務センターへ送付する。保険料の収納業 務は行わない。	H29以前~ R7以降	85	国保年金課
国民年金システム改修事業	年金生活者支援給付金の所得情報の収録に当たり、介護保 険等の特徴対象者データを活用した本人特定対応を行うため のシステム改修を行う。	R2	515	国保年金課

#### 基本施策6 健康づくりの推進 (1)地域ぐるみの健康づくりの充実

	ı	(1/2024(10070)) (世界 フィック) (大	ı	A100 /c dc	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	1-(2)	山口東京理科大学の薬学部設置に伴い、薬学部の教授等を 講師とし、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、 市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを 開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会 の実現に向けた機運の醸成を図る。	H30∼R2	598	健康増進課
総合的な人材育成事業 (高齢福祉課分)		山口県市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の 資質向上を図る。	H29以前~ R7以降	15	高齢福祉課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)		令和元年度年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	H29以前~ R7以降	100	健康増進課
健康增進計画推進事業 (健康増進計画推進委員 会支援事業)		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。健康増進計画推進委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会等と協働し、市民が主体的に計画の推進にかかわっていけるよう支援を行う。	H29以前~ R7以降	112	健康増進課
食育推進計画の推進		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、食に関するネットワークの強化を行う。	H29以前~ R7以降	268	健康増進課

食育推進会議	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R1~R7以降	70	健康増進課
「健康づくりの推進に関する医療保健専門職団体プロジェクトチーム」の設置	健康ご長寿社会の実現に向けて、まずは健康に関係が深い専門職能の関係団体等と、目的共有、連携強化と役割分担を行っていく必要性が高いことから、専門職能団体を中心に「プロジェクトチーム」を立ち上げる。また、プロジェクトでの協議を通して関係団体の「健康づくり」に関する機運を高め、新しい取組の創出を図る。	R1~R2	197	健康増進課
スマイルエイジング健康講 座シリーズ(随時健康教 育)	市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を 積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に 関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてま とめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、 スマイルエイジングの推進につなげる。	R1~R7以降	81	健康増進課
スマイルエイジング健康講 座外部講師シリーズ	市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R1~R7以降	16	健康増進課
自殺対策事業	自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を世代別、段階別・対象者別の視点を持ちながら実施する。	H29以前~ R7以降	92	健康増進課
ひきこもり支援事業		H29以前~ R7以降	1,982	健康増進課
総合的な人材育成事業	山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。	H29以前~ R7以降	54	健康増進課
スマイルエイジング職員研 修事業	健康なまちづくり政策の先進地を視察することで、本市のスマイルエイジングの推進を図る。また、市職員に対してスマイルエイジングの浸透を全庁的に図るために、健康を中心としたまちづくりついての研修会を実施する。 (視察候補地) ・兵庫県豊岡市	R2~R7以降	257	健康増進課
スマイルエイジング市民啓 発パンフレット作成事業	スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、 市民啓発用パンフレットを作成する。	R2~R7以降	69	健康増進課
スマイルエイジングウォー キング推進事業	スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも 歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延 伸を図る。 ①ウォーキングに関するホームページの充実及びちらしの作 成・配付(動機づけの強化) ②ウォーキング講座の開催 ③ウォーキングマップの作成(集約)と見せる化 ④ウォーキング教室やイベントの開催及び情報の集約と見せ る化	R2~R7以降	284	健康増進課

スマイルエイジング月間制 定事業		スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R2~R7以降	210	健康増進課
他課技術支援事業		市民が健康的な生活を実践できるよう、専門的な立場でライフステージや分野に応じた指導・助言する。専門職不在の課、または、マンパワー等が不足する高齢福祉課、国保年金課業務、学校教育課、子育て支援課等の他課主管事業において、連携を図り、技術支援や協働で事業を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	健康増進課
		(2)地域保健サービスの充実		l	
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
保健センター空調機器更新事業		保健センターの空調機器は設置から20年以上経過しており、老朽化に伴う故障が発生しているが生産完了製品のため修理が容易でない。また、現在使用しているフロンはR22対応の製品のため政府間国際協定及びオゾン層保護法に基づき2020年から生産がゼロ化される。これらに対応するため、保健センターの空調機器を更新する。令和2年度は実施設計を行う。	R2~R3	3,000	地域活性化 室
健康手帳の活用		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況 等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダ ウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環 境にない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにす る。	H29以前~ R7以降	3	健康増進課
成人保健健康教育		市が主催で行う健康教育の他、市民団体から健康増進に関 する要望に応じて集団健康教育を行う。	H29以前~ R7以降	352	健康増進課
成人健康相談事業		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	H29以前~ R7以降	187	健康増進課
成人訪問指導事業		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	H29以前~ R7以降	84	健康増進課
成人健康診査事業(生保等健康診査)		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	H29以前~ R7以降	256	健康増進課
成人健康診査事業(がん 検診)		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防の対応をするために受診率の向上を目指す。	H29以前~ R7以降	71,683	健康増進課
成人健康診査事業(結核検診)		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	H29以前~ R7以降	1,065	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		①個別の受診勧奨・再勧奨(大腸がんにターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	H29以前~ R7以降	2,024	健康増進課

健康マイレージ事業	本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、取組ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品があたる。	H30~R7以 降	100	健康増進課
成人健康診査事業(がん 検診)の協会けんぽ被扶 養者の検診委託料等追加 分	実施回数(実施計画3-6の中に含まれる)計画6-6に基づき 実施する事業の中で協会けんぽと包括連携協定を締結するこ とにより、健診の周知を行い、受診しやすい環境を作り、受診 率の向上を図る。(協定締結に伴う委託料等の増加分のみ臨 時で計上)	R1~R7以降	1,294	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	H29以前~ R7以降	285	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	H29以前~ R7以降	861	健康増進課
成人健康診査(女性のが ん検診普及啓発事業)	女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9,10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等で啓発キャンペーン②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児付の集団がん検診実施	R1~R7以降	1,248	健康增進課
地域·職域連携推進事業	働き盛り世代の健康づくりへのアプローチを強化するために、①企業等からの健康増進に関する要望に応じて集団健康教育を行う。②企業等との連携を図り、企業が持つ課題に合わせた対応及び受診率向上に向けた対策を検討する。従来「成人健康教育」で実施していたものを別立てした。	R1~R7以降	8	健康增進課
若者健康診査	健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次 健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題 は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なも のが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診 査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供す る。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、 自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2~R7以降	1,313	健康増進課
定期予防接種事業	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類: ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタ(R2.10月~) B類: インフルエンザ、成人用肺炎球菌	H29以前~ R7以降	202,673	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業	予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	H29以前~ R7以降	2,679	健康増進課
風しん対策事業	国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日~昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R1~R3	12,600	健康増進課

#### 子育で・福祉・医療・健康 ~希望をもち健やかに暮らせるまち~

成人用肺炎球菌予防接種 勧奨事業	成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年度10月より定期予防接種とされ、当初は時限措置であったが、今年度から平成35年度まで延長されることとなった。スマイルエイジング(知守)を進めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勧奨等を強化し、3年計画で県内一位の接種率を目指す。		279	健康増進課
定期予防接種事業(ロタワクチン)	令和元年10月2日に開催された第15回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、ロタウイルスワクチンの定期接種化の方針について了承された。また、令和2年1月17日には政令等の改正が行われた。定期接種としてかかりつけ医で接種できるよう県医師会等と委託契約し、広域で個別に実施する。年度途中の追加となるため、小児科へのポスターの掲示や保健師の新生児訪問や電話の際に接種確認を行う。接種開始日:令和2年10月1日	R2~R7以降	10,521	健康増進課

#### 基本施策7 地域医療体制の充実

(1)地域医療体制の充実 令和2年度 重点施策 事業期間 事業費 事業名 事業概要 担当課 単位:千円) 利用者サービス及び医師の負担軽減のため一次救急は大切 であり急患診療所を設置し、平日夜間に内科(中学生以上) H29以前~ 急患診療所事業 38,813 健康増進課 R7以降 の、休日日中に小児科の軽症患者に対して適切な一次救急 山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17 時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系医 H29以前~ 療機関の減少に伴い、当番制の維持が困難になってきたた 休日救急医療対策事業 7.040 健康増進課 R7以降 め、現在協議中であるが、令和2年度の外科系は、耳鼻科等 の専門科だけを診ることを標榜して診る体制を検討している。 平成21年度AEDを市民の安心安全を図り不測の事態に備え H29以前~ るため公共施設に設置した。なお、次回更新の令和3年度の 1,331 健康増進課 AED管理事業 R7以降 入札時に、教育委員会分9校分も合わせて入札する。 住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうが よいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談 #7119(救急安心セン 窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民 R1~R7以降 1,086 健康増進課 ター事業) の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制するこ とができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始した。 急患診療所薬局の薬用保冷庫は、購入年月日は不明である が、開所(H5)の頃のものと思われ、約26年が経過している。1 急患診療所事業(薬用保 ~2年前より保冷庫の底部に毎日水が溜まり、業務に支障を R2 380 健康増進課 冷庫購入事業) きたしている。業者に見てもらったところ、古いため部品がなく 修理不能であり、あと半年程度は使えそうだが、来年以降はも たないとのことなので更新する。 宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救 H29以前~ 二次救急医療体制支援事 急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応す 8.870 健康増進課 業 R7以降 る。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。 宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救 二次救急医療体制支援事 急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れている R1~R7以降 1,324 健康増進課 が、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポー 業(サポート病院分) ト病院についても費用が発生しているので、前年度実績に応じ て補助金を支出する。 全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる 中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するた めには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地 地域医療連携情報ネット H29以前~ 域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏 310 健康増進課 ワーク運営負担事業 R7以降 に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図 るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の 整備を図る。

地域医療整備支援事業 (准看護学院運営費の補 助事業)		市内医療機関における看護師不足を補うために、准看護師を 養成している医師会に対し准看護学院の運営費を補助する。	H29以前~ R7以降	810	健康増進課
地域医療整備支援事業 (准看護学院運営費の補 助事業追加)		市内医療機関における看護師不足を補うために、准看護師を 養成している厚狭郡医師会に対し准看護学院の運営費を補助 しているが、運営が厳しいため追加で補助する。R1.11.12付け で補助金増額の要望書が提出され、宇部市補助金減額の影響も考慮し、補助金を増額の支援を行う。	H29以前~ R7以降	690	健康増進課
公的病院支援事業		公的病院による地域医療対策を安定的に行うため、助成金を交付し財政的支援を行う。	H29以前~ R7以降	7,500	健康増進課
産科医等確保支援事業	2-(1)	市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	H29以前~ R7以降	3,300	健康増進課
広域災害救急医療情報シ ステム事業		広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に 基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	H29以前~ R7以降	165	健康増進課
あん摩マッサージ指圧等 の施術所管理事業		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、 柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立 ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による 移譲事務により市が実施している。	H29以前~ R7以降	8	健康増進課

#### 市民生活・地域づくり・環境・防災 ~人と自然が調和する安心のまち~

#### 基本施策8 消防・救急体制の充実 (1)消防力の充実・強化

(1)消防力の充実・強化						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
消防車両等整備事業費特 別分担金支払事業		老朽化による性能低下が著しい消防車両を更新するために分担金を支払う事業である。令和2年度は、小野田消防署のはしご車、水槽車、山陽消防署の資機材搬送車、埴生出張所の水槽付消防ポンプ自動車を更新する。	H29以前~ R7以降	12,578	消防課	
消防資機材整備事業費特 別分担金支払事業		老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防 資機材を整備するために分担金を支払う事業である。令和2 年度は、消防用ホース、防火衣、空気ボンベ等の更新及び整 備を行う。	H29以前~ R7以降	2,910	消防課	
消防庁舎等整備事業費特 別分担金支払事業		消防組合庁舎の改修、修繕等をするために分担金を支払う事業である。令和2年度は、消防局・宇部中央消防署のトイレ改修工事、スロープ等改修工事、埴生出張所の屋上防水補修工事を行う。	H29以前~ R7以降	1,270	消防課	
公債費元利償還事業費特 別分担金支払事業		公債費の元利償還金を支払う事業である。返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	H29以前~ R7以降	35,050	消防課	
消防指令センター充実強 化事業費特別分担金支払 事業		消防組合が運営・管理する「消防指令センター」の機能停止への対策は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。その対策として、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5~6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、市民の安心・安全を確保するとともに、通信指令業務の充実強化を図る。	R1~R7以降	4,371	消防課	
無蓋防火水槽土砂撤去事業		断水等で消火栓が使用できない場合、消防水利として防火水 槽は、消防活動において重要である。山陽地区の無蓋防火水 槽は、水槽内に土砂が流れ込み堆積しており、消防水利として 機能しないおそれがある。よって、水槽内の土砂を撤去し、消 防水利として機能するように維持・管理する。	R2~R7以降	246	消防課	
消防水利施設整備事業 (水道管路更新に係る消火 栓改良)		水道局の水道管路更新にあわせ、消火栓の整備を行ってい く。令和2年度は、15基の消火栓整備を行う。	H29以前~ R7以降	12,447	消防課	
宇部·山陽小野田消防組 合分担金支払事業		山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための分担金支払事業である。	H29以前~ R7以降	872,673	消防課	
消防水利施設設置事業 (消火栓)		市内には消火栓がない地区や自然水利のみの地区、また、消火栓はあるが水量不足がある等の水利不便地域があり、消火活動に支障をきたしている。よって、消火栓を有効かつ計画的に設置し、水利不便地域を解消していく。		1,558	消防課	
		(2)消防団活動の推進		令和2年度		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課	
消防団の活性化事業(年 報酬増額分)		消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、 財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を 軽減し、市民の安心安全を確保する。年報酬を増額し、消防団 員の処遇改善を図る。	R2~R7以降	936	消防課	
消防団車両等整備事業		消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、老朽化の著しい車両を更新する。令和2年度は、消防団指揮広報車を更新する。	H29以前~ R7以降	4,740	消防課	

#### 市民生活・地域づくり・環境・防災 ~人と自然が調和する安心のまち~

埴生分団庫整備事業	現在の埴生分団庫は、昭和34年に建設された埴生支所に役設されており、埴生支所が令和2年度に解体されるため、現の場所に新分団庫を建設するものである。令和2年度は、設計委託を行い、令和3年度に建設工事、令和4年度に擁壁工事を行う。		5,080	消防課
消防団装備改善事業	平成25年度に消防団員服制基準が改正された。これに伴い現在使用している消防団の活動服の生産が中止となることがら、活動服を新基準のものに更新していく。現在の活動服は成17年に作成しており14年が経過している。本市以外の県内の市はほとんど新基準の活動服を使用しており、5年計画新基準のものに更新していく。	7 R2~R7以降	1,708	消防課
消防団活動の活性化事業	消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、 財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を 軽減し、市民の安心安全を確保する。出動手当等を充実させ ると共に、消防救急デジタル無線保守点検、防火衣等を更新 するなど施設・装備を充実させ、消防団の活性化を図る。	H29以前~ R7以降	63,874	消防課

#### 基本施策9 防災体制の充実 (1)防災対策等の充実

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費	担当課
埴生小・中学校整備事業	2-(3)	埴生小学校の校舎の耐震化と小・中学生の社会性の育成を図るため、埴生中学校の敷地を広げ、埴生小学校の校舎を建設し、併せて埴生中学校の校舎を改修する。令和2年度は、生徒棟の改修工事と外構工事、使用廃止する埴生小学校校舎の解体工事を行う。	H29以前~R 4	(単位:千円) 466,053	教育総務課
市役所本庁舎耐震改修事業(耐震対策)		本庁舎本館は昭和38年竣工。平成26年度に耐震2次診断を 実施し、その結果を受け、庁内プロジェクトでの協議を経て、現 庁舎を今後20年程度使用することとし、耐震補強工事を実施 する。平成30年度には必要な業務委託を行って、令和元~2 年度で工事を施工する。	H29以前~R 2	290,275	総務課
市役所本庁舎耐震改修事 業(老朽化対策)		本庁舎本館は昭和38年竣工であり、老朽化が顕著となっている。庁内プロジェクトでの協議を経て、現庁舎を今後20年程度使用することとした。29年度は外壁劣化調査及び老朽化等調査を実施。その結果を踏まえ、耐震補強工事とともに、老朽化対策工事を施工する。	H29以前~R 2	196,972	総務課
市役所本庁舎耐震改修事業(防災対策)		本庁舎別棟は昭和38年竣工。平成26年度に耐震2次診断を実施し、その結果を受け、庁内プロジェクトでの協議を経て、解体することに決定した。 別棟の代替を建設し、食堂や売店を移設するほか、防災・情報セキュリティに係る部門や設備を集約することより機能強化を図るともに、津波高潮対策として機能の確保を図るもの。	H30∼R2	346,214	総務課
防災ラジオ助成事業		FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを災害時要援護者施設や 自主防災組織、 一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収 集を迅速にできる ようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。	H29以前~ R7以降	993	総務課
FM波によるJ-ALERT(全 国瞬時警報システム)情報 伝達事業		防災ラジオは、避難勧告等の発令をした場合に、必要に応じ、ラジオを自動で立ち上げ緊急放送を行っているが、J-ALERT (全国瞬時警報システム:緊急地震速報、弾道ミサイル情報など)とは連動していない。特に緊急地震速報を放送すべきとの意見が多いため、J-ALERTと連動させるとともに、無線LANによる多重化を進め、緊急時には本庁舎からも緊急放送を行うことのできるシステムを構築する。更に、既存の小・中学校等の放送設備とも連動させ、緊急放送を一秒でも早く、児童、生徒、防災ラジオ購入者に伝える。	R1~R7以降	16,604	総務課

災害対策専門職員育成事 業	昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人づつ受講させることにより、市役所全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中枢を担う危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うにあたり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる。	H29以前~ R7以降	260	総務課
情報システム室整備事業	本庁舎耐震工事に伴い、津波等の災害対策を実施するとともに情報セキュリティ対策における可用性(業務の継続性など)を確保するために情報システム室を新規に構築を行い、情報セキュリティ機器などを整備する。	R2	15,994	情報管理課
通信回線移設事業	R元年度の本庁舎耐震工事に支障を来たすため2期工事前にイントラネット光ケーブルの仮移設を行う。また、併せて不用となった光ケーブルの撤去を行う。R2年度に情報システム室構築後、イントラネット光ケーブルなどの移設を行う。なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼動しながら本事業を行う。	R1~R2	8,189	情報管理課
別館新築に伴うネットワーク整備事業	現サーバ室から敷設している庁舎内LAN配線を新たに整備する情報システム室から敷設替えを行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼動しながら本事業を行う。	R2	5,828	情報管理課
情報システム等移設事業	R2年度に情報システム室構築後、情報システム等の移設を行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼動しながら本事業を行う。		8,708	情報管理課
災害用避難所トイレ整備事業	災害時に断水となった場合、避難所施設の水洗トイレが使用できなくなる。そのため、仮設トイレが設置されるまでの間、避難者が使用する災害用トイレを整備する。	H30~R7以 降	289	社会福祉課
避難所環境整備事業(避 難マット整備)	平時からの避難所における生活環境の整備として、「避難所全体の使い方」、「各自の避難スペーン・寝床」、「食料・飲料水等の物資」、「トイレの確保」などがある。その中の「各自の避難スペース・寝床」について、特に、学校施設の場合は体育館が避難者の避難スペースとなっており、床が固く、避難者が横になるにも支障がある。そのため、マットを敷くことにより、固さを軽減することができ、各自の避難スペースも確保することができる。	R1~R7以降	147	社会福祉課
埴生小学校グラウンド法面 整備事業	埴生小学校グラウンドの南側法面は市有地で、高さ約7~8 m、斜面勾配30+α度の斜面が100m以上連続しており、平成29年5月にその一部が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定された。豪雨等により斜面が崩れると、法尻人家に危害を及ぼす恐れがあり、地元住民からも対策の強い要望がなされているため、令和2~3年度の2年間で法面保護工事を行い、暮らしの安全を確保する。		37,341	教育総務課
山陽小野田市国土強靭化 地域計画策定事業	近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然 災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に 資する計画が必要である。 また、令和3年度には当該計画に基づき、国等の補助金、交 付金事業について予算の「重点化」「要件化」がされる想定と なっているため、庁内で策定委員会等の体制を作り、関係各 課と協議、調整を行い、令和2年度中に計画を策定する必要 がある。	R2	ゼロ予算	総務課

国民保護対策事業		山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃等などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。		40	総務課
防災情報システム整備事 業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要 不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、 これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。	H29以前~ R7以降	5,470	総務課
防災メール配信事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。		1,080	総務課
総合的防災体制整備事業		市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体 として組織立った活動が必要不可欠である。	H29以前~ R7以降	6,096	総務課
避難所の運営事業		災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者 で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	社会福祉課
		(2)地域防災力の向上		-	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
事業名 自主防災組織等育成事業	重点施策	事業概要 自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防 災資機材や訓練に要した 経費の補助を行う。	事業期間 H29以前~ R7以降	事業費	
	重点施策	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防 災資機材や訓練に要した	H29以前~	事業費(単位:千円)	総務課
自主防災組織等育成事業	重点施策	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防 災資機材や訓練に要した 経費の補助を行う。 市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図 るため、地区防災 組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する 自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないために	H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~	事業費 (単位:千円) 1,140	総務課総務課
自主防災組織等育成事業地域防災訓練事業	重点施策	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。 市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する 自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。  平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた非難方法等を住民等に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要になった。	H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降 H29以前~ R7以降	事業費 (単位:千円) 1,140 1,100	総務課総務課

防災知識普及啓発事業		市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識 を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会 を活用し、防災意識の 普及啓発を図っていく。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	総務課
	I.	(3)市域保全の充実			
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
海岸防災事業負担金		山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。本港地区、大浜地区	H29以前~ R7以降	27,000	土木課
自然災害防止事業負担金(海岸)		国交省河川局所管海岸のうちH11年にCCZ事業で整備した焼野海岸は今後も利用者が安全・快適に利用できるようへドロ除去や施設更新を行う必要がある。また郡・津布田海岸は度重なる波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため流下断面を確保する対策が必要である。	H29以前~ R7以降	3,000	土木課
急傾斜地崩壊防止施設緊 急改築事業(県事業)【藤ヶ 浴地区】		国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の10%を負担金として負担する。	H29以前~R 4	8,700	土木課
急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)		危険な急傾斜地において急傾斜地崩壊危険区域を定めて崩壊等に対する対策工事を行う。山口県が国庫補助金で事業実施する。(市5%・地元5%)	H29以前~R 3	8,000	土木課
急傾斜地崩壊防止施設緊 急改築事業(県事業)【梶 下地区】		国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の10%を負担金として負担する。	R2~R4	2,000	土木課
河川浚渫事業		市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積しており河積阻害率(河道障害)が高まっている。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、堆積土を計画的に浚渫する。	H29以前~R 7以降	10,000	土木課
猪渡川・うつけ川河川環境 整備事業		西沖に位置する猪渡川及びうつけ川は、西部石油㈱の敷地内を通過して瀬戸内海へと通じている。この河川については、この敷地が埋め立てられたときに整備されているが、その後、約50年浚渫等の維持管理が行われていない。このため、河道を侵している立木の撤去等を行う。	H29以前~ R7以降	5,000	土木課
東下津地区内水対策整備事業		東下津地区は過去に狭間川の氾濫による浸水被害を受けてきた。山口県が平成7年に東下津排水機場を設置したが、近年の豪雨により平成21年平成22年に連続して浸水被害が発生している。このため、浸水被害を軽減する喫緊の対策を検討し実施する。 令和2年度は、排水ポンプを1台増設(全4台→全5台に増設)及び場内の舗装工事など外構工事を実施する。	H29以前~R 2	136,314	土木課
高千帆地区浸水対策事業		高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は 横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界 がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨 時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案 し、それを事業化する。	H29以前~ R7以降	15,000	下水道課

刈屋漁港海岸保全施設整 備事業	刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度にが設置され梅雨前線豪雨、台風時など3台のポンプが稼動しているが築造から30年が経過し老朽化が激しい。このため平成29年度に策定した老朽化対策計画に基づき施設の整備更新を行うものである。	R2~R7以降	10,000	農林水産課
県営海岸保全施設整備事 業(松屋埴生)	堤防は天端高が不十分であり、陸閘や水門・樋門等の施設の 老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にそ の機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。 事業実施期間は平成18~31年度。(~35年度に延長の見込 み)整備延長は2,503m	H29以前~R 4	7,500	農林水産課
県営海岸保全施設整備事 業(黒崎開作)	堤防は天端高が不十分であり、陸閘や水門・樋門等の施設の 老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にそ の機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。 事業実施期間は平成17~33年度。(~37年度に延長の見込 み)整備延長2,350m	H29以前~R 4	12,000	農林水産課
雨水排水ポンプ修繕事業	西の浜排水機場は、完成後25年以上経過し、施設の老朽化が著しい。3号機ディーゼル機関の回転数が規定回転数まで上がらず、実排水運転ができない状態である。来年の台風シーズン時の運転に支障がないようにするため、修繕を行う。	H29以前~ R7以降	7,128	農林水産課
後潟排水機場改修事業 (農地耕作条件改善事業)	後潟排水機場には団体営のポンプが2台あり、完成後30年 以上経過し施設の老朽化が著しい。団体営の1号機は運転時 に内部で金属音が発生して破損する可能性が極めて高く、使 用できない状態が平成25年から続いており、修繕が急務であ る。また、ほ場整備の完了に伴い農地集積が促進されることに より通常より有利な財源措置(農地耕作条件改善事業:国 50%、県30%、市20%)が活用できるため早急に取り組む。併 せて、有利な財源措置を活用して、同時期に竣工した2号機も 修繕する。	H30∼R2	2,000	農林水産課
雨水排水機場維持管理事業	山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	H29以前~ R7以降	21,409	土木課
北竜王遊水地環境整備事業	北竜王遊水池は、排水機場の調整池であるが、長年の流入土砂の堆積が調整池としての能力を低下させるとともに、ガマなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈を実施する。 なお、将来的には、遊水池の浚渫を行い調整池の能力を確保する必要がある。	H29以前~ R7以降	1,800	土木課
雨水排水施設維持管理事業	雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するため、スクリーンの清掃及び維持管理を行う。 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理を、古開作水利組合に委託して行う。 ・若沖雨水ポンプ場の機能を保全するため、若沖遊水地の維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	1,155	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業	市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置したポンプ場の維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	8,031	下水道課
西の浜遊水池維持管理事 業	西の浜遊水池はポンプ施設の調整池として位置づけられているが、通常は流量が少ないため、汚泥が堆積し易く悪臭の一因となっている。周囲には民家や保育園が隣接しており、定期的に浚渫する必要がある。	H29以前~ R7以降	1,000	下水道課

雨水排水ポンプ場維持管理事業		雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び 内水排除等に努める。	H29以前~ R7以降	5,288	農林水産課			
基本施策10 防犯・交通安全対策の推進 (1)交通安全思想の普及								
事業名	令和2年度							
交通安全事務		交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動 をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通 事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に 警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通 事故防止活動を推進する。	H29以前~ R7以降	4,723	生活安全課			
交通安全事務【交通安全 広報車リース】		交通安全広報車は、交通安全運動等で街宣を行うために使用 し幅広い年齢層への交通安全意識の向上を促すとともに、交 通安全に係るラッピングを施すことにより運動期間中以外でも 啓発活動の一助となっている。また、リースにすることにより、 定期の点検等の維持費を削減する。	H29以前~ R7以降	209	生活安全課			
	l	(2)交通安全環境の整備	ı					
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課			
通学路安全対策事業		通学路の中には交通量が多く歩道が設置されていない市道や歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全性向上を図る。	H29以前~ R7以降	45,000	土木課			
交通安全施設整備事業		市道の交通安全環境向上のため、区画線、道路反射鏡、防護 柵などの安全施設を整備する。	H29以前~ R7以降	6,833	土木課			
道路照明整備事業		市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	H29以前~ R7以降	1,050	土木課			
街路灯整備促進事業(連 続照明)		市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	H29以前~ R7以降	1,110	土木課			
		(3)地域防犯対策の推進						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課			
地域防犯対策推進事業		防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	H29以前~ R7以降	1,913	生活安全課			
防犯外灯助成事業		防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで 自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられ地球温暖化対 策にも貢献できるため、防犯外灯のLED化を平成25年度から 10年間を目途に促進する。	H29以前~ R7以降	7,872	生活安全課			
		(4)空家等対策の推進		A 100 5 5				
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課			

地方消費者行政活性化事 業			H29以前~ R7以降	4,361	生活安全課
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課
		(2)消費生活相談体制の充実		令和2年度	
消費者保護事業		示の監視や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	H29以前~ R7以降	286	生活安全課
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		基本施策11 消費者の保護と意識啓発 (1)消費者安全の確保と消費者教育の推進		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
空家等放置問題対策としてのサポート事業		超高齢化社会を迎え、行政に依存するだけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺の生活環境に与える危険や不安の解消を図る。	H29以前~ R7以降	90	生活安全課
空家等の利活用事業		親の死亡後など、空家等になったにもかかわらず、買い手や借り手を募集せず、そのまま置かれている状態の空家等は、放置期間が長引くと倒壊したり、不審者侵入や放火、不法投棄の危険性が増したりするなど周囲に悪影響を及ぼすため、まだ使える空家等については利活用を促していく。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	生活安全課
空家等の適正管理の補助 事業		超高齢化社会を迎え、行政に依存するだけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。そのために所有者の負担軽減を図るため、空家等の適正管理に関する補助金の交付を行い管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	R1~R7以降	2,500	生活安全課
特定空家等除却事業		地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「特措法」)に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、特措法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。	H29以前~ R7以降	1,817	生活安全課
空家等の適正管理の啓発 事業		超高齢化社会を迎え、行政に依存するだけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して周知に努め、セミナーの開催、空家等の適正管理に関する意識啓発を行い、管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	H29以前~ R7以降	90	生活安全課
管理不全な空家等対策の 強化事業		適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する施策となる山陽小野田市空家等対策計画を策定。空家等の実態調査を行い市内の空家等の現況を把握し、効果的な空家等対策を進めるための方針を空家等対策計画に盛り込み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。また、担当職員に必要な専門研修を受講させる。	H29以前~ R7以降	196	生活安全課

基本施策12	地域づくりの推進

(1)市民活動の推進					
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
自治会館建設補助事業		補助金交付規則・要綱に基づき、地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助する。	H29以前~ R7以降	7,000	市民活動推 進課
地域振興諸行事支援事業		地域振興と交流促進を目的にイベントに係る経費の一部を補助する。	H29以前~ R7以降	2,440	市民活動推 進課
ふるさとづくり推進事業		市ふるさとづくり協議会及び各校区ふるさとづくり協議会へ補 助金を交付して活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図 る。	H29以前~ R7以降	3,047	市民活動推進課
ほたる飼育管理助成事業		ふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理 及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を 支援する。	H29以前~ R7以降	150	市民活動推 進課
自治会組織活性化事業		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営 費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自 治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニ ティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金 を交付し、その自主的活動を支援する。	H29以前~ R7以降	67,330	市民活動推 進課
		(2)市民協働のまちづくりの推進	•		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民活動支援事業		市民活動に関する情報の提供、人材の育成、機材・会場の提供などを行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進する。	H29以前~ R7以降	123	市民活動推 進課
市民活動支援事業(市民活動支援センター事業)		市民活動支援センターを設置し、市民活動に関する情報の提供、人材の育成、機材・会場の提供などを行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進する。	H30~R7以 降	323	市民活動推 進課
市民活動支援事業(スマイルプランナー)		協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目 的とした「スマイルプランナー制度」の運営の強化を図る。	H30~R7以 降	464	市民活動推 進課
	I.	(3)中山間地域の活性化	l	•	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中山間地域づくり推進事業		中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少. 高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。	R1~R7以降	6,980	地域活性化 室
地域おこし協力隊募集事業		中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大しているが、高齢化等による担い手不足により集落機能の維持が困難となっている。地域の課題解決のため、地域おこし協力隊を導入するが、実際に目にしたことのない地域にいきなり定住等を検討することは難しいと思われる。そこで、地域おこし協力隊として活動する前に、一定期間、地域協力活動を体験し、、山陽小野田市についての理解を深め、協力隊の応募検討材料の一つとして活用できるように努める。また、受入地域とのマッチングを図る。	R2~R7以降	885	地域活性化 室

# 市民生活・地域づくり・環境・防災 ~人と自然が調和する安心のまち~

中山間地域振興特別対策 事業		中山間地域は、地域住民の生活の場のみならず農業・農村が持つ水源のかん養機能等多面的機能によって下流域の都市住民を含む多くの市民の財産、豊かな暮らしをも持っている。しかし、中山間地域の人口減少、高齢化、担い手不足といった厳しい状況が続いており、中山間地域の持つ多面的機能の低下が懸念される。そのことを踏まえ、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域づくりを総合的かつ戦略的に推進する。	R2	ゼロ予算	地域活性化 室	
-------------------	--	---	----	------	------------	--

#### 基本施策13 人権尊重のまちづくり

	基本施策13 人権尊重のまちづくり						
事業名	重点施策	(1) <b>人権教育・啓発の推進</b> 事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		
平和教育推進事業	2-(3)		H29以前~ R7以降	95	社会教育課		
人権の花運動		人権啓発活動地方委託事業である「人権の花」運動を、平成 20年度から宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会で実施 することとなり、協議会構成員である市が人権擁護委員と連携 をとりながら、毎年市内の小学校2校において実施する。	H29以前~ R7以降	55	市民活動推 進課		
地域人権啓発活動活性化 事業(ヒューマンフェスタさ んようおのだ)		人権啓発活動地方委託事業の一環として「ヒューマンフェスタさんようおのだ〜人権を考えるつどい〜」を開催し人権に係る諸課題の解決に向け必要なテーマの講演会を行うほか、同時に市内小中高校から募集した人権啓発作品(ポスター、標語)の掲示・表彰、啓発物品の配布を通し、人権啓発を図る。	H29以前~ R7以降	274	市民活動推 進課		
地域人権啓発活動活性化 事業(人権講座)		人権啓発活動地方委託事業の一環として、著名人、学識経験者、当該問題の関係者等を招き、様々な人権問題を取り上げて、人権啓発に関わる講座(年4回)を開催する。	H29以前~ R7以降	62	市民活動推進課		
人権啓発担当者研修事業		日々新たな人権課題が発生する中、職員の資質向上において 外部研修は必須であるため、人権啓発担当者を、県主催人権 ふれあいフェスティバル及び人権関係団体主催研修会に派遣 し、職員の資質向上を図り、人権啓発活動のレベルアップを図 る。また、人権関係団体への他市町の対応動向について情報 収集を行い、適切な対応に万全を期する。	H29以前~	131	市民活動推 進課		
DV相談体制の充実事業			H29以前~ R7以降	64	市民活動推 進課		
人権教育推進事業			H29以前~ R7以降	345	社会教育課		
人権教育推進協議会事業		年3回程度の開催で主に次のことについて協議を行う。 ①今年度の人権教育推進計画について ②人権教育推進講 座、ヒューマンフェスタさんようおのだ ③次年度への課題につ いて ④人権課題について など。 委員は、地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども 会・人権擁護委員・連合女性会等で構成。	H29以前~ R7以降	114	社会教育課		

人権相談推進事業		社会の多様化とともに多くなっている、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課及び、人権擁護委員や法務局ほか関係機関との連携を深める。特に、配偶者等からの暴力に関する相談については「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、情報の共有を図る。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	市民活動推進課
		(2)人権擁護活動の推進	<u> </u>		
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
福祉援護資金貸付金償還 事業		同和福祉援護資金貸付金を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	H29以前~ R7以降	921	市民活動推 進課
人権擁護活動推進事業		基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	H29以前~ R7以降	221	市民活動推 進課
		(3)男女共同参画社会の推進			
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
男女共同参画プラン推進事業		国の重要課題である男女共同参画社会づくりのため、法律に基づき条例も策定し、宣言都市にもなった。市・市民・事業者・各種団体・各種機関など地域社会が一体となり、プランに基づく施策を推進するため、審議会で意見を取り入れ、関係各課へ情報提供し取組を進める。	H29以前~ R7以降	96	市民活動推進課
女(ひと)と男(ひと)の一行 詩事業		平成11年度から啓発事業として募集を実施。市広報・ホームページ、公募ガイド等に募集記事を掲載し、全国の男女共同参画担当課、県内市町、市内各学校等へ募集ポスターを発送する。審査・選定をして入賞作品を掲載したカレンダーを作成し、関係機関等に配布する。	H29以前~ R7以降	411	市民活動推 進課
男女共同参画の日事業		平成22年度から本市独自に10月1日を「女性の日」と定めて 男女共同参画社会づくりを推進しているが、令和元年度より名 称を「男女共同参画の日」に変更し、効果的な啓発事業を実施 していく。		130	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支 援事業		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的事業を実施。	H29以前~ R7以降	176	市民活動推 進課
		基本施策14 自然環境の保全 (1) 環境保全意識の醸成			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
環境展開催事業		おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、 市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示や環境 に関するクイズラリーを行っている	H29以前~ R7以降	151	環境課
水辺の教室開催事業		昭和60年から実施しており、親と子が一緒になって、郷土の身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって、環境保全意識の啓発及び高揚に寄与する。市のホームページやチラシ、市広報等で、小学生親子の参加者を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価や考察を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	環境課

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		
地域が育む豊かな森林づ くり推進事業		繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる 藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里 山林の一体的整備を行なう。 平成31年度も、引き続き厚狭平沼田集落にて農地等に隣接す る繁茂竹林の伐採等を行う。なお、平成32年度以降は、新た な計画に基づき実施する予定である。	H29以前~ R7以降	3,000	農林水産課		
生活環境保全林整備事業		菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清 掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。	H29以前~ R7以降	3,329	農林水産課		
	<u> </u>	(3)農地環境の保全					
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		
多面的機能推進事業		担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成28年度末で1組織が活動を終了し、3組織が一つに広域合併した。活動農用地面積を維持していくことが目標となる。		43,064	農林水産課		
環境保全型農業推進事業		地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり8千円の補助金を交付する。	H29以前~ R7以降	160	農林水産課		
中山間地域等直接支払交 付事業		中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動 や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としてい る。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・ 農道等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度~31年度・5カ年) 第五期対策期間(令和2年度~5年度・5カ年)	H29以前~ R7以降	3,212	農林水産課		
市民農園管理運営事業		一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	H29以前~ R7以降	277	農林水産課		
		(4)海・河川環境の保全		!			
河川海岸保全事業		山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	H29以前~ R7以降	670	環境課		
基本施策15 循環型社会の形成  (1)循環型社会の形成の推進							
リサイクル活動支援事業		資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	H29以前~ R7以降	1,499	環境課		
生ごみ処理容器購入補助 事業		一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてご みの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容 器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ 処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ご み処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500 円、電動式生ごみ処理機2万円である。	H29以前~ R7以降	250	環境課		
	,	(2)廃棄物処理体制の充実					
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		

# 市民生活・地域づくり・環境・防災 ~人と自然が調和する安心のまち~

ごみ処理施設維持整備事業	ごみ処理施設引渡し後、プラントメーカーによる瑕疵担保期間 (H27~H29の3年間)が終了したことで、4年目以降に市の責務として行う新たな維持整備事業(点検整備、補修全般、部品管理等)。	H30~R7以 降	15,000	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事 業(運転管理業務委託)	一般廃棄物(ごみ)処理事業のうち2.5年間の焼却施設運転管理業務が令和2年度を持って終了する。令和3年度以降の運転管理業務受託業者を選定する必要がある。	H29以前~ R7以降	161,271	環境課
環境衛生センター運転管 理長期契約発注支援事業	環境衛生センター(ごみ焼却施設)について、今後、令和3年度からは長期契約での運転業務委託実施を目標としている。そのための準備として発注支援業務をコンサルタントに委託する。	R1~R2	5,904	環境課
小野田浄化センター定期整備事業	小野田浄化センターの設備機器等において、大型設備や予備機を持たない設備、耐用年数を超過した設備、予備機を持つ設備でも一方が故障している設備は、更新や分解整備(予防保全)を早急に行う必要がある。小野田浄化センターは稼動開始後30年が経過、経年劣化が進行し、今後の安定稼動が厳しくなってくると予測する。し尿及び浄化槽汚泥の処理の将来計画を検討する時期となっている。	H29以前~ R7以降	16,000	環境課
山陽中継所中継槽清掃業務	山陽中継所中継槽に堆積した沈砂等の引抜きを及び処理を 市外業者へ一括して委託する。	H29以前~ R7以降	2,420	環境課
塵芥収集車等車両更新事 業	老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。	H29以前~ R7以降	17,154	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事 業	一般廃棄物(ごみ)処理事業	H29以前~ R7以降	226,448	環境課
焼却灰セメント減量化事業	県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼 却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	H29以前~ R7以降	84,847	環境課
小野田浄化センター維持整備事業	小野田浄化センターは、山陽小野田市内で収集した、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設である。設備機器が故障した場合は、速やかに修繕し、処理に支障が生じないように対処しなければならない。 小野田浄化センターは、稼動開始後30年以上が経過、老朽化が進行し、安定稼動が厳しくなりつつある。し尿処理の今後の整備計画を検討する時期にきている。	H29以前~ R7以降	3,000	環境課
小野田浄化センター法定 検査実施事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、クレーン等安全規則、フロン排出抑制法に基づき、専門業者により設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	H29以前~ R7以降	946	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業	小野田浄化センターで発生する脱水汚泥及び脱水し渣を、環境衛生センターで中間処理を行うため、トラック搬送業務を委託する。	H29以前~ R7以降	3,168	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理 事業	山陽小野田市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市が行わなければならない事業である。許可業者が収集した、し尿及び浄化槽汚泥を小野田浄化センターで処理を行う。	H29以前~ R7以降	52,538	環境課
小野田浄化センター運転 管理業務委託事業	山陽小野田市で収集されたし尿と浄化槽汚泥を衛生的に処理 し、且つ施設の運転や維持管理を行うための、運転管理業務 を専門業者に委託する。	H29以前~ R7以降	58,740	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿 等)処理事業	山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収 集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	H29以前~ R7以降	27,165	環境課
	(3)衛生・美化の向上			

(3)衛生・美化の向上

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
廃薬品等処理事業		環境調査センターで保管している使用期限切れなどの廃薬品を適正に処理する。ポリ塩化ビフェニル(PCB)分析に必要な試薬(低濃度)は、速やかにに廃止し処理を委託する。。ポリ塩化ビフェニル(PCB)以外の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物として適正に処理する。	H29以前~ R7以降	160	環境課
ごみ収納箱設置支援事業		本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	H29以前~ R7以降	1,000	環境課
狂犬病予防、犬·猫保護等 関連事業		=	H29以前~ R7以降	131	環境課
環境美化向上事業		市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。 また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	H29以前~ R7以降	468	環境課
アダプトプログラム事業		本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	H29以前~ R7以降	189	環境課
放置自動車処理事業		放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	H29以前~ R7以降	10	環境課
生活衛生向上事業		公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満町と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。また、公共施設で発生したそ族昆虫(主にハチ)の駆除を実施している。	H29以前~ R7以降	249	環境課
埋火葬関連事業		火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理 が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開 始し指定管理者による運営等が行われている。	H29以前~ R7以降	29,748	環境課
霊園管理整備事業(経常)		市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	H29以前~ R7以降	1,740	環境課
		(4)環境保全対策の推進		令和2年度	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課
山陽小野田市省エネル ギー推進事業		山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	H29以前~ R7以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化 対策地域協議会事業		地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の 事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	H29以前~ R7以降	140	環境課
山陽小野田市率先実行計 画推進事業		「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	環境課

### 市民生活・地域づくり・環境・防災 ~人と自然が調和する安心のまち~

	(5)環境監視体制の充実						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		
分析機器等の相互利用		市と大学が保有する設備及び機器の効率的かつ効果的な相 互利用等により、市と大学、官学との連携・協力をより一層充 実させ、両者の実績とノウハウを基盤として、地域の発展や行 政課題に取り組むとともに、大学研究や人材育成に寄与する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	環境課		
環境·公害監視事業			H29以前~ R7以降	4,172	環境課		
環境·公害監視事業(環境 保全)		市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び 振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状 況についても環境基準の適合状況を調査している。	H29以前~ R7以降	2,201	環境課		
環境審議会事業		工場の新増設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	H29以前~ R7以降	210	環境課		
大気汚染物質測定用櫓維 持整備事業		大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置している デポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装 やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	H29以前~ R7以降	584	環境課		
環境保全協定及び事前協 議に関する事業		企業と環境保全協定を締結し、工場の新増設の際は、協定に 基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	環境課		
相談·苦情処理事業		公害に関する苦情処理件数は、年間60件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	環境課		

# 基本施策16 国際交流・地域間交流の推進 (1)国際交流・地域間交流の推進

		(7)自你人儿 心头的人儿以后是			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中学生海外派遣事業	2-(3)	親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。	H29以前~ R7以降	3,225	市民活動推進課
国際交流推進事業		市国際交流協会等へ補助金を交付することにより、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	H29以前~ R7以降	352	市民活動推進課

## 基本施策17 移住・定住の推進 (1)転入者の定住促進

		(一)私人有の足は促進			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
転入奨励金交付事業		山陽小野田市転入促進条例に基づき、転入して新たに住宅を取得した方に対して、家屋部分の固定資産税相当額(都市計画税部分を除く)を、転入奨励金として5年間交付します。	H29以前~ R7以降	26,023	シティセール ス課
UJIターン推進・支援事業		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整えるとともに、移住交流フェアに出展し、移住希望者に関心を持ってもらえるよう働きかけることで、本市へのUJIターンによる転入者の増加を目指します。	H29以前~ R7以降	486	シティセール ス課

移住就業・創業支援事業	国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地元企業の人材確保を図るため、本市においても県と連携しながら当該事業を実施し、東京圏からの移住及び就業・創業を支援します。	R1~R3	3,000	シティセール ス課
-------------	---	-------	-------	--------------

# 都市基盤 ~快適で潤いある暮らしができるまち~

### 基本施第18 住環境の確保

基本施策18 住環境の確保								
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課			
高所作業者用墜落制止用 器具購入		厚生労働省は、「安全帯」を「墜落制止用器具」(いわゆるフルハーネス)として規格改正し、以後、高所作業には、この規格にあったフルハーネスを用いることとなった。職員の安全を確保するとともに工事受注業者に範を示すため、同器具の速やかな配備が必要。	R2	396	建築住宅課			
住宅リフォーム資金助成制度		リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	H29以前~ R7以降	10,000	建築住宅課			
住宅・建築物耐震化促進 事業		住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い、まちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する事業。	H29以前~ R7以降	2,480	建築住宅課			
山口県複合単価表データ 使用料		山口県が作成した建築工事複合単価表が有償となったため、 使用料が必要となった。市から単価調査を行う2財団法人に データ使用料を払い承諾を受けて、山口県から年4回、建築工 事複合単価表の提供を受ける。	H29以前~ R7以降	121	建築住宅課			
建築営繕積算システム利 用料		公共建築工事の発注にあたっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データでの対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度に跨る事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	H30~R7以 降	567	建築住宅課			
	(2)公営住宅の適正管理							
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課			
		   市営住宅の空家、団地法面等に繁茂する草木の適正管理   は、市住入民者又は地元自治会からの悪望が強いが、対応で						

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅草刈		市営住宅の空家、団地法面等に繁茂する草木の適正管理 は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応で きる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手 後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械 を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。 傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者 への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる 環境を整える必要がある。	H29以前~ R7以降	250	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定		市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高い所から実施する。	H29以前~ R7以降	250	建築住宅課
市営住宅消防設備点検 (臨時)		消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に一度実施する。	H29以前~ R7以降	168	建築住宅課
市営住宅検定満期水道メーター等の取替工事		計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施 し、市営住宅の住環境を向上させると共に、毎年度実施する 維持管理の適正化を図る。	H29以前~ R7以降	5,110	建築住宅課
本山団地各倉庫屋根防水 改修工事		本事業は経年劣化により雨漏りがある本山団地内の倉庫(A~E棟)の屋根防水改修工事である。入居者が利用する倉庫で建設後30年以上経過しており、いたるところにひび割れが発生している。工事により雨漏りをなくし、外壁落下を未然に防止する。	H30∼R2	1,166	建築住宅課

有帆団地A·B棟給水管洗 浄	有帆団地のA・B棟については以前から水道の水の出が悪いと 入居者の声が寄せられており、一般質問においても改善要望 が出ているところである。R1年5月、試験的に1戸に対しバブル ジェットによる管内洗浄を行ったところ一定の効果が認められ たため、A・B棟全戸において洗浄作業を行う。		2,074	建築住宅課
古開作第二団地連結送水管修繕	消防法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検(耐圧性能検査)により、古開作第二団地H-2棟の連結送水管について漏水が発見されたので修繕する。古開作第二団地H-2棟は、7階建ての高層建物である。実際に火災が発生した場合、高層階部分は、はしご付き消防車からの放水では届かず消火できないため、消火活動上必要な施設として連結送水管は、消防法施行令第29条の規定により設置が求められている設備である。	R2	3,486	建築住宅課
古開作第二団地H-2棟 自動火災報知設備受信機 及び発信機取替え	自動火災報知設備は、火災による煙や熱を感知器が感知し、 警報ベルなどで建物内の人たちに火災を知らせる設備である。消防法施行令第21条の規定により、古開作第二団地Hー1棟、同Hー2棟に設置されている。Hー2棟の設備は、平成4年の建設時に設置したものであり、20年を超え、更新時期の目安を超えている。同設備は、頻繁にエラー表示が見られるようになり、火災時に適正に作動しない可能性がある。既存の設備の部品が生産中止になっていることから、受信機、発信機、電鈴を新しく取り替える。	R2	1,523	建築住宅課
古開作第二団地防火戸改 修工事	建築基準法施行令第112条第9項により、古開作第二団地のH-1棟・H-2棟には防火戸が設置されている。同設備を点検したところ、H-1棟の1階と6階の防火戸については、感知器を作動させても自動で閉まらず、手動でも閉まらない状態であることが判明した。また3階の防火戸も左右の戸の閉まる順を制御する調整器が脱落しており正常に作動しない状態であった。ついては、火災時に延焼防止の機能を正常に果たせるよう、所要の改修を行う。	R2~R3	6,611	建築住宅課
本山団地浄化槽エア一管布設替え工事	S51~55年度に建設された本山団地に付属する浄化槽は、エアー管が鋼管製であるが、これまで交換したことがなく、腐食により穴が空くため、随時パテで応急処置をして凌いでいる現状である。このままでは大規模な破損があった場合運転不能になる恐れがあることから、エアー管の抜本改修を行い、耐久性の高い塩ビ管に交換する。	R2	1,091	建築住宅課
市営住宅屋上防水改修工事	本事業は市営住宅屋上の防水改修を行うもので、建築物は耐用年数を経過しており、屋根防水の劣化が著しく応急でシート撤去部分の補修を行っているがクラック発生の恐れがあり、このまま放置した場合、風による飛散や雨漏りの可能性がある。	H29以前~ R7以降	5,553	建築住宅課
市営住宅外壁改修工事	本事業は経年劣化により外壁の落下の危険がある市営住宅 の外壁改修工事である。現在、剥離やひび割れなどが発生し ており、外壁落下の危険を伴うため、工事により危険を排除 し、建物自体の長寿命化を図る。	R2~R7以降	40,330	建築住宅課
市営住宅等長寿命化計画 策定業務	市営住宅長寿命化計画(現計画期間: H24~R3)は、市営住宅の整備等と維持管理について定めた基本的計画であり、これに掲載されていない事業は社会資本整備総合交付金の交付対象とならない重要な計画である、。現長寿命化計画は、専門的知見を有する業者への委託により策定されており、今回の見直しにあたっても同様に業者委託(2か年)することが必要である。	R2~R3	3,928	建築住宅課
漁民アパート入居者移転促進	本団地は農林水産課で契約している借地上に立地しており、 同地内には地主の建設同意を得ていない民家も建っている。 H30年度中の更地返還を地主に約束していたため、本課が精 力的に交渉を進めた結果、現住は19戸中9戸となったが、残る 入居者は離れた場所で生活を再設計することは困難とし移転 に応じる考えのない人がほとんどである。今後は農林水産課と 歩調を合わせながら、穏やかに入居者の移転を求めていく。	H29以前~ R7以降	619	建築住宅課

## 都市基盤 ~快適で潤いある暮らしができるまち~

帳票類アウトソーシング事 業	通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、ブリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R2~R7以降	129	建築住宅課
市営住宅経常修繕	市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が 多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕 を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切 な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	H29以前~ R7以降	23,739	建築住宅課
市営住宅消防設備点検 (経常)	市内の市営住宅に設置している消防設備について、消防法第 17条の3の3に規定する法定点検を行う。	H29以前~ R7以降	1,965	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理	市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備 の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	H29以前~ R7以降	6,710	建築住宅課
市営住宅エレベーター保守管理	市住(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1 棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点 検を業者委託(年間契約)において行う。	H29以前~ R7以降	4,062	建築住宅課
市営住宅空き家家具撤去	身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。		1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ	市内23団地のうち住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地ある。借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。(平成30年度中に住宅用地の一部返還あり)	H29以前~ R7以降	346	建築住宅課
市営住宅浄化槽の空家補 償	市内の市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は 6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じ て浄化槽維持費の補填を行っている。これは、団地内に空き 家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場 合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためであ る。 (H29年度に神帆が浄化槽廃止。H31年度に大河内に空き家 補償開始)	H29以前~ R7以降	1,978	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理事業		H29以前~ R7以降	4,586	建築住宅課

#### 基本施策19 公園・緑地の整備・保全 (1)都市公園の整備と管理

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
本山岬公園(くぐり岩)整備 事業	3-(1)	くぐり岩で注目を集めている本山岬公園について、今後増加していくことが見込まれる観光客に対応するため、トイレの更新、市道の拡幅等を計画的に行う予定である。令和2年度は、まずは展望広場からの景観を確保するため、周辺の木の伐採を行う。	R2	1,097	都市計画課
公園内老朽化施設等撤去 事業		経年劣化等により、使用を禁止している公園内の老朽化した 施設について、長年放置することは公園管理上好ましくなく、 また、景観も損ねているため、順次撤去していく。	R2~R7以降	8,538	都市計画課

江汐公園施設整備基金事 業		将来的に必要となる、大規模な修繕や改修費用を積み立てる ことにより、当該年度の負担を軽減する。	H29以前~ R7以降	10,000	都市計画課
江汐公園橋梁点検事業		江汐公園内にある3つの橋梁は、市に移管される前の平成23 年度に橋梁点検を行っている。健全な維持管理をするため、おおむね5年に1回の定期的な点検を行う。	R1~R3	1,350	都市計画課
大規模公園環境美化事業		竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巣病に感染した桜が目立つようになっている。よって、テング巣病感染部の枝を切除するとともに、テング巣病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巣病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。	H29以前~ R7以降	2,934	都市計画課
遊具定期点検事業		平成30年4月1日より、都市公園の管理は政令で定める「都市公園の維持および修繕に関する技術的基準」に適合するよう行うことが義務付けられ、専門技術者による点検が必要となる。	R1~R7以降	1,501	都市計画課
テニスコート改修事業		都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸等が発生しているため改修を行う。	H30~R7以 降	1,485	都市計画課
遊戯施設改修事業		都市公園内にある遊戯施設について、長寿命化を図るための 改修及び要望等のある遊戯施設の新規設置を行う。	R1~R7以降	2,443	都市計画課
スマイルエイジングパーク 事業		健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内3か所の都市公園で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。令和2年度は須恵健康公園、令和3年度以降は江汐公園、糸根公園での整備を予定している。	R2~R4	14,700	都市計画課
公園管理運営事業		江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等について、 指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草 刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業 務を行う。	H29以前~ R7以降	124,607	都市計画課
公園施設維持補修事業		江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等において老 朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修 繕等を行う。	H29以前~ R7以降	8,550	都市計画課
有帆緑地建設事業償還金 事業		最終処分場と緑地公園の一体施設として平成10年から12年に整備。建設費総額2,947,417,133円について、平成13年度から平成32年度までの20年で償還する。	H29以前~R 2	123,381	都市計画課
竜王山公園オートキャンプ 場照明制御盤更新事業		竜王山公園オートキャンプ場は平成13年に供用開始して、18年経過しているが、様々な設備等が更新の時期を迎えている。特に照明制御盤は、キャンプセンター、サテライトハウス、設備ユニット、照明灯などの場内全ての電気設備を管理しているが、CPUを搭載したマザーボードやバッテリーなどに不具合が発生し、電気設備の管理・運営に支障をきたしている状況である。よって、速やかに照明制御盤1式を更新する必要がある。	R2	8,470	都市計画課
		(2)緑化の推進と保全		令和2年度	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	予和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
支障樹木剪定伐採事業		都市公園他市有地内にある樹木が生長し、隣接地(民家)に とって支障となることを防ぐため、適宜剪定、伐採を行う。	H29以前~ R7以降	1,415	都市計画課

#### 都市基盤 ~快適で潤いある暮らしができるまち~

都市緑化推進事業	山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	H29以前~ R7以降	340	都市計画課
緑地帯維持事業	桜川通線などをはじめとした、市内緑地帯について、環境整備 を委託する	H29以前~ R7以降	380	都市計画課
街路樹剪定事業(低木·交 通障害)	街路樹のうち低木または交通障害となっているものについて 剪定を行う。	H29以前~ R7以降	1,792	都市計画課
街路樹剪定事業(毎年実 施路線)	道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、枝葉の伸びが早い街路樹(高木、低木、交通障害)を毎年剪定する。 県道4路線(妻崎開作小野田線、小野田美東線、小野田停車 場線、小野田港線) 市道7路線(日の出町船越線、旭町後潟線、栄町六十番線、 中川六十番通り線、新沖線、大学通り線、住吉若沖線)	H29以前~ R7以降	10,381	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事 業	市指定文化財となっている糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	H29以前~ R7以降	360	都市計画課
枯損木処理事業	枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜、伐採を行う。	H29以前~ R7以降	510	都市計画課
街路樹管理事業	生長が著しい樹木は、根なども大きく、街路樹帯を隆起させるなどして、交通の障害となっている。剪定時期に合わせ樹木の生長を抑制する薬剤を注入するとともに、破損している街路樹帯(年間10箇所程度)の補修を行う。	R1~R7以降	1,544	都市計画課
街路樹剪定事業(数年毎 実施路線)	道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、おおむね3年~4年に一度、街路樹(高木)の剪定をする。市道12路線(中川亀の甲線、公園通り丸河内線、港長沢線、港若山線、セメント町西線、海岸通り線、小野田須恵線、六十番堤搪線、西の浜雀田線、本町古開作線、竜王山線、下村西下津線)	H29以前~ R7以降	1,979	都市計画課
	*************************************			

#### 基本施策20 水道の安定供給と下水道の充実 (1)安全で安心な水の供給

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
簡易水道事業		市内2箇所の簡易水道の維持管理を水道局に委託する。水道 法第32条に基づき、事業所等が専用水道を布設する場合、そ の施設が基準に適合するかどうかの確認を行う必要もある。R 3以降は起債の償還金の支払いとなる。(R6年度まで)		12,581	環境課
飲用井戸等設置補助事業		水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる 未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸 の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況であ る。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確 保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部につい て、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R1~R7以降	500	環境課
高天原浄水場施設整備事 業		高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。	H29以前~ R7以降	16,335	水道局
鴨庄浄水場施設整備事業		鴨庄浄水場の老朽施設を更新、整備する。	H29以前~ R7以降	22,000	水道局
	•	(2)災害に強い強靭な水道の構築			

#### 事業名 重点施策 事業概要 事業期間 令和2年度 事業費 (単位:千円) 担当課 配水施設整備事業 老朽化した配水施設の更新 H29以前~ R7以降 455,467 水道局

送水施設整備事業		老朽化した送水施設の更新	H30~R7以 降	39,600	水道局
簡易水道統合事業		簡易水道事業を上水道事業と事業統合する。 「	R1~R2	121,109	水道局
	•	(3)水道事業運営の持続	•		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民サービス向上事業		災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより 一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。	H29以前~ R7以降	1,000	水道局
水資源環境保全事業		水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活 用を図る。	H29以前~ R7以降	230	水道局
		(4)下水道の整備と管理			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道管渠整備事業		平成25年度に国土交通省により、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備計画の策定と実施が提案された。本市においても計画的に汚水管渠整備を推進し、普及率の向上に努める。令和4年度に山口県汚水処理施設整備構想を見直すため、令和3年度までに本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画について見直しをする必要がある。	H29以前~ R7以降	514,218	下水道課
小野田西地区農集公共下 水道接続事業		平成28年度に実施した汚水処理施設整備構想の見直しの結果、小野田西地区農業集落排水処理施設は隣接する公共下水道へ接続する方が、経済的に有利と判定されたため、小野田西地区農業集落排水処理場を廃止し、その管路を公共下水道に接続する。	H29以前~R 2	49,000	下水道課
不明水対策事業		平成30年の豪雨により、山陽地区の一部の地域において汚水量が急激に増加し、市民の生活環境を確保することが一時的に困難となった。汚水以外の不明水流入を防止する対策を実施するにあたり、山陽地区の流量調査を実施し山陽水処理センターの安定的な運転及び市民生活環境の改善を目指す。	R1~R2	4,994	下水道課
汚水処理施設整備構想及 び全体計画変更事業		令和4年度に山口県汚水処理施設整備構想を見直すため、令和3年度までに本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画について見直しをする必要がある。 見直しにあたっては、国の指導により令和8年度末までに下水道整備進捗率95%を目指す必要があり、大幅な区域縮小が予想されることから、学識経験者を含んだ下水道整備計画見直し検討委員会を設置し、今後の下水道整備区域のあり方について検討を行う。	R2~R3	16,580	下水道課
上下水道使用料徴収シス テム機器更新事業		平成23年度の水道料金と下水道使用料の賦課・徴収一元化を行った際に、一元化によって必要となるシステム関連機器を一斉に導入している。導入時から8年を向かえ、保守の終了等によって随時機器の更新が必要となっている。平成30年度から年次計画を基づき更新を行っており、令和2年度は業務用パソコンを更新する。	H29以前~ R7以降	2,883	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業		通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、ブリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2~R7以降	26	下水道課

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課
		(5)浄化槽の整備		令和2年度	
農業集落排水管理運営事 業		令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	H29以前~ R7以降	1,207	下水道課
農業集落排水施設維持管 理事業		農業集落排水の処理場は浄化槽法の基準を遵守し、放流水 も水質基準を満たす必要がある。また、施設の機能を維持す るために定期的な機器の保守点検が必要である。	H29以前~ R7以降	21,108	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管 理事業		市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	H29以前~ R7以降	16,961	下水道課
処理場維持管理事業		市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	H29以前~ R7以降	260,821	下水道課
マンホールカード制作配布 事業		マンホールカードとは、下水道広報プラットホーム(GKP)が企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムである。各地方公共団体がマンホール蓋のデザイン画像や掲載内容を申請し、GKPと共同で制作後、指定した配布場所で配布する。このマンホールカードを配布することで下水道のイメージアツを図る。また、市内に設置されているデザインマンホール蓋を探してもらい、楽しみながら下水道を身近に感じてもらう。新デザインマンホール作成後、同デザインにより制作する。	R1~R7以降	59	下水道課
下水道事業管理運営事業		令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指していく。 また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	H29以前~ R7以降	23,471	下水道課
下水道管渠維持管理事業		管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引抜き、管渠の老 朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行 う。	H29以前~ R7以降	3,100	下水道課
農業集落排水施設機能強 化事業		福田地区及び仁保の上地区農業集落排水処理施設は、建設から17年以上(仁保の上16年)を経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。	R2~R6	1,623	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化 事業		小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新・及び未整備施設の整備を行う。	H29以前~ R7以降	400,000	下水道課
			•	1	

浄化槽整備推進事業		公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外にある 住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。 汚水処理を早期に実現するには、浄化槽の設置は有効な手 段であり、助成制度は今後も継続する必要がある。浄化槽の 設置基数についても、地域計画に基づく基数の確保が必要で ある。	R1~R4	31,686	下水道課
		基本施策21 道路・交通網の充実			
事業名	重点施策	(1) <b>道路網の整備</b> 事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市道新生町1号線道路改 良事業		当路線は、幅員2m程度の生活道路で車の離合ができないな ど日常生活に支障をきたしているため、道路を拡幅する。 延長L=567m 幅員W=6.0m	H29以前~R 5		土木課
市道浜崎1号線他道路改 良事業		当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。 延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	H29以前~R 5	56,090	土木課
橋梁長寿命化点検事業		橋梁の点検は、道路の維持修繕に関する省令及び告示(平成 26年7月1日施行)に基づき、5年に1回の頻度を基本に点検 し、その健全性を診断する必要がある。平成25年に「山陽小野 田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、これに基づき定 期点検を実施している。	H29以前~ R7以降	10,000	土木課
橋梁補修事業(15m以上)		山陽小野田市橋梁長寿命化計画により、重要インフラである 市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。こ のことにより、橋梁のイニシャルコストやランニングコストの軽 減を図る。	H29以前~ R7以降	40,000	土木課
橋梁修繕事業(15m未満)		山陽小野田市橋梁長寿命化計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のイニシャルコストやランニングコストの軽減を図る。	H29以前~ R7以降	20,000	土木課
道路台帳整備事業		道路法で作成が義務つけられている道路台帳について、毎年 適切に更新する。	H29以前~ R7以降	7,919	土木課
道路環境整備事業		市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交 通の安全性を向上させるため除草等を行う。	H29以前~ R7以降	18,762	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (修繕料)		市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。	H29以前~ R7以降	37,508	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費)		道路の維持管理で必要な側溝等の道路構造物の新築や改良 等を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	H29以前~ R7以降	10,000	土木課
小規模土木事業		生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	H29以前~ R7以降	31,395	土木課
		(2)持続可能な地域公共交通網の形成		令和2年度	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費 (単位:千円)	担当課
JR美祢線利用促進事業		JR美祢線の利用促進を図るため、本市と長門市、美祢市で協同してJR美祢線利用促進協議会を設置し、企画列車の運行や旅行商品の創設、利用助成事業などを行う。令和2年度は、観光客誘致による利用促進に注力するなどし、引き続きJR美祢線の利用促進に努めていく。	H29以前~ R7以降	1,300	商工労働課

JR小野田線利用促進事業	JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校 関係者からなるJR小野田線利用促進協議会を設置し、利用者 目線で利用促進に向けた協議を行うほか、利用補助制度や啓 発活動等を実施する。		300	商工労働課
バス停更新事業	路線バスの利用促進を図ることを目的とし、老朽化したバス停を更新する。市が主体となって運行するコミュニティ路線のバス停を対象とし、バス停に広告掲載欄の設置も検討する。	R1~R7以降	400	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通 運営事業	厚狭北部地域の37自治会の住民を対象に、H27年1月からデマンド型交通(乗合予約車両)を導入し、地域の生活交通手段の確保に努めている。また、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、引き続き、利用促進に努める。	H29以前~ R7以降	10,102	商工労働課
バス活性化システム整備 事業	路線バスの利用促進を目的とし、本市を運行するバス事業者に対してバスの運行状況が一目で分かる「バスロケーションシステム」やICカードを整備する場合に、補助金を交付する。	R2~R7以降	2,289	商工労働課
コミュニティバス更新事業	路線バスの利用促進を目的とし、本市を運行するバス事業者に対してバスの運行状況が一目で分かる「バスロケーションシステム」やICカードを整備する場合に、補助金を交付する。	R1~R7以降	1,000	商工労働課
JR小野田線活性化事業	JR小野田線の活性化を図ることを目的とし、令和元年度に本市及び県、宇部市、西日本旅客鉄道株式会社、山口大学で「JR小野田線活性化委員会」を立ち上げ、行政及び事業者の観点で継続的なJR小野田線の活用に努めている。既存のJR小野田線利用促進協議会における、利用者目線での小野田線の活用に加え、小野田線をより利用し易くする仕組みづくりや、小野田線の運行区間である宇部市との連携事業の実施などを通じた利用促進を図る。	R1~R7以降	300	商工労働課
JR小野田線雀田駅活用 事業	雀田駅は、市立山口東京理科大学の最寄駅であり、今後において薬学部の学生が増加する中で、JR利用者も増えていくことが見込まれる。駅敷地内の空きスペースに駐輪場を追加設置するほか、現在は使用不可となっているトイレ施設を撤去の上、撤去後の敷地について有効活用を検討し、駅施設の利用環境の向上を図る。	R2	1,000	商工労働課
バス路線再編支援事業	平成30年度に策定した「山陽小野田市バス路線再編計画」に基づき、現行のバス路線再編を行うにあたり、高泊地区を運行するコミュニティバス路線から他の交通手段への転換について、民間のコンサルを活用し地域や現行バス利用者の意見の集約や分析を行う。	R2	3,047	商工労働課
モビリティ・マネジメント事 業	モビリティ・マネジメント(MM)とは、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと移行する一連の取組である。近年、鉄道、バスの利用者が減少する中、今後も公共交通を維持するためには、普段、自家用車を利用する人に公共交通を使ってもらう必要があるため、市民の他、市内の小・中・高校や事業所などを対象に啓発活動を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	商工労働課
JR小野田線、バス路線相 互利用促進事業	公共交通利用者の利便性向上を図るため、鉄道とバスの乗り 継ぎしやすいダイヤ調整を行う。また、鉄道とバスが補完関係 にあるJR小野田線沿線において、鉄道・バス共通乗車制度の 実施について検討を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	商工労働課
地方バス路線維持対策事業	バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に 必要なバス路線を維持する。	H29以前~ R7以降	137,038	商工労働課

地域公共交通会議開催事業		地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通網形成計画」に 基づく本市の公共交通ネットワークの再構築に取り組む。市内 の公共交通マップの作成、バスへのICカード導入、交通結節 点(JR小野田駅、厚狭駅、サンパーク、渡場等)の整理、デマ ンド交通実施地域などについて協議を行う。	H29以前~ R7以降	120	商工労働課
共通時刻表作成事業		市内公共交通の利便性向上を図るため、市内を走る路線バス の運行主体である宇部市交通局、船木鉄道、サンデン交通と 連携し、バス時刻表を作成する。	H29以前~ R7以降	250	商工労働課
		(3)駐車場・駐輪場の整備			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭駅南口駐車場施設改 修事業		厚狭駅南口駐車場は、開設後20年以上経過している。平成28年には駐車料金改定を実施し、その周知後は、駐車場利用者が増加している。利用者の利便性向上も考え、未舗装部分の整備を実施する。	H29以前~ R7以降	22,200	都市計画課
小野田地区駐輪場改修事 業		市道等にはみ出して駐輪する迷惑駐輪を解消するため、市内 JR駅(南中川駅、小野田港駅)の駐輪スペースを整備する。	R2~R3	1,399	都市計画課
厚狭駅南口駐車場管理運営事業		平成11年の新幹線厚狭駅の開業に併せて開設した厚狭駅南 口駐車場について、適正な維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	9,765	都市計画課
駅前広場管理運営事業		小野田駅、厚狭駅の駅前広場について、草刈、花壇管理、施 設補修などを行い、適切な維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	1,870	都市計画課
		(4)広域交通網の整備	•		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
県道改良事業負担金		市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消 や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課 題がある。	H29以前~ R7以降	14,700	土木課
		(5)都市計画道路網の整備	L	L	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
都市計画道路整備県事業負担金		都市計画道路において、事業化された県道の事業費にかかる 市負担金を山口県に支払う。	H29以前~ R7以降	40,000	都市計画課
		基本施策22 適正な土地利用の推進 (1)適正な土地利用の推進			
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地理情報システム管理事業		平成30年度に更新した地理情報システム(GIS)に対し、データセンターへのシステム利用料の支払いやシステム保守を行う。また、住宅地図については、2年ごとに更新する。	H30~R7以 降		都市計画課
ドローン活用事業		ドローンを使用し、都市公園、文化財などの観光素材や祭りなどのイベント状況、公共施設(庁舎、学校、文化会館、オートレース場等)などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市をPRする。操作者の講習は、平成31年度の後は3年に1度とする。毎年の保険と保守を必要とする。	H30~R7以 降	150	都市計画課
用途地域見直し事業		都市計画マスタープランに示す土地利用方針と現在の用途地域が著しく乖離している区域を対象として用途地域の見直しを行う。 令和元年度は、現況調査、見直し案の作成を行い、令和2年度は、住民説明会、都市計画変更手続きを行う。	R1~R2	6,958	都市計画課

厚狭駅南部地区土地区画							
部市計画公園等見直し事業 や風数地区の区域等の必要性等を検討・見直しを行う、見直   192以前 で			めに保留地を旧山陽町土地開発公社へ売却した。 公社が購入するために借り入れた資金について、毎年、借り 換えを行っているため、公社へ利子分に対する補填を行う。保		530	都市計画課	
部市計画道路見直し事業	12 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		や風致地区の区域等の必要性等を検討・見直しを行う。見直 し結果をもとに、関係機関や市民との協議を行い、都市計画の		ゼロ予算	都市計画課	
### 100   おおお田田課	都市計画道路見直し事業		ついて、山口県から示された「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき、各路線の必要性等を検討し、廃止を含めた道路		ゼロ予算	都市計画課	
### ### ### ### #####################	土地利用規制等対策事業		有効利用を推進し、適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づく届出を受理し、山口県に進達する。また、		100	都市計画課	
全集指導事業	都市計画審議会運営事業				168	都市計画課	
開発指導事業 の規定に基づく土地開発届出に対して開発基準に適合しているが審査し許可(承認)をする。 本市の良好な景観の形成のため、平成30年4月に景観行政 団体となったことから、地域の特性をいかした良好な景観形成 に向けた取組である景観計画や景観条例の制定に向けて、市 降 に向けた取組である景観計画や景観条例の制定に向けて、市 降 学業費 事業名 事業概要 事業期間 令和2年度 事業費 担当課 でおいて、1期計画として平成28年度から平成32年度までの5 年間で、市道、公園、駅前広場等の整備を行う。 タカ2年度 事業費 (単位:千円) 都市計画課 住居表示維持管理事業 住居表示を域の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理 を行う。 を和2年度 事業費 (単位:千円) を行う。 基本施策23 港湾施設の整備 (1)港湾施設の整備 キ業期間 令和2年度 事業期間 第2以前 7584 都市計画課 584 都市計画課 「日本の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理 を行う。 また、住居表示変更証明書の発 で行うの また、住居表示変更証明書の発 でおりは 日本の取りを指し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発 の新発届出により住居番号を 付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発 でおりは 第3年 第3年 第4年 第3年 第4年 第4年 第4年 第4年 第4年 第4年 第4年 第4年 第4年 第4	建築指導事業		合、工事着手前に、その計画が建築基準法令及び関係規定 に適合しているか審査事務を行う。また、当該工事中及び完		717	都市計画課	
景観形成啓発事業 団体となったことから、地域の特性をいかした良好な景観形成に向けた取組である景観計画や景観条例の制定に向けて、市民に対し啓発活動を行っていく。  (2)市街地の整備 事業名 重点施策 事業概要 事業期間 令和2年度 事業費 担当課  平成27年度に策定した小野田駅前地区都市再生整備計画に基づいて、1期計画として平成28年度から平成32年度までの5年間で、市道、公園、駅前広場等の整備を行う。  (3)住居表示区域の拡大 事業名 重点施策 事業概要 事業期間 令和2年度 事業費 担当課  住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付着し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。  基本施策23 港湾施設の整備 (1)港湾施設の整備 (1)港湾施設の整備 事業報要 事業期間 令和2年度 事業期間 キャ業費 担当課	開発指導事業		の規定に基づく土地開発届出に対して開発基準に適合してい		96	都市計画課	
事業名     重点施策     事業概要     事業期間     令和2年度 事業費 (単位:千円)     担当課       小野田駅前地区都市再生整備計画に基づいて、1期計画として平成28年度から平成32年度までの5年間で、市道、公園、駅前広場等の整備を行う。     H29以前~R 2     91,910     都市計画課       (3)住居表示区域の拡大事業名     事業概要     事業期間     令和2年度事業費(単位:千円)       住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。     H29以前~ 87以降 77以降 77以降 77以降     584     都市計画課       住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。     H29以前~ 87以降 77以降     584     都市計画課       事業名     基本施策23 港湾施設の整備 (1)港湾施設の整備     事業期間     令和2年度事業費     担当課	景観形成啓発事業		団体となったことから、地域の特性をいかした良好な景観形成に向けた取組である景観計画や景観条例の制定に向けて、市		ゼロ予算	都市計画課	
事業名     重点施策     事業概要     事業期間 (単位:千円)     担当課 (単位:千円)       小野田駅前地区都市再生整備計画下、東信で、1期計画として平成28年度から平成32年度までの5年間で、市道、公園、駅前広場等の整備を行う。     H29以前~R 2     91,910     都市計画課       (3)住居表示区域の拡大     事業名     事業格     事業期間 (単位:千円)     令和2年度 事業費 (単位:千円)     担当課 (単位:千円)       住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。     H29以前~ R7以降 8     184     都市計画課 8       生居表示変更証明書の発行も行う。     基本施策23 港湾施設の整備     事業期間 令和2年度 事業費 担当課 8			(2)市街地の整備				
小野田駅前地区部市丹生 整備計画事業(1期計画)     基づいて、1期計画として平成28年度から平成32年度までの5 年間で、市道、公園、駅前広場等の整備を行う。     日29以前~R 2     91,910     都市計画課       生活表示と域の拡大     事業名     重点施策     事業概要     事業期間     令和2年度 事業費 (単位:千円)       住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。     H29以前~ R7以降     584     都市計画課       基本施策23 港湾施設の整備       (1)港湾施設の整備       事業名     重点施策     事業概要     事業期間     令和2年度 事業期間     事業費     担当課	事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課	
事業名     重点施策     事業概要     事業期間     令和2年度 事業費 (単位:千円)       住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表 示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理 を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を 付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発 行も行う。     H29以前~ R7以降     R7以降       基本施策23     港湾施設の整備 (1)港湾施設の整備       事業名     重点施策			基づいて、1期計画として平成28年度から平成32年度までの5		91,910	都市計画課	
事業名     事業概要     事業期間     事業費 (単位:千円)     担当課       住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。     上29以前~ R7以降     584     本市計画課       住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。     R7以降     584     都市計画課       基本施策23     港湾施設の整備       (1)港湾施設の整備       事業名     事業概要     事業期間     令和2年度事業費       担当課			(3)住居表示区域の拡大				
京板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。  - 基本施策23 港湾施設の整備 (1)港湾施設の整備 - 事業名 - 重点施策 - 事業概要 - 事業期間 令和2年度 事業期間 事業費 担当課	事業名	重点施策		事業期間	事業費	担当課	
(1)港湾施設の整備       事業名     事業概要     事業期間     事業費     担当課	住居表示維持管理事業		示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。		584	都市計画課	
事業名							
[1]	事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課	

港湾整備事業負担金	小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、港湾施設の拡充を図る。 小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修を行なう。	H29以前~ R7以降	27,000	土木課
小野田港野積場改修事業	小野田港港湾施設のうち市が管理する区域(野積場、取付道路、排水施設)の施設が老朽化しているため、施設利用者からの要望に基づき年次的に補修工事を行う。	H29以前~R 4	1,000	土木課
小野田港港湾整備事業償 還金等	小野田港埠頭用地造成事業に係る県債償還費の一部を負担 する。	H29以前~ R7以降	15,261	土木課

#### 基本施策24 多様な働く場の確保 (1)産学官連携の推進

(1)産字官連携の推進					
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
産学官連携推進フォーラム開催事業	1-(2)	山口東京理科大学は高等教育機関であると同時に研究機関であるため、発展のためのシーズ(種)が多く内在している。これらを発掘し、企業側のニーズに沿って製品化につなげることが必要があり、そのためには、両者のマッチングやコーディネートが不可欠となる。このことから産学官連携に関する講演・フォーラム・セミナー等を開催することにより、市内外の企業に山口東京理科大学の研究内容等を知っていただく機会を提供する。	H30~R7以 降	250	商工労働課
山陽小野田市産学官連携 推進協議会	1-(2)	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	商工労働課
産学官連携推進事業		山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	商工労働課
	1	(2)雇用確保の促進			
雇用確保推進事業		有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と連携した企業訪問を実施し、人材マッチング支援やイベントなどの情報発信に努めることで、地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	商工労働課
		   (3)職業能力の開発向上			
雇用能力開発支援セン ター施設維持管理事業		地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	H29以前~ R7以降	7,316	商工労働課
	I.	(4)就業対策の充実			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中小企業支援セミナー	1-(3)	人材確保に苦労しがちな中小企業者に対し、企業の魅力を伝えられるような求人票の書き方や、効果的な情報発信方法等についてのセミナーを商工会議所と連携して開催することで、中小企業者を支援する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	商工労働課
子育て女性等就職応援事 業(再就職実践研修)	2-(2)	結婚、出産等による離職から再就職を希望する女性を対象に、就業再開するために必要な知識、技能を習得できる機会を提供し、地元事業所に就業できるように支援する。また、託児サービスの提供など、子育て女性に配慮し、本事業に参加しやすい環境を整備する。事業については、委託事業者を決定し、実施する。	H29以前~ R7以降	2,500	商工労働課
「さんようおのだ就職フェア」・「山陽小野田市合同就職面接会」開催事業		市・ハローワーク・商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元に特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。 ・就職フェア:8月頃、面接会:2月頃開催	H29以前~ R7以降	71	商工労働課

雇用開発支援事業 (サポート事業)		平成27年度から、国の施策として、シルバー人材センターが中心となって、人手不足分野や育児や介護等の現役世代を支える人材派遣事業がはじまったため、高齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業へ補助金を交付し、高齢者の活躍の場の拡大を目指している。	H29以前~ R7以降	3,300	商工労働課
高年齢者就業機会確保事 業		団塊の世代が定年を迎え、高年齢者が増加する中、働く意欲を持つ高年齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。	H29以前~ R7以降	5,339	商工労働課
地域職業相談室管理事業		公共職業安定所の再編に係る代替措置として国と市が共同して地域職業相談室を設置している。 雇用能力開発支援センター内にハローワーク宇部と共同して地域職業相談室を設置し、求職相談等就職支援を行う。	H29以前~ R7以降	240	商工労働課
就業対策促進事業		国、県と連携を図りながら、若者、女性、高齢者、障がい者の 就業を促進する。 就職セミナー開催などの情報について、広報紙・ホームページ などで周知を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	商工労働課
		(5)勤労者福祉の推進	<u> </u>	令和2年度	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課
労働福祉金融制度事業 (離職者緊急対策資金貸付預託金)		離職者等の生活安定と福祉の向上を図るため、県の貸付制度 と協調し、金融機関が貸付を行う。	H29以前~ R7以降	1,080	商工労働課
労働会館管理運営事業		勤労者および市民の福祉の増進に資する施設として利用促進 を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。	R2	473	商工労働課
労働会館管理運営事業		勤労者および市民の福祉の増進に資する施設として利用促進 を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。	H29以前~ R7以降	7,289	商工労働課
優良勤労者表彰事業		同一事業所に25年以上勤務した者、顕著な技術開発等により 事業所の発展に寄与した者、農林水産業に専業として25年以 上従事した者、勤労生徒等、成績優秀な勤労者の表彰を毎年 11月23日の勤労感謝の日に実施する。	H29以前~ R7以降	275	商工労働課
勤労福祉推進事業(中小 企業退職金共済掛金事業 主負担補助金)		中小企業勤労者の福祉の増進を図ることで、雇用の安定と中小企業の発展を推進する。 中小企業退職金共済掛金事業主負担分の一部や活動支援、制度の普及活動を行う。	H29以前~ R7以降	800	商工労働課
労働者団体支援事業(地 区労働者福祉協議会)		勤労者の労働福祉の向上を図るため、労働福祉を目的とする 労働者団体の支援を行い、勤労者の福利厚生を充実させる。	H29以前~ R7以降	165	商工労働課
労働者団体支援事業(労 働福祉対策費)		勤労者の労働福祉の向上を図るため、労働福祉を目的とする 労働者団体の支援を行い、勤労者の福利厚生を充実させる。	H29以前~ R7以降	600	商工労働課
労働者団体支援事業(中 小企業福祉事業)		勤労者の労働福祉の向上を図るため、労働福祉を目的とする 労働者団体の支援を行い、勤労者の福利厚生を充実させる。	H29以前~ R7以降	486	商工労働課
労働福祉金融制度事業 (勤労者緊急小口資金貸 付預託金)		貸付制度の充実を図ることで、中小企業勤労者の生活安定と 福祉の向上を図る。 県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の 啓発を行う。	H29以前~ R7以降	1,000	商工労働課

小野田勤労青少年ホーム 管理事業	IE CONTRACTOR CONTRACT	H29以前~ R7以降	7,175	商工労働課
山陽勤労青少年ホーム管 理運営事業	勤労青少年の福祉増進と健全育成を図るため、主催講座の開催、クラブ活動の推進を積極的に行う。また、スポーツ、文化振興のため、活動場所を必要としている個人、団体に貸館業務を行う。	H29以前~R 3	3,428	商工労働課

#### 基本施策25 中小企業の振興 (1)中小企業の支援

		7 7 7 7 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中小企業振興推進事業		平成27年6月に制定した「山陽小野田市中小企業振興条例」 に基づき策定した「中小企業振興推進計画」について、KPIな どを活用し、進捗状況を検証していく。 進捗状況等については、協議会を開催し、有識者、大企業者、 市民や商工会議所などから、意見を伺い、計画に反映させる。 次年度以降は、計画の進捗状況の確認や検証を行う。	H29以前~ R7以降	90	商工労働課
中小企業相談所補助事業		既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	H29以前~ R7以降	2,646	商工労働課
経済団体支援事業(山口 県日中経済交流促進協 会)		経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させると ともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	H29以前~ R7以降	17	商工労働課
経済団体支援事業(中小 企業団体中央会)		経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させると ともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	H29以前~ R7以降	13	商工労働課
経済団体支援事業(山口 県中小企業診断協会)		経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させると ともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	H29以前~ R7以降	24	商工労働課

#### 基本施策26 工業の振興 (1)企業誘致の推進

		(1/正未防以7)推進			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業立地フェア参加事業	1-(3)	小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。	R1~R2	166	商工労働課
工場設置奨励条例(新規企業誘致、内発促進)		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	H29以前~ R7以降	551,112	商工労働課
企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。	H29以前~ R7以降	1,144	商工労働課
山口県企業誘致推進連絡 協議会負担金事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)をより一層推進するため、県企業誘致推進連絡協議会に加入し、誘致活動等を共に展開する。	H29以前~ R7以降	480	商工労働課
		(2)立地基盤の整備			
				令和2年度	

工場設置資金融資事業		市内に工場建設等の設備投資を計画する企業が、投資を行い易いように融資制度を設定することにより、資金の調達の選択肢を広げる。	H29以前~ R7以降	10,000	商工労働課
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		(3)既存企業の内発促進		•	
工業用水道施設整備事業		老朽化した工業用水道施設の更新	H29以前~ R7以降	22,230	水道局
企業団地維持管理事業		企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理 することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。さらに、 道路、公園等については広く市民が利用しやすいものとする。	H29以前~ R7以降	1,373	商工労働課
小野田・楠企業団地インフ ラ等整備事業		企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強いため、そのニーズに応えるための立地基盤の整備を行う。	H29以前~ R7以降	11,584	商工労働課
土地開発公社利子補給事業		小野田・楠企業団地造成事業の4割を山陽小野田市土地開発 公社が金融機関からの借入により負担しており、市は協定に 基づき毎年発生する借入利息を補給する。	H29以前~ R7以降	667	商工労働課

#### 基本施策27 商業の振興 (1)商業振興支援の充実

	(Ⅰ)問耒振典文版の允美					
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
山口東京理科大学生定住 促進事業	1-(2)	本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。	H30~R7以 降	7,971	商工労働課	
創業応援金交付事業	1-(3)	「山陽小野田市創業支援事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。	H30~R7以 降	1,000	商工労働課	
創業支援事業(個別相談 会、支援セミナー等実施事 業)	1-(3)	平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、創業セミナー等を実施する。また、創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。商工会議所への委託事業である。	H29以前~ R7以降	2,000	商工労働課	
空き店舗等利活用支援事 業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。	R2~R7以降	1,000	商工労働課	
ガラスのブランド化推進事 業		市内で活動するガラス作家の作品をブランド化することにより 商品の販売に力を入れ、ガラスを本格的に産業化するとともに 市のガラス文化の知名度アップを図る。	R2~R4	12,248	商工労働課	
商店街共同施設設置補助 事業		商店街の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備等に対して補助金の交付を行う。	H29以前~ R7以降	240	商工労働課	
商工会議所運営事業(小 野田商工会議所·山陽商 工会議所)		市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会 議所の運営経費等の一部を補助する。	H29以前~ R7以降	7,623	商工労働課	
中小企業振興資金等融資 事業	1-(3)	中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。	H29以前~ R7以降	196,000	商工労働課	

### 産業・観光 ~地域資源を活かした活力ある産業のまち~

商エセンター管理運営事業	商工業の振興及び商工業者相互の連携向上に資する施設と して管理運営を行う。 (指定管理者制度導入施設)	H29以前~ R7以降	11,136	商工労働課
商業振興諸行事支援事業	商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う。	H29以前~ R7以降	3,570	商工労働課

# 基本施策28 農業の振興(1)農業経営体の育成・強化

(1)農業経営体の育成・強化								
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課			
新規就農·就業者定着支援事業	1-(3)	新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。	H29以前~ R7以降	3,725	農林水産課			
新規就農者支援事業	1-(3)	経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設の整備に要する経費等の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1~R7以降	3,172	農林水産課			
農地中間管理機構事業		農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業 の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地 集積と集約化を図る。	H29以前~ R7以降	450	農林水産課			
農業次世代人材投資事業		次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。	H29以前~ R7以降	9,000	農林水産課			
担い手支援事業		担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 〇補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得 〇補助金額 認定農業者:事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円 (5年間の認定期間中に1回限り)	R2~R7以降	1,500	農林水産課			
経営所得安定対策事業		経営所得安定対策事業の実施に必要となる現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金。	H29以前~ R7以降	365	農林水産課			
農業改良普及等事業		宇部地区農業改良普及協議会への負担金。宇部地区農業改良普及協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行う。	H29以前~ R7以降	264	農林水産課			
やまぐち農林振興公社支 援事業		やまぐち農林振興公社に対する賛助会費。 当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中管理機構とて農地の集積等の業務も行う。	H29以前~ R7以降	131	農林水産課			
農業管理センター運営支援事業		農業管理センター運営に要する人件費への補助金。農業管理センターは、山陽、小野田地区の2箇所に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	H29以前~ R7以降	992	農林水産課			

人·農地問題解決推進事 業		力強い農業構造を実現していくため、集落・地域で地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を将来においても確保していく必要がある。地域の中心となる経営体の確保やその経営体への農地集積に必要な取組を支援する。	H29以前~ R7以降	14	農林水産課
人·農地問題解決推進事 業(臨時分)		地域の徹底した話合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握し、これに基づき中心経営体への農地の集約化の将来方針を記載する等、人・農地ブランの実質化の取組を強力に推進する。	R1~R7以降	3,453	農林水産課
農業委員会事務		農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	H29以前~ R7以降	12,847	農業委員会
農地利用最適化推進事業		農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。	R1~R7以降	15,606	農業委員会
		(2)農業の生産基盤の整備			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
県営農業競争力強化基盤 整備事業(王喜東地区)		農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市埴生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜地区として区画整理を実施する。	H29以前~R 5	6,667	農林水産課
県営経営体育成基盤整備 事業(郡·川東地区)		郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、 農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。(整備予定面積:約26ha)	R1~R7以降	10,000	農林水産課
農業振興地域整備計画事業		「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国及び県計画との整合性に留意し、都市的土地利用と農業的土地利用との調整を図りつつ、農業振興地域全体の見直しを図る。	R1~R2	4,945	農林水産課
危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が3箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、充分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	H30∼R4	11,760	農林水産課
農業水利施設の長寿命化 対策事業		土地改良区等が所有する農業生産活動の基盤となる農業水利施設について、将来にわたってその機能の安定的に発揮させるために必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を実施する。また、機能保全計画を策定し、老朽化した農業水利施設の長寿命化を図るために必要な補修や更新を行う。	R1~R3	1,968	農林水産課
ハザードマップため池の保全・避難対策事業		令和元年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する 法律」が施行され、市町村は特定農業ため池の決壊に関する 情報の伝達方法、避難施設、避難場所等を記載したハザード マップを作成・配布し、住人に周知させることが必要になり作成 を行う。	R1~R2	4,960	農林水産課

土地改良区等推進補助事業		土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の助成、事業償還金補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。	H29以前~ R7以降	24,028	農林水産課
土地改良施設維持管理適 正化事業		土地改良事業等で整備した農業用施設が耐用年数を経過するなど老朽化が進み、維持管理労力が大きい施設について計画的に改修整備を行う。	H29以前~R 2	397	農林水産課
小規模土地改良助成事業		地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県 事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実 施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が 困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。	H29以前~ R7以降	8,500	農林水産課
単市土地改良整備事業		簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事 業を実施することで農業施設等の整備を行う。	H29以前~ R7以降	5,800	農林水産課
土地改良事業団体連合会 支援事業		県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となって、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	H29以前~ R7以降	808	農林水産課
石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業·河川 応急)		石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定される。また、再び起立しない状態となれば、営農への影響が懸念される。(国55%、県37%、市4.8%、地元3.2%)	R1~R5	1,440	農林水産課
機構集積支援事業(農地 利用状況調査等)		農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、 耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意 向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休 農地の減少に向けた対策を講じる。	H29以前~ R7以降	1,439	農業委員会
機構集積支援事業(農地台帳整備)		農地利用状況調査の結果を農地台帳システムに入力する。入力内容は調査日・利用状況・農地種別・栽培作物・農機具進入位置など多岐にわたる。当該システムは、事務局及び分局で閲覧、情報の入力・修正などができ、農政部局との農地情報の共有化を図る。また、県等に報告する荒廃農地に関する調査も農地台帳を基に作成される。さらにフェーズ2を介して全国農地ナビに農地情報を提供し、公表する。	H29以前~ R7以降	1,529	農業委員会
	1	(3)地産地消の推進			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地産地消推進補助事業		旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織。JA、県、市場、企業がこれを推進している。		300	農林水産課
農林水産まつり補助事業		農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベント。安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進するための絶好の機会である。	H29以前~ R7以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業		平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は17名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	H29以前~ R7以降	18	農林水産課

野菜価格安定化事業		指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	H29以前~ R7以降	50	農林水産課
		(4)畜産業の振興			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家畜診療体制運営支援事 業		主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施 するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家 畜導入時の検査等も実施している。	H29以前~ R7以降	1,615	農林水産課
中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業		協議会をとおして、家畜法定伝染病及び伝染性疾病の発生予防とまん延防止に対する協力。家畜の改良増殖、受胎率の向上を図るための協力。環境保全対策や担い手支援対策。耕作放棄地の保全対策として山口型放牧の推進。	H29以前~ R7以降	43	農林水産課
酪農振興補助事業		乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	H29以前~ R7以降	112	農林水産課
	•	(5)地方卸売市場事業の振興	•		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市地方卸売市 場施設整備事業		適切な施設整備を行い、市場の衛生的な環境を整えるため、 老朽化した施設の修繕を行う。	H29以前~ R7以降	672	農林水産課
地方卸売市場管理事業		高千帆青果物地方卸売市場と小野田青果物地方卸売市場との統合により、昭和58年に開設した。適切な維持管理を行いつつ、市場の公益的機能の発揮に努めていく。	H29以前~ R7以降	9,623	農林水産課

#### 基本施策29 林業の振興

#### (1)森林の適正管理 令和2年度 事業名 重点施策 事業概要 事業期間 事業費 担当課 単位:千円) 森林の有する多面的機能を発揮させるため、生物多様性や地球温暖化の防止に果たす役割、並びに地球温暖化に伴い懸 H29以前~ 市有林整備事業 3,000 農林水産課 念される集中豪雨の増加等の環境変化も考慮した森林施業を R7以降 実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。 森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の 意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない 森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は 意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。 森林経営管理事業 R1~R7以降 3,993 農林水産課 また、市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に 照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林 は市が間伐等の経営管理を実施する。 パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標 の達成、災害防止を図るための国からの森林環境譲与税を森 森林環境譲与税事業 R1~R7以降 8,500 農林水産課 林整備や森林整備の促進に関する財源として基金に積み立て る。 国土の保全及び水源かん養に資するため、森林所有者が民 H29以前~ 造林支援事業 450 農林水産課 有林野において行う造林事業に対して補助する。 R7以降 森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録す H29以前~ 山口県林業協会支援事業 68 農林水産課 る。(県内全市町が登録) R7以降

山口流域林業活性化セン ター支援事業		山口・美祢農林事務所管内の区域における地域林業の活性 化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の 育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多 様な利用について総合的かつ一体的に推進するため、セン ターに負担金を支払う。	H29以前~ R7以降	71	農林水産課
林業研究グループ支援事業		林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	H29以前~ R7以降	72	農林水産課
		(2)林業の生産基盤の整備	_		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市有林·林道管理事業		林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険 木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	H29以前~ R7以降	1,377	農林水産課
森林災害対策事業		市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	H29以前~ R7以降	520	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業		農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲について、山口県小野 田地区猟友会及び山陽地区猟友会に委託する。	H29以前~ R7以降	917	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業		増え続ける有害鳥獣による農作物被害に対し、平成25年度から駆除した者に対して、駆除した有害鳥獣1頭につき予算の範囲内で定額補助する。	H29以前~ R7以降	1,315	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事 業		山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	H29以前~ R7以降	2,000	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援 事業		鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽 小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費の一部又は全部について、予算の範囲内で補助する。	H29以前~ R7以降	27	農林水産課
		基本施策30 水産業の振興 (1)水産業の経営基盤の強化			
		(1/小庄木ツ柱音を重り渡し		令和2年度	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課
繁殖保護事業		水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗 等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	H29以前~ R7以降	324	農林水産課
種苗放流等支援事業		宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	H29以前~ R7以降	1,800	農林水産課
内水面繁殖保護事業		鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	H29以前~ R7以降	216	農林水産課
	1	(2)水産業の生産基盤の整備			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課

				)	
埴生漁港整備事業		漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び 干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。	H29以前~ R7以降	50,538	農林水産課
護岸等補修事業		市内4漁港は築造後年数が経過し、老朽化が激しい。定期的・計画的に補修工事を行うことで、施設の長寿命化及び改修に係るコストダウンを図る。	H29以前~ R7以降	1,000	農林水産課
漁港施設管理事業		市内の漁港について、維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	600	農林水産課
	1	(3)魚食普及の推進	T		
魚食普及推進協議会支援 事業		地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	H29以前~ R7以降	23	農林水産課
		基本施策31 観光・交流の振興 (1)観光・交流資源の整備・充実			
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
広域連携強化推進事業	3-(2)	南山口(宇部市、美祢市、山陽小野田市)、JR美祢線沿線(長門市、美祢市、山陽小野田市)などの各協議会に参画し、イベント等の企画・運営、また山口県や近隣市のフィルムコミッションとの情報交換や撮影候補地のPR等をすることにより、交流人口の増加と地場産業の振興を図ります。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	シティセール ス課
産業観光振興事業	3-(2)	宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加と訪問先地場産業の振興を図ります。	H29以前~ R7以降	600	シティセール ス課
山口県央連携都市圏連携 事業	1-(1) 3-(2)	県央連携都市圏域を構成する7市町全体を会場に見立て、令和3年度の周遊型博覧会「山口ゆめ回廊博覧会」に向けて、圏域全体の広域観光連携の取組を進めるとともに、本市ではガラスアートフェス(仮称)やガラス・書道・かるた・まち歩きを中心にした体験プログラム「山口ゆめ散歩」を造成し、観光誘客の推進を図ります。	H30∼R3	13,210	シティセール ス課 文化スポー ツ推進課
山口県央連携レノファ山口 応援事業		レノファ山ロホームゲームの時、観光PR等を実施する。またレノファ山口の試合会場や、7市町(本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町)の観光施設等でスタンプラリーを実施し、抽選で当たる本市の特産品を提供する。	H30∼R3	15	シティセール ス課
観光資源整備事業		市内最高峰(標高324m)の松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁することから、これらの観光資源への良好なアクセスを維持し、観光客の増加を図ります。	H29以前~ R7以降	428	シティセール ス課
きららビーチ焼野管理事業		きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理 委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託してい る。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快 適に利用できる。	H29以前~ R7以降	500	土木課
		(2)情報発信・誘客体制の強化・充実			
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
観光プロモーション事業	3-(1) 3-(2)	観光誘客の促進を図るため、令和元年度に製作した観光パンフレットやPR動画を活用して、ターゲットに応じた様々な媒体(テレビ、観光旅行関係雑誌等)を活用し、効果的な情報発信を行います。	R1~R2	2,000	シティセール ス課

観光交流促進事業		観光協会に補助金を交付し、観光情報発信事業、観光アテンダント事業などを実施し、山陽小野田市の観光資源の魅力発信を図り、交流人口の増加を目指します。	H29以前~ R7以降	357	シティセール ス課
観光パンフレット等作成事業		観光情報の発信や観光客の誘致を目的として、観光パンフレットの増刷やノベルティグッズの製作に対し、観光協会に補助金を支出します。	H29以前~ R7以降	1,000	シティセール ス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		観光客等へのホスピタリティ向上を目的として、観光ガイド団 体が実施するガイド育成やガイド派遣等の事業に対し、観光 協会に補助金を支出します。	H30~R7以 降	100	シティセール ス課
おもてなしサポーター育成事業		ホスピタリティの向上を目的に、市内観光関係団体を対象に市 の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、事業所を 訪れた人に観光案内や情報を発信します。	H30~R7以 降	100	シティセール ス課
国際観光推進事業		県国際観光推進協議会と連携することにより、国外に向けて 戦略的な情報発信を行い、外国人観光客を誘致します。	H29以前~ R7以降	200	シティセール ス課
観光宣伝タイアップ事業		山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、観光振興を図ります。	H29以前~ R7以降	797	シティセール ス課
観光物産宣伝事業		山口県物産協会と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進します。	H29以前~ R7以降	12	シティセール ス課
観光協会運営支援事業		観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の 運営を経費的・人的に支援することを通し、交流人口の増加を 促し、観光振興を図ります。	H29以前~ R7以降	2,332	シティセール ス課
		(3)地域ブランドの推進	l	L	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田名産品活用促 進事業		名産品推進協議会と連携し、名産品の新規登録や更新、販路拡大の取組及び名産品フェアの開催に対し、観光協会に補助金を支出します。	H29以前~ R7以降	151	シティセール ス課
圏域内道の駅等連携農林 水産物販路拡大プロジェク ト		令和2年度は、各市町の特産品を掲載した「山口ゆめ回廊うまいもんブック」を作成し、PRに努める。	H30~R7以 降	25	農林水産課
	•	(4)シティセールスの推進			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールス推進事業	3-(1)	「活力と笑顔あふれるまち~スマイルシティ山陽小野田~」の実現に向けて、シティセールス推進指針の諸施策を戦略的・効果的に進めていくための方策を検討します。また、ロゴマークによる市への愛着の醸成を促すため、ロゴマーク入り缶バッジの無料配布を行うとともに、PRロゴマークの活用を図ります。	内30~尺/以	1,069	シティセール ス課
シティセールスPR強化事 業	3-(1)	PRロゴマークを使用した観光ポスターを、引き続き厚狭駅新幹線ロに設置するとともに、新たに小倉駅のデジタルサイネージを活用することで、交流人口の増加を目指します。	H30~R7以 降	983	シティセール ス課
若者会議推進事業	3-(1)	若者の視点で市の魅力を検証し、市内外に市の魅力を伝える 方策等について、提案してもらうことを目的として、前年度に設 置した若者会議において、今年度は「文化」をテーマに取り組 みます。	R1~R2	130	シティセール ス課

# 産業・観光 ~地域資源を活かした活力ある産業のまち~

ハロウィンイベント実施事業	3-(1)	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、昨年度に引き続き10月下旬に映像等を効果的に活用したプロモーション作品の上映やステージショー等の参加型イベントを開催して、市の魅力を大々的にPRします。また、10月の1か月間スマイルオレンジフェアを実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加及び市民の地域や市に対する誇りや愛着の醸成を図ります。		10,000	シティセール ス課
シビックプライドアドバイ ザー活用事業			H30~R7以 降	284	シティセール ス課
わがまちの魅力発信事業	3-(1)	レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力をPRすることで、市の認知度の向上や交流人口の増加に加え、サポート寄附金の更なる獲得を目指します。	R2~R7以降	725	シティセール ス課

#### 教育・文化・スポーツ ~意欲と活力を育む学びのまち~

基本施策32 学校教育の推進 (1)幼児教育の推進							
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		
幼稚園医設置事業	2-(3)	学校保健安全法に基づき、埴生幼稚園に園医と園歯科医を置き、園児の健康管理を行う。	H29以前~ R7以降	255	学校教育課		
私立幼稚園振興事業		私立幼稚園が幼児教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成する。	H29以前~ R7以降	648	教育総務課		
埴生幼稚園施設管理事業		比較的広域でありながら私立幼稚園がない埴生地区において 幼児が身近に幼児教育を受けられるよう、また、公立ならでは のサービスを希望する他の地区に在住する幼児も等しく同じ 教育を受けられるよう、埴生幼稚園施設の適切な運営と維持・ 修繕を行う。	H29以前~ R7以降	3,641	教育総務課		
幼保·小連携事業		市内すべての幼稚園・保育園・小学校の代表者を集めた幼児育成協議会を開催し、小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行うことの必要性・方法などについて講演等行い、今後の取り組みについて協議を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	学校教育課		
(2)義務教育環境の向上							
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		
学校和式トイレ洋式化事業	2-(3)	家庭では洋式トイレが一般化しており、和式トイレの使用に不慣れな小・中学生や和式トイレの使用が困難な避難住民等の負担軽減を図るため、トイレの洋式化を進めます。	H29以前~ R7以降	2,400	教育総務課		

#### 平成25年12月に全小・中学校の図書館に一括で蔵書システ 学校図書館蔵書システム 2-(3)H29以前~ ムを整備し、その際に5年間の蔵書登録支援データを購入して 300 学校教育課 維持管理事業 R7以降 いたが、その使用期限が切れたため、保守契約を行う。 各中学校のコンピュータ室に設置しているデスクトップパソコン を持ち運びが便利なタブレットパソコンに更新し、プログラミング学習はもちろん、英語の発声や体育の実技等を録画し、生徒が自分で確認したり、クラスメイトの意見を取り入れたりすることで、上達しやすい学習環境を整える。 中学校タブレット端末整備 2 - (3)10.362 学校教育課 R1~R6 ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携し た授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要 領が改訂されるため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和 H29以前~ 2 - (3)15,500 学校教育課 外国語教育推進事業 R7以降 2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和 元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図っ ている。 全ての小・中学校に学校司書を配置して、児童生徒の読書習 2 - (3)H29以前~ 学校司書配置事業 慣の定着や、授業での図書の活用、学校間の図書の相互利 36,526 学校教育課 R7以降 用を図る。 教員の働き方改革の取組として、学校業務支援員を配置し、 2-(3)学校業務支援員配置事業 学校の事務的業務を補助することにより、教員の長時間勤務 R1~R7以降 6,154 学校教育課 の削減を図る。 学校保健安全法に基づき、小中学校に学校医、学校歯科医、 学校医、学校薬剤師配置 2-(3)H29以前~ 15,011 学校教育課 学校薬剤師を置き、児童生徒の健康管理を行う。 事業 R7以降

# 教育・文化・スポーツ ~意欲と活力を育む学びのまち~

通学路安全対策推進事業	2-(3)	登・下校中の児童生徒が交通事故に会わないよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めている。	H29以前~ R7以降	4	学校教育課
理科教育設備整備事業		小・中学校における理科教育の充実を図るため、国の補助制度を活用し、理科の授業で使用する実験器具等を整備する。	H29以前~ R7以降	7,546	教育総務課
学校電話設備更新事業		学校の電話設備は、安定した学校運営をするために欠かせない設備である。製造から15年以上経過し、部品の生産が中止され、修理できない電話設備があるので、これを更新する。	H29以前~ R7以降	770	教育総務課
小学校遊具補修·更新事 業		各小学校に共通して設置する必要がある遊具のうち、経年劣化により腐食している遊具を補修・更新し、子どもたちの安全を確保します。令和2年度は高泊小学校に滑り台を設置します。また、小学校による日常点検に加え専門業者により年1回定期点検を実施し腐食等の異常を事前に察知し事故防止を図る。	H29以前~ R7以降	1,842	教育総務課
学校施設PCB含有物処理		須恵小と埴生中の低濃度PCBを含んだトランス及びコンデンサをポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定により計画的、適正に処理する。	R2	1,173	教育総務課
高千帆小学校校舎整備事 業		高千帆小学校の校舎は平成16年に現在の管理棟が完成し、令和元年度は普通教室19教室と特別支援学級5教室で運営を行っている。高千帆小学校の児童数は令和7年にかけて現在の617人から698人への増加が見込まれており、このままでは令和5年度からの学級数に対応できず学校運営が出来なくなるため新校舎を建設する。	R1~R4	51,120	教育総務課
学校給食費公会計導入事 業		多忙を極める教員の働き方改革の一環として、学校による学校給食費の徴収業務を教育委員会の業務として位置づけ、教員の負担軽減を図るとともに、学校給食費会計の透明性の向上を図るため、文部科学省のガイドラインに基づき、公会計システムを導入する。令和2年度はシステムの導入作業を行い、令和3年度から公会計に移行する。	R2~R7以降	603	学校給食セ ンター
教科書改訂に伴う教師用 教科書・指導書整備事業		4年に1回教科書が改訂されることに伴い、改訂される全科目の教師用教科書と指導書等を整備する。また、新たに教科化された道徳・小学校英語についても教師用教科書と指導書等を整備する。購入冊数は、教師用教科書はクラス数とし、指導書等は、教科ごとに各学年1セットとする。	H29以前~ R7以降	19,034	学校教育課
教科書採択に係る諸会議 開催事業		4年に1回教科書が改訂されるため、改訂の前年に教科書の 調査研究協議・選定を行う必要があり、山陽小野田市と宇部 市で共同で設置する調査研究協議会と、本市のみで設置する 教科書選定会議を開催する。	H29以前~ R7以降	133	学校教育課
特別支援教育支援員配置 事業		特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応 しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級 運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	H29以前~ R7以降	8,756	学校教育課
特別支援補助教員配置事業		障害の程度が重い児童・生徒が多く通学する松原分校で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援補助教員を配置する。	H29以前~ R7以降	1,211	学校教育課
指導主事配置事業		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項に 基づき、教育委員会事務局に指導主事を配置している。	H29以前~ R7以降	9,000	学校教育課
学校施設管理事業		小・中学生が安全で良好な環境の中で学び、成長できるように するため、小・中学校の施設の適切に管理する。	H29以前~ R7以降	211,502	教育総務課

学校施設小規模改修事業	学校施設に不具合が生じた時、元通りに修繕するより、造り直 した方が利便性の向上や維持費の低減を実現できる場合、修 繕せずに改修する。	H29以前~ R7以降	11,294	教育総務課
空調機器フロン排出抑制 法保守点検業務	平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行され、機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が一定規模以上の機器について、定期点検の実施が義務付けられた。高千帆小学校、本山小学校、厚陽小学校の3校に対象空調が各1台ずつ(計3台)あるため、専門家による3年に1回の定期点検を実施する。	H30~R7以 降	124	教育総務課
学校給食調理場管理事業	平成30年2学期に学校給食センターを供用開始しており、平成 31年度からは教育総務課が配膳室の維持管理を行うため、施 設や設備の更新、修繕を行っていく。	R1~R7以降	4,389	教育総務課
通学援助事業	厚狭小学校は昭和50年3月に川上・森広分校が閉校され当時1年生から4年生までの児童が在校し、埴生小学校では、昭和51年3月に福田分校が閉校され1年生と2年生の児童が在校していた。閉校時に分校に関する協定書を締結し厚狭小学校は小学校4年生までの児童、埴生小学校は2年生までの児童を送迎することとし、バスの無料パスカードを発行している。このたび、両校の対象地区の全学年に対象を拡大し、通学路の安全の確保を図るとともに、通学費の保護者負担を軽減する。	R2~R7以降	200	教育総務課
学校給食実施事業	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の 推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回 収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、 巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育指導を 実施する。	H30~R7以 降	118,928	学校給食セ ンター
小学校教育振興事業(単 独)	教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、小学校に 通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備 し、教育の振興を図る。	H29以前~ R7以降	17,994	学校教育課
中学校教育振興事業(単独)	教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、中学校に 通う生徒が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備 し、教育の振興を図る。	H29以前~ R7以降	12,570	学校教育課
教育系ネットワーク保守管理事業	ネットワーク内のパソコン等の機器を管理システムを使用して 集中管理し、安定した運用を行えるようにする。また老朽化し たネットワーク機器の修繕と交換を行う。 また、ADサーバは、パソコンの集中管理を行うために必要な サーバであり、ユーザ認証、グループポリシーの適用なども管 理している。グループウェアサーバの機能も搭載しており、教 育系の管理には必須の重要なサーバであるため、適切な保守 管理を行う。		1,511	学校教育課
小学校タブレット端末整備 事業	国の「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」(H26年〜H29年)に基づき、平成27年度に全小学校にタブレットを整備した。整備に先立ち、学校にアンケートを行った結果、調べ学習が主な活用方法であるため、今後の授業への汎用性等を考慮し、タブレット型パソコンを選択した。なお、リース料の支払いは令和2年度で終了するが、その後定期的に新しいタブレットに更新していく必要がある。	H29以前~R 2	11,658	学校教育課
パソコン利用に係るフィル タリング及びウイルス対策 事業	学校に設置している教職員用のパソコンと児童生徒用のパソコンは、業務や授業でインターネットに接続する機会が多い。 使用用途に応じたフィルタリングとウイルス対策を行い、有害 情報への接触やパソコンのウイルス感染を防ぐ。	H29以前~ R7以降	2,654	学校教育課

	l	  次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、			
子ども市民教育推進事業	2-(3)	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職 員が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えること により、公民としての資質を育てる。	H29以前~ R7以降	100	学校教育課
生活改善・学力向上プロ ジェクト事業	2-(1) 2-(3)	家庭での生活習慣の改善や授業開始前のモジュール学習の実施により、児童生徒の学習意欲・基礎学力の向上を図る。平成30年度は、松原分校を除き、全小・中学校で年間を通してモジュール学習を計画どおり実施するとともに、7月に全児童・生徒に対し生活調査を実施して分析し、必要に応じて個別指導を行った。	H29以前~ R7以降	1,100	学校教育課
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		(3)指導内容·方法の工夫			
総合教育会議		市長と教育委員会が一致して教育行政にあたることができるよう、総合教育会議を開催し、教育行政の大綱の策定のほか、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うことにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、共有する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課
小・中学校体育振興事業		学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、 小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	H29以前~ R7以降	1,335	学校教育課
児童生徒及び教職員健康 診断事業		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	H29以前~ R7以降	13,599	学校教育課
教職員の資質向上関連経 費(経常経費分)		教員研修は、その資質を向上させる観点から大変重要なため、教員を全国の先進地に研修派遣する。	H29以前~ R7以降	27,542	学校教育課
小・中学校教員用パソコン 更新事業			H30~R7以 降	10,211	学校教育課
クライアント運用管理サー バ更新事業		クライアント運用管理サーバは、教育系に接続しているパソコンの遠隔操作・運用支援・不正接続端末の遮断を行うために必要なサーバであり、ネットワーク内のパソコンを管理するためのものである。また、クライアントのパソコン操作・インターネットの閲覧履歴等のログを収集する役割も併せ持ち、ネットワークの運用に必須のサーバである。 平成30年度に基本ソフトのサポートが終了することに伴い、更新し、継続して教育系パソコンの運用管理を行う。	H30~R7以 降	695	学校教育課
フィルタリングサーバ更新事業		フィルタリングサーバは、児童生徒がインターネットを閲覧する際にフィルタリングを行うために必要なサーバであり、児童生徒を有害情報から守るためのものである。また、パソコン教室からインターネットに出る際のプロキシサーバとしての役割も併せ持つ重要なサーバである。インターネット分離により、市のセキュリティから切り離されるため、すでに保守が切れ老朽化しているサーバを更新し、セキュリティを確保する必要がある。	H30~R7以 降	1,029	学校教育課

JFAこころのプロジェクト 「夢の教室」事業	2-(3)	JFA(日本サッカー協会)の協力を得て、スポーツ界で名を馳せた人を夢先生として学校に派遣し、「夢の教室」を開催して、子どもたちが夢を持つことのすばらしさや夢の実現に向かって努力する心を育てる。	H29以前~ R7以降	3,161	学校教育課
		(4)心に寄り添う学校づくりの推進			
	I	(サルドンコンボノナベントツの住足		令和2年度	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	事業費	担当課
少年安全サポーター配置 事業	2-(3)	現在、心の支援員や青少年相談員を配置し、いじめ・不登校を 巡る小・中学生の支援業務に対応している。今後も、より困難 な事例に適切に対応していくため、少年安全サポーターを配置 し、学校内外の更なる安心・安全な環境を整える。	H29以前~ R7以降	3,379	学校教育課
心の支援室リース車更新 事業	2-(3)	心の支援室の職員が使用しているリース車2台のうち、1台が老朽化(H14年式アルト)のため、次年度の継続契約ができないと現在のリース会社から連絡があった。ふれあい相談室、学校等への移動に必要であるため、リース契約の更新を行う。		406	学校教育課
不登校児対策事業	2-(3)	いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を図る。 社会福祉法人小野田陽光園に業務委託。	H29以前~ R7以降	2,033	社会教育課
いじめ防止対策推進事業		The state of the s	H29以前~ R7以降	100	総務課
スクールソーシャルワー カー等緊急派遣事業		小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整えます。	H29以前~ R7以降	1,323	学校教育課
いじめ防止対策推進事業		いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進めます。	H29以前~ R7以降	126	学校教育課
いじめ・不登校に対する支 援事業		臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。		20,754	学校教育課
		(5)市内の高等学校・山口東京理科大学との連携の推	<b>E</b>		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ほんものの科学体験講座 開催事業	2-(3)	山口東京理科大学の協力を得て、小・中学校の普段の授業では行えない高度な実験を体験できる機会を小・中学生に提供します。	H29以前~ R7以降	84	教育総務課
山陽小野田市「かがく博覧会」開催事業	2-(3)	山口東京理科大学と連携し、市内の小・中学校、高校、企業の協力を得て、子どもたちの理科に対する好奇心を喚起する催しを市内の商業施設で2日間にわたり開催します。	H29以前~ R7以降	500	教育総務課
			_		

#### 教育・文化・スポーツ ~意欲と活力を育む学びのまち~

私立高等学校振興事業	私立学校が公教育の推進に重要な役割を果たしていることに 照らし、私立学校振興助成法に基づき、学校法人が設置する 私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設 置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成する。	H29以前~ R7以降	1,800	教育総務課
山口東京理科大学連携事 業	市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。また、平成30年4月に薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されるところ、現在実施されている事業数が多数にのぼり、かつ、窓口が一元化されていないことから、連携の対象とする事業や連携の仕組みについて整理し、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課

#### 基本施策33 社会教育の推進 (1)社会教育活動の推進

		(1) 社会教育活動の推進			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マタニティ・ブックスタート事業	2-(1)	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	H29以前~ R7以降	630	中央·厚狭 図書館
子ども読書活動推進計画 推進事業	2-(1)	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和2年度は、平成30年度に策定した第3次子ども読書活動推進計画に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」、「絵本で子育て出前講座」や「幼児向け(3才~5才)ブックリスト」の作成を行う。また、第3次計画も策定後2年を経過し、計画の中間年となることから、時代に即した内容となるよう子育て支援課等との連携も含めた具体的な実施方法等の見直しを行う。	H29以前~ R7以降	556	中央·厚狭 図書館
宿泊研修施設きらら交流 館施設改修		開館後18年が経過し、耐用年数をこえた箇所のみならず、突発的な故障において、修繕対応する。【建築年月:平成13年4月】	H29以前~ R7以降	3,540	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流 館トロン温泉設備管理運 営事業		トロン温泉の管理運営に係る、必要な設備の修繕や消耗品の 購入を年次的に行う。 【1年毎】フィルター、純粋器、リングの更新(消耗品費) 【2年毎】活性石の更新(消耗品費) 【3年毎】オゾン発生装置電極部オーバーホール(修繕料) 【5年毎】トロンサウナシステム機器更新 【10年毎】トロン浴素の更新(消耗品費)	H29以前~ R7以降	1,419	社会教育課
公民館施設空調機更新事業		老朽化した公民館空調設備について、良好な施設環境の確保 を目的として、空調設備を更新する。令和2年度は須恵公民館 を更新する。	R2~R7以降	7,368	社会教育課
埴生公民館空調設備移設 事業		埴生地区複合施設供用開始後、現埴生公民館の空調機を老 朽化が著しい厚陽公民館に移設する。	R2	1,337	社会教育課
公民館複写機·印刷機更 新事業		10館ある施設の複写機と印刷機を、計画的に更新していく。令 和2年度は、厚狭公民館印刷機を更新する。	H29以前~ R7以降	623	社会教育課
津布田会館空調設備更新 事業		津布田会館は、各部屋の室内機を室外機1台で対応するマルチエアコンを採用している。室外機が故障したことで、空調設備が全館稼働していない。室外機の修繕を検討したが、機器が古いため修繕する部品もないため、新しい空調機に取り替え、良好な施設環境を確保する。	R1~R2	7,916	社会教育課

_				
図書資料購入事業		H29以前~ R7以降	14,376	中央·厚狭 図書館
中央図書館屋根防水改修 工事事業	中央図書館の3階屋根の防水シートが広範囲ではがれ、また、防水シートの下に水が入り、そのまま貯留している。その影響で2階天井に、水が湿潤している箇所もある。また、1階読書コーナー及び畳コーナーの屋根では、防水シートの下に2~7cmの雨水が溜まり、両コーナーの窓が開閉しにくくなるなど、雨漏りの懸念だけでなく、建物のゆがみが生じている。	R2	6,439	中央図書館
中央図書館屋外電気設備 改修事業	中央図書館駐車場内にある柱上過電流ロック機構付負荷開閉器及び真空遮断機は平成5年及び平成6年に製造されたもので、製造役25年以上が経過している。本機器の更新推奨時期は10年で、機器の故障によりショート、漏電事故につながる可能性が高いことから、機器の更新を行う。	R2	2,090	中央図書館
社会教育関連事業	学校支援等社会教育関連事業の情報提供、県からの派遣社会教育主事の経費負担、通信料等、その他個別の事業を除く社会教育に係る活動及び経費を位置づけているもの。	H29以前~ R7以降	4,066	社会教育課
学習機会の整備充実	高齢者への学習機会の提供のため、しあわせ学級を開催してきたが、高齢者対象の講座は各公民館での実施が望ましいため、小野田公民館での講座開催について支援する。連合女性会主催の「女と男のいきいき市民カレッジ」への支援は引き続き行う。	H29以前~ R7以降	195	社会教育課
社会教育委員会議開催事 業	社会教育に関する協議のほか、教育委員会の指針に基づき、 調査・研究を行う。 年2回~3回程度開催。	H29以前~ R7以降	160	社会教育課
成人式実施事業	成人の日を記念し、新成人を祝福するとともに、大人としての 自覚を促す。 式は、式典、記念行事、小学校校区ごとの記念写真撮影で構 成している。	H29以前~ R7以降	681	社会教育課
花いっぱい運動事業	苗の無料配布により花壇づくりを奨励、春と秋に花壇コンクールを実施し、優秀な団体、個人を表彰する。また、市内の各所で取り組まれている「アサギマダラおいでませ作戦」と連携し、サワヒヨドリの苗を市内小・中学校を中心に配布し、本市がアサギマダラの一大飛来地になるように取り組んでいる。	H29以前~ R7以降	821	社会教育課
社会教育関係団体等の育 成・支援事業	社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援している。(対象団体:市連合女性会、校区女性会・婦人会、青年団体連絡協議会等)その他スポーツ少年団、ボーイスカウト・ガールスカウトへ教育文化振興助成金を交付している。	H29以前~ R7以降	1,547	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流 館管理運営事業	トロン温泉、レストラン、宿泊、売店、貸館等において、サービスの向上、適切な施設保守管理・設備更新を行う。	H29以前~R 6	35,434	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流 館指定管理者選定委員会 事業	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者による管理の期間が令和3年3月31日をもって終了するため、次の指定管理者を指定するための選定を行う。	H29以前~R 2	12	社会教育課
青年の家管理運営事業	スポーツの拠点施設として活用している体育館、グラウンド、テ ニスコート等の管理運営を行う。	H29以前~ R7以降	7,144	社会教育課

学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		6,904	社会教育課
学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		11,479	社会教育課
学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		6,672	社会教育課
小野田公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのつなぎ役を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。	H29以前~ R7以降	699	社会教育課
学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		5,764	社会教育課
涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館ク		864	社会教育課
学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		6,782	社会教育課
学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		781	社会教育課
学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		4,924	社会教育課
学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ		4,494	社会教育課
	学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのつなぎ役を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。・中央公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の連携融合をすかめるため、地域住民人場を経りラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の連携融合をすすめるため、地域住民人と関係団体とのつなぎ役を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。中央公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのの連携融合をでは、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館のの連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのの連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのの連接融合をすかめるため、地域住民と関係団体とのの連接融合をすかめるため、地域住民と関係団体とのでおぎ役を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。市場公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館域の連携融合をすかめるため、地域住民と関係団体とので行っている。 高洋の公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館域の連携融合をすかめるため、地域住民と関係団体とのつだっている。中央公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生力ラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域とを担っている。中央公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民的域でを担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行って、と、民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民的なると担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館域の連携融合をすすかるため、地域住民と関係団体とのつなぎ役を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館グラブを展開、施設の管理を行っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生産が対域を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、館運営全般の統括を行って、「場」公民館では、館運営を全般の統括を行って、「場」公民館では、地域住民と関係では、地域住民と関係では、地域住民と関係では、地域住民と関係のでは、は、地域住民と関係のでは、は、地域住民と関係のでは、は、地域住民と関係のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ブを展削、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の 連携融合をすすめるため、地域住民と陽医団体との立ちぎ役	学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ  才展展開、施設の管理を行っている。また、学校、東海・地域の を担っている。中央公民館では、館運営金般の統括を行っている。 赤崎公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯 学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ  才を展開、施設の管理を行っている。また、学校、家庭・地域の 連携融合をすすめるため、地域住民人関係団体とのつな音役 を担っている。中央公民館では、館運営金般の統括を行っている。 須恵公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯 学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ  才を展開、施設の合理を行っている。また、学校、家庭・地域の 連携融合をすずめるため、地域住民間係団体とのつな音校 を担っている。中央公民館では、館運営金般の統括を行っている。・中央公民館では、館運営金般の統括を行っている。中央公民館では、館運営金般の統括を行っている。中央公民館では、館運営金般の統括を行っている。中央公民館では、館運営金般の統括を行っている。 小野田公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校、家庭・地域の の連携融合をすすめるため、地域住民人登金般の統括を行っている。 高泊公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校、家庭・地域の の連携融合をすすめるため、地域住民人関係団体とのつな音役 を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。 高千帆公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校、家庭・地域の の連携融合をすずめるため、地域住民人関係団体とのつな音役 を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。 「果然公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学部の地域拠点を提供するため、各種生催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校、家庭・地域の 連携融合をすするため、地域住民間係団体とのつな音役 を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。 「現以降 を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。 「環公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学の地域拠点を提供するため、各種生催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校、家庭・地域の 現場融合をすずめるため、地域住民間係団体とのつな音役 を担っている。中央公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯 学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館から は、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯 学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館から は、施設の情報を行っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。中央公民館では、地域住民の保証のが話を行っている。中央公民館では、地域住民の保証のが話を行っている。中央公民館では、地域住民の保証のが話を行っている。中央公民館では、地域住民の保証のが話を行っている。中央公民館では、地域住民の保証のが話を行っている。中央公民館では、地域によりに対している。中央公民館のクラフィのは、は、地域によりに対している。中央公民館では、地域によりに対している。中央公民館では、地域によりに対している。中のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

	埴生公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯 学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラ ブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の 連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのつなぎ役 を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行って いる。		3,197	社会教育課
	公民館類似施設である津布田会館は、校区の生涯学習の拠点であり、ふるさとづくり協議会に管理運営を委託している。主催講座の開催、またクラブ・サークル・貸館などで年間六千人程度の利用者がある。	H29以前~ R7以降	3,163	社会教育課
	公民館の管理・運営等、市全体の公民館のあり方について調査審議を行うため、公民館運営審議会を設置している。各校区の代表者と学識経験者15名で構成し、年2回、審議会を開催している。	H29以前~ R7以降	56	社会教育課
	中央公民館では、館(長)に対して館運営全般の統括を行っており、各館が抱える問題や共通課題の解決を図るため、連絡会議を開催している。また、各館の修繕対応も中央公民館が行っている。	H29以前~ R7以降	4,282	社会教育課
	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	H29以前~ R7以降	319	社会教育課
	読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	H29以前~ R7以降	338	中央·厚狭 図書館
	市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各公民館や山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。	H29以前~ R7以降	18,116	中央図書館
	市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各公民館や児童クラブ、福祉施設等へ図書の配本や回収を行う。	H29以前~ R7以降	1,108	厚狭図書館
			5 979	中央・厚狭
	<b>ర</b> .	R7以降	0,070	図書館
			令和2年度	
重点施策	事業概要	事業期間	事業費 (単位:千円)	担当課
	協議会を通して、青少年の健全育成に関する諸事業を実施。主に体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行っている。また、山口県青少年健全育成県民会議の主催事業を推進しており、特に家庭の日については、本市においても花火大会や小学校の仮入学時に啓発活動を行っている。	H29以前~ R7以降	94	社会教育課
			92	社会教育課
	主に体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行っている。また、山口県青少年健全育成県民会議の主催事業を推進しており、特に家庭の日については、本市においても花火大会や小学校の仮入学時に啓発活動を行っている。 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立のために必要な調査審議及び施策の実施に必要な関係行	R7以降 H29以前~		
	重点施策	学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域・連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのつなぎ役を担っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。中央公民館では、館運営を委託している。主催講座の開催、またクラブ・サークル・資館などで年間六千人程度の利用者がある。  公民館の管理・運営等、市全体の公民館のあり方について調査審議を行うため、公民館運営審議会を設置している。各校区の代表者と学識経験者15名で構成し、年2回、審議会を開催している。 中央公民館では、館(長)に対して館運営全般の統括を行っており、各館が抱える問題や共通課題の解決を図るため、連絡会議を開催している。また、各館の修繕対応も中央公民館が行っている。またのも講を開催している。また、各館の修繕対応も中央公民館が行っている。主に運かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。  読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。また、学校司書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各公民館や山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。  市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。また、学校司書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各公民館や出口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。  図書館の資料は多種を様に渡ることから、貸出、返却、予約、蔵書検索等の業務を迅速かつ確実に行い、利用者へのサービス向上を図るため、図書館情報システムを業者から借り受ける。  (2)青少年健全育成活動の推進 重点施策 事業概要  協議会を通して、青少年の健全育成に関する諸事業を実施。主に体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行っている。また、山口県宇庭の日については、本市においても花火大会や小学校の仮入学時に啓発活動を行っている。	学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の H29以前~R7以降を担っている。の連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのつなぎ役を担っている。の場所を表している。中央公民館では、館運営全般の統括を行っている。との民館類似施設である津布田会館は、校区の生涯学習の拠点であり、ふるさとづくり協議会に管理運営を委託している。主催講座の開催、またクラブ・サークル・賃館などで年間六千人程度の刑用者がある。  公民館の管理・運営等、市全体の公民館のあり方について調査審議会で行ため、公民館運営審議会を設置している。各校区の代表者と学識経験者15名で構成し、年2回、審議会を開催している。 中央公民館では、館(長)に対して館運営全般の統括を行っており、各館が抱える問題や共通課題の解決を図るため、連絡で対している。また、各館の修繕対応も中央公民館が行っている。 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。  読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。  R7以降 不7以降 不7以降 不7以降 不7以降 不7以降 不7以降 不7以降 不	学習の地域拠点を提供するため、多種主権事業や公民館クラフを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の

#### 教育・文化・スポーツ ~意欲と活力を育む学びのまち~

青少年育成センター運営 事業	規則により設置されているセンターで、青少年健全育成事業、相談、補導、環境浄化等を所掌事務とする。 145人の補導員による補導を活動の中心としている。	H29以前~ R7以降	2,492	社会教育課	
-------------------	---	----------------	-------	-------	--

#### 基本施策34 次世代の学校・地域創生の推進 (1)学校・家庭・地域の連携の推進

(1)学校・家庭・地域の連携の推進						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
地域学校協働活動推進事 業	2-(1) 2-(3)	地域が学校や子どもたちを「応援・支援」するという一方向の 関係から、地域と学校がパートナーシップに基づき双方向の関 係となって「連携・協働(※)」を行っていく。地域の将来を担う 人材の育成を図るともに、地域住民のつながりを深めること により、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校 を核とした地域づくり」を推進する。 (※)協働→同じ目的のために対等な立場でともに働くこと	H29以前~ R7以降	5,326	社会教育課	
放課後子供教室事業		「放課後子供教室事業」と「土曜日の教育活動推進事業」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。	H29以前~ R7以降	2,354	社会教育課	
家庭教育支援事業	2-(1) 2-(3)	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供や相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時前健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。今後、公民館と連携した子育て講座の開催にも取り組む。	H29以前~ R7以降	342	社会教育課	
家庭教育支援事業(中学 校区分)		「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりをを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	H29以前~ R7以降	110	社会教育課	
スクールアドバイザー配置 事業		コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	H29以前~ R7以降	2,316	学校教育課	
コミュニティ・スクール推進事業		学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校 運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えてい くため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニ ティ・スクールを推進する。	H29以前~ R7以降	190	学校教育課	

#### 基本施策35 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

#### (1)山口東京理科大学の教育環境の整備・充実 令和2年度 事業名 重点施策 事業概要 事業期間 事業費 担当課 (単位:千円) 地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、公立大学法人 山陽小野田市立山口東京理科大学の設立団体である山陽小野田市に執行機関の附属機関として山陽小野田市公立大学 野田市に執行機関の附属機関として山陽小野田市公立大学 | 出入評価委員会を設置し、同法人の業務の実績に関する評価 | R7以降 公立大学法人山口東京理 72 大学推進室 科大学運営事業 等の事務を処理させる。評価委員会の組織及び委員その他の 職員その他評価委員会に関し必要な事項は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例で定める。 大学等における修学の支援に関する法律(以下、修学支援法 公立大学法人山口東京理 という。)第8条第1項に基づき、公立大学法人山口東京理科 大学が行う授業料等減免について、同法第10条第3号の規定 に基づき、法人の設立団体である市が当該減免に要する費用 科大学授業料等減免補助 R2~R7以降 71,713 大学推進室 事業 を支弁するもの。

#### 教育・文化・スポーツ ~意欲と活力を育む学びのまち~

公立大学法人山口東京理 科大学運営費交付金事業		H29以前~ R7以降	1,590,987	大学推進室
公立大学法人山口東京理 科大学薬学部校舎建設事 業	山陽小野田市立山口東京理科大学に、平成30年4月に開学した薬学部の教育研究活動に必要な校舎、研究機器類などの施設、設備の整備を行う。	H29以前~R 3	963	大学推進室

#### 基本施策36 芸術文化によるまちづくりの推進 (1)芸術文化を育む環境づくり

(1)芸術文化を育む環境づくり					
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民館管理運営事業(音響設備保守点検)		市民館文化ホールは、市民文化の振興を図るため適切な管理運営が必要である。トラブルが発生するとイベントの中止など館の運営に支障が生じるため、こうしたトラブルを防止し、安全で継続的な使用を図るため定期的な保守点検による維持管理が必要である。耐震改修後の令和2年度から、照明設備保守点検のない年(偶数年)に実施する。	R2~R7以降	880	文化スポー ツ推進課
市民館管理運営事業(改修オープニング事業)		市民館改修工事が完了し令和2年度からオープンすることに伴い、市民や地域住民に新しくなった客席やロビーなどを見ていただき、市民館に親しみを感じていただくために、改修オープニング事業を令和2年6月に開催する。	R2	1,070	文化スポー ツ推進課
市民館維持整備事業(市民館整備事業)		市民館の設備等の長寿命化を図るために改修工事を実施する。令和2年度は、屋外高圧受電設備等更新工事、外壁改修工事、PCB含有物処理業務委託(高圧トランス・蛍光灯用安定器)、PCB含有物運搬料、駐輪場設置工事、舞台照明設備・舞台機構設備更新工事、駐車場ライン改修工事、植栽剪定を実施するとともに、令和3年度の工事に向けて空調設備の設計を委託する。	H29以前~R 4	83,637	文化スポー ツ推進課
小ホール等折りたたみ机 更新事業		開館以来使用している折りたたみ机が重く出し入れが不自由 であり、また老朽化により破損したものもあるため、軽量な折り たたみ机に更新し、利用者の利便性の向上を図ります。	R1~R2	792	文化スポー ツ推進課
自家発電設備点検事業		消防用設備等の非常用電源として設置されている自家発電設備は、消防法による消防設備点検に加え、電気事業法及び建築基準法においても定期的な点検が義務付けられていることから、点検を行い適切に管理します。	R2~R7以降	363	文化スポー ツ推進課
文化会館受電施設開閉器 等更新事業		受電設備機器は前回交換から15年が経過しています。館敷 地内の電信柱に付属している過電流ロック機構付負荷開閉器 及び地絡方向継電器を更新します。	R2	800	文化スポー ツ推進課
停電時照明設備及び自家 発電装置用蓄電池更新事 業		停電時照明設備用バッテリー及び自家発電装置用バッテリーは交換推奨時期を経過しているため交換を行います。また、これに合わせてバッテリー充電器も更新し非常事態に備えます。	R2~R3	1,800	文化スポーツ推進課
館内防火設備修繕事業		館内排煙たれ壁に不具合が出ているため修繕を行います。	R2	1,430	文化スポー ツ推進課
館内トイレ改修工事		利用者から要望の多い会館内トイレの洋式化を行い、利用者 の高齢化及び利便性に対応します。	R2	3,000	文化スポー ツ推進課
中央監視装置等更新事業		文化会館は中央監視装置と会館内各所の端末装置が信号を送受信し、電気・空調・給排水・消防機器等の発停や監視など中央監視装置により集中管理しています。これら装置が老朽化したため重要度、緊急度の高い端末装置から順次更新します。	H29以前~R 4	5,654	文化スポーツ推進課

大ホールマニラロープ綱元 更新事業	舞台上部に設置されている転幕、ボーダーライト、バトンなどを上下するためのロープは、摩擦など経年劣化により痩せて細くなり強度が落ち、最悪の場合は切断し、ライト等の落下事故を招く恐れがあります。概ね10年での交換を推奨されているため、舞台設備のマニラロープの更新を行います。	R2~R3	1,386	文化スポー ツ推進課
(主催)アウトリーチ事業 (臨時)	普段コンサートホールに行くことが難しい人にも質の高い芸術文化に触れてもらうため、初年度は障害者施設や病院等に出向いてコンサートを実施します。2年目以降については、飲食を楽しみながら気軽に音楽を鑑賞できるコンサートの実施も視野に入れ、コンサートホール以外の身近な施設においてもコンサートを開催することで、だれもが気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりを進めていきます。	R2~R7以降	602	文化スポー ツ推進課
(主催)子ども文化ふれあい事業	子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み、創造的な価値観を養うため、市内の全小学6年生を対象に芸術文化鑑賞会を実施します。	H29以前~ R7以降	1,144	文化スポー ツ推進課
(主催)芸術文化鑑賞事業	豊かな人間性を育み、生活に安らぎや潤いを与えることができる優れた芸術文化鑑賞の機会を市民に提供するため、年度ごとに対象者を絞った公演を実施します。	H29以前~ R7以降	1,050	文化スポー ツ推進課
きららガラス未来館維持整備事業(溶解炉)	ガラス作品の制作に不可欠な設備である溶解炉、グローリー ホール及び徐冷炉の小規模修繕を行います。	H29以前~ R7以降	600	文化スポー ツ推進課
きららガラス未来館案内看 板設置事業	きららガラス未来館の入口案内板が、来館者に分かりにくいた め大きく目立つ案内板を設置します。	R2	1,023	文化スポー ツ推進課
市民館管理運営事業(文 化ホール)	市民館文化ホールは、市民文化の振興を図るとともに市民の集会等の場を提供するため、利用者が快適に利用できるように適切な保守及び管理運営が必要である。現在、耐震改修工事及び大規模な設備改修工事を実施しているが、その後も計画的な保守管理や修繕に努める。	H29以前~ R7以降	16,734	文化スポー ツ推進課
文化会館管理運営費(経 常分)	文化会館は平成6年4月の開館以来、市の芸術文化の中核施設であり大ホールの施設・舞台環境は、専門家からも高い評価を受けています。今年度も、多くの市民に利用されるよう適切に管理運営を行います。	H29以前~ R7以降	37,692	文化スポー ツ推進課
青少年劇場·巡回芸術劇 場公演事業	市内の小学校において児童が芸術文化に触れる機会を充実 させるため、山口県と市の共同主催で毎年2校ずつ、音楽、伝 統芸能、演劇などの鑑賞会を実施します。	H29以前~ R7以降	346	文化スポー ツ推進課
(主催)アウトリーチ事業 (経常)	身近な場所で舞台芸術を鑑賞する機会を設けるため、市内中学校2校と市内小学校など計4か所でアーティストによる出前コンサートを実施します。	H29以前~ R7以降	591	文化スポー ツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会	市民が生のオーケストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため山口県交響楽団の演奏会を実施します。	H29以前~ R7以降	561	文化スポー ツ推進課
(主催)NHK公開番組	NHKの公開番組を申請し、採択されれば事業を文化会館で行います。実施及び番組内容の内定後、協定書の締結、PR、出場者の募集、観覧者の募集等の業務をすすめていきます。	H29以前~ R7以降	165	文化スポー ツ推進課
きららガラス未来館管理運 営事業	きららガラス未来館は平成6年に開館し、平成20年度から指定管理者制度を導入し民間活力を活かした施設の効率的運営を行っています。今年度も、ガラス体験学習の場として多くの市民に利用されるよう適切に管理運営を図ります。	H29以前~ R7以降	33,182	文化スポー ツ推進課

(2)芸術文化活動の推進							
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課		
かるた振興委員会設置事業	1-(1)	かるたの普及振興及び活用に関し、市民から意見を募るため かるた振興委員会を設置し、意見を聴取等しながら効果的に かるたの振興を図ります。	H29以前~ R7以降	48	文化スポー ツ推進課		
現代ガラス展開催事業	1-(1)	本市のガラス文化の魅力を発信するため平成13年度から開催している現代ガラス展in山陽小野田の第8回を開催します。市内の商業施設でR2年7月11日から8月22日までの43日間開催し、続いて市外の山口県立萩美術館・浦上記念館で月25日から30日までの6日間開催することにより本市の特色を活かしたシティセールスの一環とし、市の魅力の発信力を高めることで交流人口の増加を図ります。	H29以前~ R7以降	5,100	文化スポー ツ推進課		
ガラス文化推進事業	1-(1)	市内外の行事等に出張し、体験教室を開催します。ガラス作品の制作を楽しむことでガラス文化に興味を持つ契機とし、きららガラス未来館への来館を促し本市のガラス文化の推進を図ります。また、本市の特色を活かしたシティセールスの一環として、市が保有する竹内氏の作品や過去のガラス展受賞作品を市外の施設で展示することにより、市の魅力を高め、交流人口の増加を図ります。	R1~R7以降	3,681	文化スポー ツ推進課		
かるたによるまちづくり推 進事業	1-(1)	市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで市内全域への競技かるたの普及を図り、その参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者の増大を図ります。また、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る等かるたによるまちづくりを展開します。	H30~R7以 降	1,690	文化スポー ツ推進課		
芸術文化アドバイザー設置事業		芸術文化活動の活性化及び本市の特色を活かした芸術文化 によるまちづくりの推進を目的として、専門的な立場からの助 言を得るために、芸術文化アドバイザーを設置します。	R1~R7以降	1,000	文化スポー ツ推進課		
(主催)ピアノマラソン大会		文化会館が保有する最高の音色と言われるスタインウェイピアノを使用し、公募した演奏者が、一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する大会です。	H29以前~ R7以降	1,100	文化スポー ツ推進課		
(主催)少年少女合唱祭		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、県内の児童合唱グループの交流及び活性化を目的として実施します。	H29以前~ R7以降	478	文化スポー ツ推進課		
市民文化祭		市民の自発的な芸術文化活動をさらに活性化させるため、日頃の成果発表の機会として実施します。	H29以前~ R7以降	389	文化スポー ツ推進課		
児童生徒書道展		正しい書道の理解と普及を図り、市民文化の向上に寄与する ため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生の入選 作品を展示します。	H29以前~ R7以降	125	文化スポーツ推進課		
民間連携による文化活動 の場づくり事業		活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により会員相互の交流を図りつつ、市民が気軽に芸術文化に触れる機会となるように多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催します。	H29以前~ R7以降	47	文化スポー ツ推進課		
文化協会の育成・支援、補助事業		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術 文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実 を図ります。	H29以前~ R7以降	990	文化スポーツ推進課		
龍王伝説保存会の育成・ 支援、補助事業		山口きらら博で発表した創作舞踊「龍王伝説」を継承・発展させるために結成された龍王伝説保存会へ補助を行うことで活動を支援します。	H29以前~ R7以降	180	文化スポーツ推進課		

市内学校関係の育成・支援、補助事業		市内小・中学校及び市内高等学校の芸術文化活動に対する 補助金交付など学校の文化活動を支援します。	H29以前~ R7以降	265	文化スポー ツ推進課
	I.	(3)文化財の保護・活用	T		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
県指定天然記念物「ハマセンダン」保存整備事業		ハマセンダンの適切な管理及び活用を図るため、樹木医の定期的な診断を実施する。また平成29年度の樹木医の診断によると、ハマセンダンは南方系の植物で暖かい場所を好むため、周辺の木の枝を伐採して、日当たりの良い環境を作る必要があるとの事から、ハマセンダンを覆うように伸びた周辺の枝を伐採する。	R2~R7以降	463	社会教育課
旦の登り窯隣接地草刈等 業務		旧小野田市文化振興ビジョンにおいて「皿山の里づくり」が掲げられ、「旦の登り窯」の隣接地を取得した。しかし、平成23年、文化振興ビジョン検討委員会が、実現性が困難として断念すべきという意見書を提出し、教育委員会会議で断念が了承された。新たな活用策が決まるまでの間、該当地の管理をする必要があるが、面積が広大で職員による管理が著しく困難である。	H30~R7以 降	200	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営 事業(企画展)		常設展示には無い、様々なテーマで企画展と講演会を開催し、より多くの市民、県民、歴史愛好家に郷土の歴史への興味を持ってもらうことを目的とする。 企画展は、歴史学、民俗学、考古学の分野にわたる。講演会は、企画展と関連する内容で行うなど、企画展の来場者の増加に繋げる。	H29以前~ R7以降	1,337	社会教育課
掃除機購入事業		掃除機の故障により、館内、展示室及び収蔵庫の清掃ができないため、新しい掃除機を購入する。ただし、博物館等で推奨されているクリーンルーム用のULPA(ウルパ)フィルター搭載である事(クリーンな排気)、排気が上向きに排出される事、吸引力がある事(展示室がカーペット敷の土足であるため)の条件に合う掃除機を購入する。	R2	95	社会教育課
清掃業務委託事業		文化財保護のため、また、来館者に気持ちよく館を利用してもらうため、館内外の清掃や除草などの業務を委託する。	R2~R7以降	220	社会教育課
文化財の保存・活用		指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託、標柱看板等の設置を行う。	H29以前~ R7以降	1,336	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営 事業		施設を適切に管理し、本市の歴史や文化を学習できる常設展示を行う。企画展がない期間には、特設コーナーを設けたり、見学やイベントなどを通して学校・地域・他機関などと連携した事業を行う。	H29以前~ R7以降	3,445	社会教育課
空調整備事業		。昭和57年開館当初から,空調機を一度も更新していない為、 空調機が度々止まり、復旧運転を繰り返しているが、資料館運 営に支障が出てきている。新しい空調機に取り替え、収蔵品の 適正な管理及び来館者への快適な環境作りに努める。	R2	4,950	社会教育課
		基本施策37 スポーツによるまちづくりの推進 (1)スポーツ施設の充実			
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
施設備品整備事業		体育施設の備品に破損等が発生した際、それらに早急に対応 し、利用者の安全を図り、利用を促進する。	H29以前~ R7以降	300	文化スポー ツ推進課
武道館整備事業		武道館(柔剣道場、弓道場)を適切に維持管理する。 利用者の安全を図るため、劣化した柔剣道場の畳を更新する。	H29以前~ R7以降	1,513	文化スポーツ推進課

運動広場整備事業		岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場及び赤崎運動広場を適切に維持管理する。 赤崎運動広場北側の防球ネット支柱の一部が腐食しており、 危険なため支柱を交換する。	H29以前~ R7以降	2,750	文化スポーツ推進課
施設備品整備事業(臨時分)		体育施設備品を年次計画的に配置、更新する。 安全を図るため、経年劣化のある市民体育館バスケットゴー ルを更新する。	H29以前~ R7以降	5,808	文化スポーツ推進課
市民館管理運営事業(体 育ホール)		市民館体育ホールは、市民体育(スポーツ)の振興を図るため、また大規模なイベントが開催できる施設として利用者(市民)が快適に利用できるように適切な管理運営が必要である。計画的な保守管理や修繕に努める。	H29以前~ R7以降	4,126	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業		市体育施設を適切に維持管理する。 多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。	H29以前~R 5	45,855	文化スポーツ推進課
施設維持管理事業		体育施設に破損等が発生した際、それらに早急に対応し、利 用者の安全を図り、利用を促進する。	H29以前~ R7以降	2,000	文化スポーツ推進課
学校·民間体育施設開放· 活用事業		地域住民の多様なニーズに幅広く対応するため、学校施設を 含む施設の開放を促進し、スポーツを「する」環境を整える。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	文化スポー ツ推進課
事業名	重点施策	(2)スポーツ活動の推進事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
事業名 レノファ山口とのパートナーシップ事業	重点施策		事業期間 H29以前~ R7以降	事業費	担当課文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパート	1-(1)	事業概要  スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、山口県 唯一のプロスポーツチームであるレノファ山口を活用し、選手 による小学生とのスポーツ交流事業などを実施する。選手や スタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体 感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推	H29以前~	事業費 (単位:千円)	文化スポー
レノファ山口とのパートナーシップ事業 キャンプ誘致推進補助事	1-(1)	事業概要  スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、山口県唯一のプロスポーツチームであるレノファ山口を活用し、選手による小学生とのスポーツ交流事業などを実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。  東京2020オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の競技種目に係るナショナルチームが行うキャンプの誘致を推進し、本市のスポーツ振興、地域の活性化、情報発	H29以前~ R7以降	事業費 (単位:千円) 600	文化スポー ツ推進課 文化スポー ツ推進課

_				
聖火リレー実施事業	オリンピック聖火は、平和や希望の象徴とされ、オリンピックムーブメントの中でも最も力強く、聖火ランナーがリレーにより全国をつなぐイベントで、本市においてもオリンピック・パラリンピックを身近に感じられる貴重な機会と捉えている。実施に向けたルート選定や諸準備、更には聖火ランナーの選出、セレモニーの開催など聖火リレーを円滑に進めていための県実行委員会の運営に対し、県及び県内19市町で負担金を支払うもの。また、スタート時に行われるミニセレブレーション時のウェルカムプログラムの実施や会場装飾経費、当日ボランティアや沿道観客への記念品配布等は本市独自の内容のため、負担金とは別に予算計上する。・走行路:(スタート)県立おのだサッカー交流公園~(ゴール)トヨタカローラ山口、山口トヨペット小野田店前・県実行委員会選出ランナー(2名):権丈泰巳、川崎幹子※その他のランナーについては現時点未定	R1~R2	5,700	文化スポーツ推進課
山口県スポーツ推進委員研修会	山口県スポーツ推進委員協議会が主催する研修会へ参加し、 スポーツ推進委員の更なるスキルアップを図る。	H29以前~ R7以降	178	文化スポーツ推進課
スポーツ交流施設管理・運営業務	スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口の練習 拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に 管理運営する。	H30~R7以 降	3,913	文化スポー ツ推進課
競技スポーツ推進事業	体育協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、 大会を開催することなどでスポーツを振興し、スポーツ人口の 増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、旅費を助成す るなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成 感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	H29以前~ R7以降	4,284	文化スポー ツ推進課
生涯スポーツ推進事業	市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツを普及したり、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	H29以前~ R7以降	495	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業	競技団体やスポーツ推進委員等と連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。	H29以前~ R7以降	1,956	文化スポー ツ推進課
スポーツによるまちづくり 推進委員会	山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画の策定、進 捗管理等を行うとともに、市のスポーツ施策について意見を聴 取し参考とするため、山陽小野田市スポーツによるまちづくり 推進委員会を設置する。	H29以前~ R7以降	64	文化スポー ツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業	児童がスポーツをするうえで重要な役割を持つスポーツ少年 団などのスポーツ団体の指導者や地域のスポーツ活動を支え るスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、 スポーツ推進する基盤をつくる。	H29以前~ R7以降	2,098	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバ ル運営事業	競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加図るため、 令和2年度で40回を迎える歴史ある高校サッカーフェスティバ ルを開催する。	H29以前~ R7以降	2,221	文化スポー ツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、アジャタ(H30~)の5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を開催する。	H29以前~ R7以降	391	文化スポー ツ推進課
市民マラソン大会運営事業	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、1月に厚 陽地区で市民マラソン大会を開催する。	H29以前~ R7以降	447	文化スポー ツ推進課
県立おのだサッカー交流 公園運営業務	県立おのだサッカー交流公園の管理運営、及び本市と宇部市 及び美祢市間での連絡調整等運営協会に関する事務を行う。	H29以前~ R7以降	24,434	文化スポー ツ推進課

#### 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

## 基本施策38 効率的で効果的な行政運営 (1)行政改革の推進

<u> </u>						
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
RPA及びAI-OCR導入・ 活用事業		他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすことができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2~R7以降	5,522	企画課	
埴生地区複合施設整備事 業		埴生地区の地域コミュニティの拠点として、埴生中学校の南側の敷地に、公民館・支所・児童クラブ室を統合した複合施設を整備する。 今年度は、外構工事及び移設後の埴生公民館の解体工事を行う。 事業期間 平成28年度から令和3年度 鉄骨造平屋建	H29以前~R 3	183,484	社会教育課	
公共施設再編検討事業 (個別施設計画の策定)		延床面積 1,297.22㎡  人口減少や少子高齢化の進行が予想される将来において、多様化、複雑化する行政サービスを適切・持続的に提供していくことができるよう、公共施設サービスに係る費用は必要公供限にする必要がある。そこで、長期的視点で市に必要な公共施設を判断し、統廃合も含めた施設再編の検討を行う。また、施設再編に伴う跡地について、サウンディング調査の実施など民間のノウハウを活用しながら、再利用を図る。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課	
きらら交流館検討・改修事業		平成13年に開館。青少年宿泊施設の位置づけであるため、教育委員会が所管しているが、すでに研修を伴わない宿泊も可となっているなど、観光施設としての側面が強い。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超えており、更新の必要があることから、今後の館のあり方を検討、決定するとともに、必要に応じて施設を改修する。令和2年度に基本計画を策定するとともに、官民連携事業導入可能性調査を実施する。	H30~R7以 降	3,500	企画課	
行政改革検証事業		平成31年3月に策定した第一次行政改革プランの行動計画の各項目について、毎年度終了後に行政改革推進審議会を開催して、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。	H29以前~ R7以降	46	企画課	
職員提案制度の推進		行政運営全般について、所掌事務にとらわれない柔軟な視点からの職員提案を募集し、内容の優れたものを採用・実施することにより、市民サービスの向上に努める。 近年は提案件数が減少傾向にあることから、職員が提案しやすい環境をつくり、市民サービス向上・課題解決に役立つ事業、業務改善に積極的に取り組む意識が高まるよう、要綱の見直しを含め検討する。	H29以前~ R7以降	10	企画課	
教育に関する事務の点検・ 評価にかかる外部識者活 用事業		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しているが、同条により点検及び評価に際し、学識経験者に意見を聴くものとされている。	H29以前~ R7以降	18	教育総務課	
権限移譲推進事業		県が行っている事務のうち、市民に身近な基礎自治体(市)が 事務を行うことにより、市民サービスの向上が見込まれる事務 について、積極的に事務の移譲を受ける。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課	

指定管理者制度運用事務		指定管理者による施設管理により市民サービスの向上や施設 管理経費の節減が望める施設について、適切な指定管理者を 選定し、指定管理者に施設の管理・運営をさせる。令和元年度 実施のモニタリングから、管理運営上の問題点や改善に向け た取組を指定管理者と施設所管課とが共有する様式を追加す るとともに、指定管理者による1次評価を実施し、施設所管課 による2次評価を行った上で評価内容のフィードバックを行い、 業務内容の検証と改善を繰り返すマネジメントサイクルの促進 を図ることとした。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課
PPP推進事業		老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、PPP/PFIを活用した民間のノウハウの導入と行政サービスの質の向上、効率化が有効である。今後、施設の整備等を行う場合には、従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討するとする市としての方針を示し、あわせて具体の案件について事業化検討に向けた一連の手続きを定める「優先的検討規程」を策定・運用することにより、庁内におけるPPP/PFI事業の推進を後押しし、ひいては行政サービスの質の向上、効率的な行財政運営の実現を目指す。	R2~R7以降	ゼロ予算	企画課
	ı	(2)適正な組織体制の確立	Τ	<b>人和0左座</b>	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
職員採用事務(臨時)		地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。 より人物重視の採用試験を実施するため、面接官の面接技術 を向上させる必要があることから、定期的に面接官研修を実 施し、組織の活性化に資する職員採用を行う。 山口きらめき企業の魅力発見フェア(Jobフェア)へ参加して当 市の魅力を発信することにより採用試験受験者数を増加さ せ、優秀な人材の採用を目指す。	H29以前~ R7以降	80	人事課
人事給与システム改修事業 (臨時分)		令和2年度から導入される会計年度任用職員制度により、現 在の臨時職員等の給与体系が変わるため、それに対応できる 給与システムに改修する。	H29以前~ R7以降	2,772	人事課
定員適正化計画策定事業		第三次山陽小野田市定員適正化計画期間が令和元年度末に終了するため、今後の公務員制度改正の状況や、地方分権の進展に伴う権限委譲等の動向、事務事業の民営化、公共施設の再編、組織・機構改革、早期退職者等の補充を行うための調整など、情勢の変化を考慮し第四次山陽小野田市定員適正化計画(令和2年度~令和6年度)令和2年5月中に策定し、公表する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	人事課
職員採用事務		地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。 計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、住民サービス向上を図る。		1,348	人事課
		(3)職員の資質の向上	<u> </u>	△和○左由	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
職員研修事業(臨時分)		地方公務員法第39条に規定する義務事業。 職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、外部講師による庁内研修を実施する。	H29以前~ R7以降	465	人事課
職員協創意識醸成事業(自主研修制度助成)		山陽小野田市職員の研修に関する規程第9条第2項に定める 自主研修に対する助成であり、「協創」のまちづくりを進めるため、助成対象とする研修を「協創」に特化したものとする。研修 修了者に対し、研修費の全額を補助する。ただし、補助金の限 度額(上限)は、7万円とし、年間10人までとする。	R1~R7以降	400	人事課

職員研修事業			H29以前~ R7以降	1,977	人事課
人事評価制度事業		地方公務員法の改正により、平成28年度から全職員を対象に 人事評価が義務化されたことから、平成27年度から全職員を 対象に試行実施しているが、今後、職員の人材育成と組織の 活性化に寄与することを最大の目的として実施し、評価結果を 任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として本格的に活 用していく。	H29以前~ R7以降	775	人事課
不当要求行為等防止対策 研修事業		不当要求行為に対する、職員研修を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	生活安全課
		(4)行政サービスの向上	Į.		
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
埴生地区複合施設建設に 伴う埴生支所移転事業		埴生地区複合施設が令和2年度に完成するにあたり、現在の 埴生支所の備品等の移設及び必要な備品の購入を行う。	R2	3,845	埴生支所
支所等運営事業		山陽総合事務所の印刷機が老朽化による故障で修理不能なたため、各部署で印刷していたチラシなどを本庁に出向いて印刷している。印刷機をリースして、事務の軽減・効率化を図る。	R2	1,037	地域活性化 室
個人番号カード申請支援 事業		窓口対応によって個人番号カード申請用の写真を撮影しオンラインで申請するまでを支援することにより個人番号カードの普及促進を図る。	H31~R7以 降	142	市民窓口課
山口県市町共同電子申請 推進協議会負担金負担事 業		本市においては、平成21年9月から県下11市町で構成された山口県市町共同電子申請推進協議会(平成26年4月からは構成自治体が8市町へ縮小)において共同利用が開始された電子申請サービスを利用している。なお、国において積極的な利用を推し進めている、平成29年7月から本格運用開始となるマイナンバーカードを用いたマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの導入については、この電子申請サービスに必要となる機能を追加することで子育てワンストップサービスの提供が可能となっている。	H29以前~ R7以降	819	情報管理課
マイナンバーカード等交付 関連事務委任事業		番号法の施行により、平成27年10月から個人番号が付番・通知され、平成28年1月から希望者にはマイナンバーカードを交付している。カード発行等関連事務は、市町村の事務負担の軽減や費用の抑制の観点から、地方公共団体情報システム機構が一括して行っており、市は、機構に対しその費用に相当する金額を交付金として支払う。令和2年5月25日以降、通知カードの発行手続き等は廃止され、個人番号通知書が送付される。	H29以前~ R7以降	13,829	市民課
マイナンバーカード等交付 関連事務委任事業 (システム整備)		政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。マイナンバーカードの得率の向上に合わせ、令和2年度は、住民全員の住所・戸籍等異動に伴うマイナンバーカードの券面書換に対応出来るようプリンターのシステム整備を行う。	R2~R7以降	3,944	市民課
マイナンバーカード申請支援事業		マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを提供している。	R2~R4	1,046	市民課

南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵(南部)地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	H29以前~ R7以降	945	南支所
埴生支所は市の西部に位置し、特に埴生・津布田地区の身近な市行政の窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	H29以前~ R7以降	731	埴生支所
山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての 行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には情 報収集に当たり、被災状況の把握を行う。	H29以前~ R7以降	414	地域活性化 室
旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券の 発給の申請受理、申請者の身分上の事実確認、一般旅券の 交付、記載事項の変更、査証欄の増補、一般旅券の紛失及び 焼失の届出受理、旅券の返納等を行う。	H29以前~ R7以降	383	地域活性化 室
主に山陽地区の行政ニーズに対応するため、各種の申請・届 出等の受付や各種税(料)の収納などの業務を行う。 また、山陽地区全域の地籍図分間図を保有しており、申請に より閲覧や写し(コピー)の交付を行う。	H29以前~ R7以降	1,000	市民窓口課
平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。	H29以前~ R7以降	237	市民課
市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。	H29以前~ R7以降	189	市民課
公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。	H29以前~ R7以降	288	市民課
公園通出張所に設置している電子レジスターは、約20年間使用しており、交換部品もなく、修理対応が出来ない状況である。適正に収納業務を遂行するため、電子レジスターを更新する。	R2	317	市民課
マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から提供開始します。	R1~R7以降	19,213	市民課
2021年5月移行に向けて、キオスク端末新機種設置に伴う試験および現在接続を予定している証明書交付センターシステム更改による次期証明書交付センターシステムとの接続を可能とするためには、サーバ側のバージョンアップが必要なため、この改修を行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。	R2~R3	2,848	市民課
		ゼロ予算	情報管理課
	区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。  塩生支所は市の西部に位置し、特に埴生・津布田地区の身近な市行政の窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。  山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には情報収集に当たり、被災状況の把握を行う。  旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券の発給の申請受理、申請者の身分上の事実確認、一般旅券の交付、記載事項・変更、金融側の増補、一般旅券の教治の申請・届出等の要し、金融側の増補、一般旅券の教治の申請・届出等の受付や各種税、料)の収納などの業務を行う。また、山陽地区全域の地籍図分間図を保有しており、申請により閲覧や写し(コピー)の交付を行う。  平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民、本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から延長での証明書発行取文言業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から延長での証明書を行政を開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。  市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。  公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。  公園通出張所に設置している電子レジスターは、約20年間使用しており、交換部品もなく、修理対応が出来ない状況である。適正に収納業務を遂行するため、電子レジスターを更新する。適正に収納業務を遂行するため、電子レジスターを更新する。の通出張所に設置している電子レジスターと更新する。の直に収納業務を遂行するため、電子レジスターを更新する。の面出張所に向いた。第子レジスターを更新する。の利用が容易に可能となるをのは、第子レジスターシステムを更新する。の改修を行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。の改修を行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。ホーブンデータは、この文をを行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。ホーブンデータは、こ次利用が容易に可能となるExcel形式又はCSV形式として、市本一	区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。  塩生支所は市の西部に位置し、特に塩生・津布田地区の身近な市行政の窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。  山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には情報収集に当たり、被災状況の把握を行う。  旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券の発給の申請受理・申請者の身分上の事実確認、一般旅券の発給の申請受理・申請者の身分上の事実確認、一般旅券の発給の申請受理・申請者の身分上の事実確認、一般旅券の発給の申請を要更、企業の要更、金証個の増補、一般旅券の粉失及び境失の届出受理、旅券の返納等を行う。また、山陽地区全域の地籍図分間図を保有しており、申請により閲覧や写し(コピー)の交付を行う。  平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書を行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有朝郵便局でのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。 市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。 公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。 公民館業務を行う出張所である。 公園通出張所に設置している電子レジスターは、約20年間使用しており、交換部品もなく修理対応が出来ない状況である。適正に収納業務を遂行するため、電子レジスターを更新する。  公園通出張所に設置している電子レジスターを更新する。  公園選出張所に設置している電子レジスターを更新する。  2021年5月移行に向けて、キオスク端末新機種設置に伴う試験よび現在接続を予定している証明書交付センターシステムを更添により、この改修を行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。  統計及び行政情報のオープンデータ化により、官民における新たなサービスの創出を表援するにより、オアンデータは、二次利用的答案局に可能となるExoel形式又はCSV形式として、市ホー   129以順~   R29以前~   R29以前~   R29以前~   R29以前~   R29以前~   R20の改修を行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。   R2~R3   R79   R71   R73   R73	図の身近な市行政党口として、市民の利便性の向上を図るたと 129以前~ 84種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行って 17以降 1731

#### 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

#### 基本施策39 健全な財政運営 (1)財政の効率的運営

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費	担当課
実施計画及び行政評価改 良事業		第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像の実現に向けて、計画的な行政の推進と効果的な事業の選択が必要である。そのため、実施計画及び事務事業評価を行う仕組みについて、他市の事例を研究するとともに研修に参加し、実施計画や行政評価の研鑽を深め、改良していく。	H30~R7以 降	(単位:千円)	企画課
予算編成事務		実施計画に基づき事業の選択と集中に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算編成を行う。 また、健全財政を堅持するため、各種財政指標の推移を注視し、長期的な視野に立った計画的な予算編成に努める。	H29以前~ R7以降	292	財政課
地方債償還事業		実質公債費比率の推移を注視しながら、地方債の発行に際 しては、交付税算入額を考慮し、単年度の公債費が過大とな らないよう努める。	H29以前~ R7以降	3,156,464	財政課
基金積立事業		健全な財政運営を行うため、財政調整基金・減債基金については、最終的な積立目標額を50億円(標準財政規模の概ね30%)とし、財政基盤の強化に努めることとしている。なお短期的には、大型事業の推進状況や、工場設置奨励金の支給など、一般財源の多大の支出を見据えて、可能な範囲内で積立を行っていきたい。	H29以前~ R7以降	59,037	財政課
一時借入金利子償還事業		日々の資金繰りの中で、歳計現金の不足を補うため、一時借入を行っており、借入日数に応じ、その利息を支払うものである。	H29以前~ R7以降	3,000	財政課
公金総合保険加入事務		市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え、公金総合保険に加入するものであり、保険への加入にあたり、毎年度「2月末の住基人口数×1.96円」を保険料として支払っている。	H29以前~ R7以降	125	財政課
新地方公会計推進事業		平成27年1月、総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」により、平成29年度までに固定資産台帳整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成を要請された。これに基づき、平成29年度中に統一的な基準による財務書類の作成、公表に向けて取り組むとともに、平成30年度以降は作成した財務書類を活用し、説明責任の履行や財政の効率化・適正化に取り組む。	H29以前~ R7以降	932	財政課
実施計画策定事業		平成30年3月に策定した第二次山陽小野田市総合計画において、基本構想と基本計画を定めている。基本計画で示した施策を具体的に達成する手段として、3年間を計画期間とする実施計画を定め、具体的事業を示し、評価を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課
行政評価実施事業		個別の事務事業についてPDCAサイクルにおけるチェック・確認作業として行政評価を行うことにより、事業内容・事業手法又は事業そのものを見直すとともに、翌年度以降へ向けた効率的かつ効果的な事業運営を行い、総合計画における将来都市像の実現へつなげていく。また、行政評価を公表することにより透明性の高い行政運営を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課
補助金交付の見直し事務		団体運営補助を中心に、その補助金の有用性・必要性を見極め、統一的な基準に基づく審査・検証を行い、補助金交付の適正化を図る。 (平成20年1月に統一的な基準を策定)	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	財政課
		(2)自主財源の確保		会和2年度	
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課

山陽小野田市限定ナン バープレート事業	3-(1)	市限定ナンバープレートを原動機付自転車につけてもらうことで「走る広告塔」として多方面へのアピールを行う。また、希望者に本市の特色あるナンバープレートを交付することで、更なるシビックプライドの醸成を図る。	R1~R7以降	84	税務課
帳票類アウトソーシング事 業		通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2~R7以降	7,748	税務課
差押財産公売事業		市税滞納者所有で、市が差押えている不動産を公売し、公売代金を滞納額に充てる。公売にあたっては、ヤフ一㈱が運営するインターネット公売を活用する。これにより、広く公売の情報を知らしめ、差し押さえた不動産の落札額がより高価になることが期待できる。公売を実施するには、公売価格を算定する必要があるため、不動産の鑑定を依頼する。また、ヤフ一㈱にシステム利用料(落札額×0.03×1.1)を支払う。	H30~R7以 降	498	税務課
地方税共通納税システム対応事業		納税者は、複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地方団体は、納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができるシステムに対応する事業。このシステムは、eLTAXの電子申告等システムの一機能として位置づけられている。このシステムが導入されると、①納入済通知書ではなく、データファイルの形式で届く。②金融機関の口座に入金されている税金が口座振込形式で入金されるようになる。	H30~R7以 降	1,027	税務課
口座振替促進事業		市税おける「納め忘れ防止」、「期限内納付」、「収納率の向上」の3つの効果を期待し、口座振替利用率の向上の強化を図る。 市税の滞納が減ることにより、財源の確保が図れ、安定した市民サービスの向上に繋がる。 また、キャンペーンを行うことにより、市のPR及び景品として贈呈する市特産品のPR効果も期待できる。		350	税務課
企業版ふるさと納税PR事 業		平成28年の地域再生法の改正により、市が申請し、内閣府の 認定を受けた地域再生計画で計画している事業について企業 から寄附を受けることができる(地方創生応援税制)。地方創 生の取組充実を目指し、地方創生応援税制(企業版ふるさと 納税)を活用するため、可能性のある事業について、計画認定 を受けるとともに、計画認定を受けた事業について、企業訪問 を行い、対象事業をPRし、寄附の受入による自主財源の確保 を目指す。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課
ふるさと山陽小野田応援 事業		自主財源の確保、地域経済の活性化等を目的として、サポート寄附(ふるさと納税)の寄附者に対して特産品等の返礼品を送付します。また、新たなWEBサイトに加入し、PR露出を高めるとともに肥大化する受発注業務を専門業者に委託し、事務の効率化を図ることで、更なる寄附額の増加を目指します。	H29以前~ R7以降	65,463	シティセール ス課
ふるさと支援基金(サポート寄附)積立事業		寄附者の意思に応じた事業にサポート寄附金(ふるさと納税) を活用するため、山陽小野田市寄附条例に基づいて、寄附金 をふるさと支援基金に積み立てます。	H29以前~ R7以降	130,000	シティセール ス課
クラウドファンディング事業		寄附金の使用目的を明確にすることで、寄附をしようとする方に本市の事業により共感を持っていただき、寄附を促す手法として「クラウドファンディング」を導入する。	R2~R7以降	ゼロ予算	企画課
		•			

地方税法や市条例に則した適切な賦課を行うため、給与支払 報告書・公的年金報告書・市県民税確定申告書等の賦課資料 を精査している。内容については当初賦課後に全件チェックを 行い課税漏れがないか調査を行っている。毎年、当初賦課は	
5日・6日 変更があったときける次更正を行っている H29以前~	務課
地方税法・市条例に則した適切な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行っている。また県税事務所からの通知に基づき更正決定も行っている。地方税法・市条例に則した適切な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。	徐課
地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行っている。 地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。	抢務課
地方税法・市条例に則した適切な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばご税申告書を精査し、申告納税額の調定を行っている。 地方税法・市条例に則した適切な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばご税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	抢務課
地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行っている。 地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	抢務課
原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。分合筆等異 動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日(1月 1日)に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所 有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課 する。 633 税	抢務課
原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。  「原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、それの成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	抢務課
償却資産の所有者から、毎年賦課期日(1月1日)現在の償却 資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された 財課事務(償却資産) 申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3 月末日に価格を決定し、賦課する。 R7以降	抢務課
固定資産(土地)総合鑑定 評価業務 3年に1度の固定資産(土地)評価替えに伴う標準宅地の不動 産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に 伴う毎年度の時点修正業務を行う。 H29以前~ R7以降	抢務課

#### 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

GIS固定資産データ更新 事業			H29以前~ R7以降	2,098	税務課
収納管理業務		納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生の抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分(差押)の執行、正確な担税能力の把握により、早期の滞納解消を目指す。	H29以前~R 2	55,639	税務課
市有財産売却事業		市有財産管理運用指針に基づき、遊休資産として利用見込みのない普通財産の売却や貸付等により自主財源の確保を図る。また、そのための整備を行う。	H29以前~ R7以降	1,000	財政課
使用料·手数料の見直し事 務		公共施設における利用者負担の適正化や自主財源の確保を 目的として、施設の維持管理経費等を踏まえた使用料となるよう、単価等の見直しを行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	財政課
基本施策40 市政への市民参画の推進					
金子旭永弘 市政・30市民参画の機会づくり					
事業名	重点施策		事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
				(   ·     1 3/	

		本个地名10 中央 **/中央 **/中央		
		(1)市民参画の機会づくり		
事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年 事業費 (単位:千)
まちづくり懇談会業務		市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考と するため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意 日かはおような地よる。	H30~R7以 降	

見や情報を交換する。

市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に H29以前~ R7以降 受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。 要望·苦情処理業務 12 生活安全課

13 生活安全課

市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、司法書 H29以前~ 法律相談業務 528 生活安全課 士・弁護士による無料の法律相談事業を実施する。 R7以降

市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内 容、市の考え方などを公表して、広く市民等から意見を募り、 その内容を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見 等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。 市民意見公募(パブリック H29以前~ ゼロ予算 企画課 コメント)制度の活用

市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容に よって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介でき ないものについても、可能な範囲で支援に努める。 H29以前~ ゼロ予算 生活安全課 市民相談業務 R7以降

#### (2)市政情報の発信

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
広報活動記録事業		市内外で行われるイベント等の写真・映像データを後世に残す 保存用機材としてハードディスクを使用していましたが、破損に よるデータ損失や容量制限といった課題を解決するため、保 存方法をクラウドサービスに変更します。		184	シティセール ス課
広報紙編集用機器リース事業		広報紙の編集については、DTP(デスクトップパブリッシング) 等をリースし、シティセールス課において編集しています。文章 や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを 使ってデザインし、印刷データを作成しています。また、複合機 は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市 政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷 で行っており、これらの機種があることで業務時間の短縮を実 現するとともに業務の効率化を進めています。		1,243	シティセール ス課

#### 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

県央連携都市圏域「ナナシ マチ」魅力発信事業	FM山口を活用して交流促進に資する県央連携都市圏域情報を圏域内外に発信するとともに、地元産品をPRします。	R1~R7以降	16	シティセール ス課
ホームページを活用したま ちの魅力発信事業	ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、日進月歩のこの業界においてバージョンアップ等に対応します。利用しやすい、役に立つホームページとなるようその機能を最大限に活用し、発信情報の充実を図ります。また、スマホ世代にあった「報発信を考え、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やします。迅速な情報提供や情報更新によって、まちの魅力を積極的に継続的に発信し、シティセールスを推進します。		623	シティセール ス課
広報紙発行事業	広報紙は、市政情報を正確に市民に提供する手段として最も 重要な役割を担っています。令和元年度に実施したアンケート 調査の結果を踏まえ、当面は毎月2回の発行を継続するととも に、広報紙面のリニューアルに取り組みます。		18,325	シティセール ス課
市政情報発信事業	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用していますが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関への情報発信と連絡調整を行います。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っていることから、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行います。	H29以前~ R7以降	327	シティセール ス課
市政情報発信事業(コミュ ニティFM)	本市に存するコミュニティFMの番組枠(シティインフォメーション1回10分週7日、オリジナル番組1回30分週1日)を確保し、ラジオ放送を活用した市政情報の発信に取り組みます。	H29以前~ R7以降	4,650	シティセール ス課
出前講座運営事務	市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	H29以前~ R7以降	12	生活安全課
フェイスブックを活用したま ちの魅力発信事業	SNS(ソーシャルメディア)は双方向性が高く、オープンなリアルタイムのコミュニケーションを可能にするツールであることから、フェイスブックの特性である拡散性、即時性を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい、「本市のファン」の増加を目指します。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	シティセール ス課
市政説明会運営事務	市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について、市民に情報を提供し、共有するため、事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会(開催主体が市。担当課で行う説明会を含む。)を開催する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	生活安全課
みんな de スマイルトーク 運営事務	協創によるまちづくりを展開していくために、まちづくりに繋がる専門的知識や経験に基づく幅広い意見を把握する必要があることから、市長と対象団体が対話をする。	H30~R7以 降	ゼロ予算	生活安全課

## 基本施策41 広域連携の推進 (1)広域連携の推進

事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
広域圏連携事業(宇部·美 祢·山陽小野田市広域連 携協議会)		3市で構成する宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会において、行政の広域的な取組を図るため協議会を開催し、会長及び事務局を2年度ずつ持ち回りしてきたが、近年は休止状態である。一方で、平成29年3月に本市は山口市・宇部市と連携協約を締結し、7市町による山口県央連携都市圏域が発足しており、3市はいずれも参加している。よって、今後の3市での協議会の取扱いについて、関係市で協議する必要がある。	H29以前~R 2	ゼロ予算	企画課	

事業名	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基幹統計調査の実施に関 する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	H29以前~ R7以降	29,252	総務課
自治基本条例見直し事業	「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、自治基本条例が平成24年1月1日から施行された。同条例第35条の規定により、5年を超えない期間ごとに自治基本条例審議会においてこの条例の見直しを検討することが定められているため、令和3年度において見直しの検討を行うための会議を開催する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	企画課
第二次山陽小野田市総合 計画改訂事業	第二次山陽小野田市総合計画は、平成30年度から令和11年度までの12年間を計画期間としている。この計画期間は、前期4年、中期4年、後期4年の3期に区分される。このため、前期又は中期の最終年度とその前年度(令和2年度・令和3年度、令和6年度・令和7年度)においては基本計画の見直しを行い、次期4年間の計画を策定する必要がある。	R1~R7以降	472	企画課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題となっている。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、現在、別システムとなっている起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R1~R7以降	8,011	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R1~R3	119	財政課
庁用自動車更新事業	老朽化の進む市保有の庁用自動車を、年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減させ、また普通車を減らし軽自動車を増やすことにより修繕費や燃料費を軽減させる。	H29以前~ R7以降	186	財政課
住民情報系システム更新事業	平成23年度に導入した機器が令和2年3月末で保守限界となるため、令和元年度に県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)を行い、令和元年11月から稼働開始する。なお、生活保護システムのみ、令和2年度に移行を行い、令和3年4月から稼働開始する。	H30~R7以 降	90,585	情報管理課
社会保障・税番号制度対 応にかかるシステム改修 事業	現行の自治体中間サーバー・プラットフォームは、平成28年度の稼働後、令和3年7月をもって保守停止となります。次期システムの更新は、地方公共団体情報システム機構(JーLIS)により、令和元年度から設計・構築を行い、令和3年8月の運用開始が予定されています。経費については、国費による財政措置(10/10)が予定されています。	R1~R3	3,267	情報管理課

イントラネット通信機器更新事業	平成23年度に更新した旧小野田地区のイントラネット通信機器が令和元年度に一部が保守停止となるため、庁舎耐震化工事に合わせて令和元・2年度に更新を行う。旧山陽地区のイントラネット通信機器の更新については、機器の保守停止となる令和5年度に更新を行う。	R1~R7以降	7,201	情報管理課
教育委員の資質・能力向 上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	H30~R7以 降	235	教育総務課
山陽小野田市長選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告 示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票、 開票及び選挙会を行い、当選人を決定する。	H29以前~ R7以降	7,705	選挙管理委員会事務局
個人情報保護事業	市個人情報保護条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定める。	H29以前~ R7以降	36	総務課
例規関係事務事業	<ul><li>○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。</li><li>○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。</li><li>○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。</li></ul>	H29以前~ R7以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	<ul> <li>○訴訟、和解及び不服申立ての総括事務</li> <li>○行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務</li> <li>○住民投票条例に基づく総括事務</li> <li>○直接請求(条例制定改廃等)の事務</li> <li>○法令等の運用・解釈の助言・指導</li> <li>○法令集・解釈書等の整備</li> </ul>	H29以前~ R7以降	1,557	総務課
文書管理事務事業	<ul><li>○ 文書事務の総括</li><li>○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書逓送</li><li>○ 文書事務に係る消耗品の一括購入</li><li>○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理</li></ul>	H29以前~ R7以降	25,133	総務課
公印管理事業	<ul><li>○ 公印規則による適正な公印の管理</li><li>○ 公印の新調・廃止</li><li>○ 公印台帳の整備</li></ul>	H29以前~ R7以降	20	総務課
文書管理システム運用事業	平成29年1月に導入した文書管理システムの安定した運用を 図る。	H29以前~ R7以降	1,847	総務課
庁舎管理事業	〇本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 〇計画的な改修・修繕の実施	H29以前~ R7以降	43,000	総務課

庁内放送·庁内電話管理 事業	〇市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 〇代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	H29以前~ R7以降	4,076	総務課
表彰関係事業	〇国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 〇市の功労者一般表彰等 〇市のスポーツ文化功労者等の表彰	H29以前~ R7以降	278	総務課
固定資産評価審査委員会 事務	〇固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を 行う。	H29以前~ R7以降	48	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	H29以前~ R7以降	1,182	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄 物処理業務)	〇産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R1~R7以降	677	総務課
行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	H29以前~ R7以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、 弁護士と相談ができる体制を構築する。	H29以前~ R7以降	1,056	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が 実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質 の向上を図る。	H29以前~ R7以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負 担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	H29以前~ R7以降	8	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R2~R7以降	979	総務課

職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務が遂行できる 環境を整える。平成28年からストレスチェック制度を導入し、労 働者のメンタルヘルス不調の未然防止、労働者自身のストレス への気づきを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善につ なげることを目的とする。また、令和2年度からは、会計年度任 用職員についても健康診断、ストレスチェックの対象となる。	H29以前~ R7以降	8,304	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働 基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく 事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中でき る職場環境を提供する。	H29以前~ R7以降	960	人事課
共済組合事務	地方公務員法第43条に基づき、各種福利厚生事業を行う。	H29以前~ R7以降	792	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドッグ利用助成など福利厚生 事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	H29以前~ R7以降	3,486	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び 求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地 籍調査の結果に誤りがある場合は、地図訂正や地積更正を行 う。	H29以前~ R7以降	1,986	税務課
地方版総合戦略の効果検 証事業	地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。本市総合戦略の計画期間は、平成27年度~平成31年度の5年間となっていたが、令和3年度まで延長する予定。		94	企画課
庁用自動車管理·運行事 業	市の業務に必要不可欠な庁用自動車の管理・運行・整備に関する事業であり、公用車の一元管理による公平な車両供給と 効率化及び維持管理費の軽減を図る。	H29以前~ R7以降	12,565	財政課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	H29以前~ R7以降	2,845	財政課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	H29以前~ R7以降	651	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼動のためハードウェア及びソフト ウェアの管理・運営を行う。	H29以前~ R7以降	23,314	情報管理課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼動のためハードウェア及びソフト ウェアの管理・運営を行う。	H29以前~ R7以降	31,811	情報管理課

ネットワーク管理・運営事 業	ネットワークの安定稼動のため通信基盤の管理・運営を行う。	H29以前~ R7以降	23,150	情報管理課
情報セキュリティ対策研修等事業	インターネットによる情報収集や電子メールによる相互連絡等が重要度を増してきている中、日々発展する標的型攻撃等によるウイルス感染対策は必要不可欠である。市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	H29以前~ R7以降	216	情報管理課
石油基地自治体協議会負 担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	H29以前~ R7以降	13	商工労働課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていく。	H29以前~ R7以降	12,077,537	公営競技事 務所
ミッドナイトオートレース開催事業	更なる累積債務の早期解消及び地域公益事業などの地域福祉への貢献を更に充実させるため、収益性の高いミッドナイトオートレースを本格的に導入する。	H30~R7以 降	3,194,028	公営競技事 務所
山陽オートレース場スタンド棟等整備事業	〇鉄筋コンクリート造 〇一部鉄骨構造5階地下1階 〇延床面積14,390㎡ 〇この基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本 設計・実施設計に着手しており、令和2年度はグリーンハウス と補助スタンドの解体を実施する。	H29以前~ R7以降	3,850	公営競技事 務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	401	土木課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入 札を執行する。	H29以前~ R7以降	113	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	H29以前~ R7以降	75	監理室
出納審査事務	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	H29以前~ R7以降	1,697	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ケ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	H29以前~ R7以降	241	出納室

厚狭地区複合施設維持管 理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭公民館及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	H29以前~ R7以降	27,504	地域活性化 室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	H29以前~ R7以降	3,192	教育総務課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育 長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体の事務を行 う。	H29以前~ R7以降	2,484	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	H29以前~ R7以降	228	教育総務課
学校施設等管理事業(産 業廃棄物処理業務)	教育委員会の事業活動に伴い排出された産業廃棄物を処理 することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施す る。	H30~R7以 降	2,902	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	H29以前~ R7以降	2,684	監査事務局
議会運営事務	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	H29以前~ R7以降	165,918	議会事務局
本会議、委員会運営事務	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運 営委員会、全員協議会の運営を行い、議事録を作成する。	H29以前~ R7以降	2,068	議会事務局
議員活動支援事務	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	H29以前~ R7以降	6,755	議会事務局
議長会等参画事務	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に加盟し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	H29以前~ R7以降	1,810	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	H29以前~ R7以降	4,255	議会事務局
議会広聴事業	市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、さまざまな形で市民の意見を聞く機会を設け、実践する。	H29以前~ R7以降	30	議会事務局

選挙管理委員会運営事業	選挙管理委員会の運営及び選挙人名簿、在外選挙人名簿、 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員選挙人名簿の調整並びに これに関係ある事務を管理する。	H29以前~ R7以降	1,417	選挙管理委 員会事務局
選挙啓発事業	選挙が公明かつ適正に行われるよう、常にあらゆる機会を通し て選挙人の政治意識の向上を図る。	H29以前~ R7以降	156	選挙管理委員会事務局
投票所入場券印刷アウト ソーシング事業	投票所入場券の印刷・封入作業は、決められた期限内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入サービスの委託を行う。	R2~R7以降	424	選挙管理委員会事務局
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、 削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自 治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であ る。	H29以前~ R7以降	1,401	市民課
住民基本台帳事務事業	住民異動届を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住 関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務 処理の基礎とし、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の 行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく事務で ある。	H29以前~ R7以降	1,101	市民課
特別永住許可事務及び市 区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、出入国管理及び 難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居 登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連 携処理を行う。外国人住民も住民基本台帳法の対象となった ため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握 することができるようになった。	H29以前~ R7以降	22	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	H29以前~ R7以降	307	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録 又は継続検査等の目的で陸運局まで運行する必要がある際、 要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与え る。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関 する取扱規則に基づき実施。	H29以前~ R7以降	11	市民課
船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に接続する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	H29以前~ R7以降	17	市民課

戸籍情報システム改修事業	戸籍法及びデジタル手続法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システムの改修を行い、戸籍副本データ全件を戸籍サーバへ送信し、各市区町村間で連携運用を行い、総合運用試験支援までの工程を委託するものである。この改修は、戸籍、附票、住民基本台帳と3分野に分かれており、今回は戸籍部分についての改修を行う。なお、今後、総務省より附票と住民基本台帳部分について改修内容の詳細が示された時には、対応が必要となる。	R2~R5	13,970	市民課
情報公開事業	○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する 弁護士と委託契約を締結する。	H29以前~ R7以降	66	総務課
特定個人情報保護事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市特定個人情報の取扱いに関する管理規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	総務課
市議会対応事務事業	市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	総務課
行政区域関係事業	○ 市の境界の確認等に関する事務 ○ 町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○ 新たに生じた土地の確認に関する事務(権限移譲)	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	総務課
連絡調整事業	○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	総務課
市長の秘書に関する業務	市長が職務に専念できる執務環境を確保し、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	総務課
庁議に関する事務	市政に関する重要事項を審議するとともに、情報・問題の共有 化を図ることにより、効率的かつ円滑な行政運営を行う。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	総務課
地方財政状況調査(決算 統計)事務	「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(昭和28年)に基づき、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、総務省より「地方財政白書」として公表されるものである。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	財政課
地方交付税事務	地方交付税算定のため、交付税算出資料を作成する。 ●普通交付税:各種基礎数値の提出(4~5月)、県へ算出資料 を提出·交付額決定(7月)、翌年度基礎数値の提出(10月) ●特別交付税:各種基礎数値・資料の提出(9月)、交付額決定 (3月)	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	財政課
健全化判断比率及び資金 不足比率の算定事務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の定める調査様式により算定する。 監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 市民に対しては、市広報及びホームページを通じて公表する。	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	財政課

情報セキュリティポリシー 実施事業	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	情報管理課
情報セキュリティ監査事業	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	情報管理課
公金管理事務	H29以前~ R7以降	ゼロ予算	出納室

## 繰 出 金

事業名	事業概要	事業期間	令和2年度 事業費 (単位:千円)	担当課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準の範囲内で繰出金を支出する。	H29以前~ R7以降	399,361	健康増進課
水道事業会計繰出金(児 童手当)	地方公営企業繰出基準に基づき、水道局職員に係る児童手当 の支給に要する経費の一部を繰出す	H29以前~ R7以降	3,334	環境課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及 び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特 別会計へ繰り出すもの。	H29以前~ R7以降	1,064,126	高齢福祉課
国民健康保険 特別会計 繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から 国民健康保険会計への繰出金	H29以前~ R7以降	584,404	国保年金課
後期高齢者医療 特別会 計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金	H29以前~ R7以降	269,225	国保年金課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に 要する経費を負担する。	H29以前~ R7以降	120	商工労働課
地方卸売市場事業特別会 計繰出金	山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計への繰出金	H29以前~ R7以降	6,986	農林水産課
下水道事業会計繰出金 (農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般 会計が負担すべき経費の繰出金。	H30~R7以 降	57,937	農林水産課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計 が負担すべき経費を支出する。	H29以前~ R7以降	1,118,443	都市計画課